

分科会 文書配布による報告品目等
(農薬及び動物用医薬品関係)

- ・ オキシリニック酸 (適用拡大) 1-1 ~ 1-115
- ・ 29品目の一括削除 2-1 ~ 2-76

各剤について

- ・ 諮問書 (厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会長へ)
- ・ 評価書 (食品安全委員会委員長から厚生労働大臣へ)

と2文書がございます。

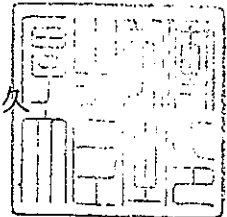




厚生労働省発食安0・217第2号
平成26年2月17日

薬事・食品衛生審議会
会長 西島 正弘 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

次に掲げる農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準設定について

オキシリニック酸

平成26年3月20日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成26年2月17日付け厚生労働省発食安0217第2号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくオキシリニック酸に係る食品規格（食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

オキシリニック酸

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：オキシリニック酸[Oxolinic acid(ISO)]

(2) 用途：殺菌剤／細菌性疾病に対する予防及び治療

キノリン骨格を有する殺菌剤である。DNAジャイレースのサブユニットAと結合してDNAジャイレースを不活化させ、DNAの複製を阻害することにより菌を死滅させると考えられている。

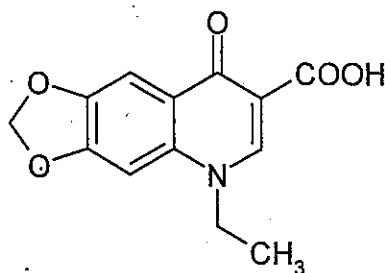
動物用医薬品としては、子牛及び子豚の大腸菌、サルモネラなどによる細菌性下痢症、豚におけるパスツレラ マルトシダによるパスツレラ性肺炎、鶏のサルモネラ チフィウム、サルモネラ ブロックレイによるパラチフス症及び大腸菌による大腸菌症並びに魚介類のせっそう病及びビブリオ病等の細菌性疾病に対して用いられ、予防・治療の効果を有することが確認されている。

(3) 化学名

5-ethyl-5, 8-dihydro-8-oxo[1,3]dioxolo[4, 5-g]quinoline-7-carboxylic acid(IUPAC)

5-ethyl-5, 8-dihydro-8-oxo-1, 3-dioxolo[4, 5-g]quinoline-7-carboxylic acid(CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{13}H_{11}NO_5$
分子量	261.23

水溶解度 3.2 mg/L (25℃)
 分配係数 $\log_{10}P_{ow} = 0.95$ (25℃)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用法は以下のとおり。

【作物名】となっているものについては、今回農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

（1）農薬としての使用方法

① 20.0%オキシリニック酸水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	オキシリニック酸を含む農薬の総使用回数		
稲	もみ枯細菌病 苗立枯細菌病 褐条病	20 倍	-	浸種前 浸種後	1 回	10 分間 種子浸漬	3 回以内 (種もみへの 処理は 1 回以内、 は種後は 2 回以内)		
		7.5 倍	乾燥種籾 1kg 当たり 30mL	浸種前		吹き付け 処理 (種子消毒機 使用)又は 塗沫処理			
	もみ枯細菌病	400 倍	-			24 時間 種子浸漬			
		400～800 倍				48～72 時間 種子浸漬			
		200 倍				5～24 時間 種子浸漬			
	苗立枯細菌病 褐条病	浸種後	5 時間 種子浸漬						
	もみ枯細菌病	乾燥種子 重量の 0.3 ～0.5%	-	浸種前		24 時間 種子浸漬			
	苗立枯細菌病 褐条病	乾燥種子 重量の 0.5%	-			種子粉衣 (湿粉衣)			
	もみ枯細菌病 葉鞘褐変病 内穎褐変病	1000 倍	60～ 150L/10a	穂ばらみ初期～ 乳熟期 ただし、 収穫 21 日前まで	2 回以内	散布			
	はくさい	軟腐病 黒斑細菌病		100～ 300L/10a	収穫 7 日前まで	3 回以内		3 回以内	

① 20.0%オキシリニック酸水和剤 (つづき)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	オキシリニック酸を含む農薬の総使用回数		
だいこん	軟腐病	1000 倍	100～ 300L/10a	収穫 14 日前 まで	5 回以内	散布	5 回以内		
キャベツ	軟腐病 黒斑細菌病			収穫 7 日前まで	3 回以内		3 回以内		
ブロッコリー	軟腐病	2000 倍		収穫 14 日前まで	2 回以内		2 回以内		
カリフラワー				収穫前日まで					
はなっこりー				収穫 7 日前まで	3 回以内		3 回以内		
ねぎ		1000 倍					5 回以内		
たまねぎ				収穫 7 日前まで	5 回以内		5 回以内 (種いも浸漬は 1 回以内)		
ばれいしょ			収穫 14 日前まで		6 回以内 (種いもへの 吹き付けは 1 回以内、 植付後は 5 回以内)				
こんにゃく	腐敗病	30～100 倍	種いも 1 m ² 当たり 150mL	植付前	1 回	吹き付け処 理			
ズッキーニ	軟腐細菌病	1000 倍	100～ 300L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内		
ピーマン	軟腐病	2000 倍							
リーフレタス	軟腐病 腐敗病	2000 倍		収穫 21 日前まで	2 回以内		2 回以内		
立ちちしゃ				収穫 7 日前まで					
レタス				収穫 14 日前まで	3 回以内		3 回以内		
エンダイブ	軟腐病	2000 倍		収穫 14 日前 まで	2 回以内		2 回以内		
セルリー									
パセリ									
にんじん	軟腐病 斑点細菌病	1000 倍		収穫 7 日前まで	3 回以内		3 回以内		
チンゲンサイ	軟腐病	2000 倍		収穫 7 日前まで	2 回以内		2 回以内		
らっきょう				収穫 7 日前まで	3 回以内		3 回以内		
さんとうさい		2000 倍		収穫 7 日前まで	2 回以内		2 回以内		
アスパラガス		2000 倍	100～ 500L/10a	収穫前日まで	2 回以内		2 回以内		
なし	枝枯細菌病	1000 倍	200～ 700L/10a	収穫 45 日前 まで	3 回以内		3 回以内		
もも	せん孔細菌病			収穫 7 日前 まで					
ネクタリン									
小粒核果類	かいよう病								

② 10.0%オキシリニック酸・50%有機銅水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	オキシリニック酸を含む農薬の総使用回数	
ばれいしょ	軟腐病	600～1000 倍	100～300 L/10a	収穫 14 日 前まで	5 回以内	散布	5 回以内 (種いも 浸漬は 1 回以内)	
キャベツ	黒腐病	800 倍			3 回以内		3 回以内	
ブロッコリー	軟腐病	800～ 1000 倍			2 回以内		2 回以内	
はくさい		600～ 1000 倍		3 回以内	3 回以内			
	黒斑病 白斑病 べと病	800 倍						
だいこん	軟腐病	1000 倍					収穫 14 日 前まで	5 回以内
たまねぎ		800～ 1000 倍						
ねぎ	べと病	800 倍		収穫 21 日 前まで	2 回以内			
	軟腐病	1000 倍						
レタス	軟腐病 腐敗病 斑点細菌病							
こんにゃく	腐敗病	800～ 1000 倍	5 回以内	6 回以内 (種いもへの 吹き付けは 1 回以内、 植付後は 5 回以内)				
にんにく	春腐病	1000倍	収穫 7 日 前 まで	2回以内	2回以内			

③ 10.0%オキシリニック酸・12.5%ストレプトマイシン硫酸塩水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	オキシリニック酸を含む農薬の総使用回数
だいこん	軟腐病	1000倍	100～300 L/10a	収穫30日前まで	2回以内	散布	5回以内
はくさい				収穫14日前まで	3回以内		3回以内
たまねぎ				収穫7日前まで	5回以内		5回以内

③ 10.0%オキシリニック酸・12.5%ストレプトマイシン硫酸塩水和剤（つづき）

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	オキシリニック酸を含む農薬の総使用回数
こんにゃく	腐敗病	1000倍	100～300 L/10a	収穫30日前まで	5回以内	散布	6回以内 (種いもへの吹き付けは1回以内、 植付後は5回以内)
ばれいしょ	軟腐病			収穫7日前まで	3回以内		5回以内 (種いも浸漬は1回以内)

④ 10.0%オキシリニック酸・60.0%塩基性塩化銅水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	オキシリニック酸を含む農薬の総使用回数
ばれいしょ	軟腐病 疫病	1000倍	収穫7日前まで	5回以内	散布	5回以内 (種いも浸漬は1回以内)
キャベツ	黒腐病 軟腐病			3回以内		3回以内
はくさい	軟腐病		収穫14日前まで	2回以内		2回以内
レタス	軟腐病 斑点細菌病 腐敗病			5回以内		6回以内 (種いもへの吹き付けは1回以内、 植付後は5回以内)
こんにゃく	腐敗病 葉枯病					

⑤ 1.0%オキシリニック酸粉剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	オキシリニック酸を含む農薬の総使用回数
稲	もみ枯細菌病 内穎褐変病	4kg/10a	穂ばらみ初期～ 乳熟期 (収穫21日前まで)	2回以内	散布	3回以内 (種もみへの処理は1回以内、 は種後は2回以内)

(2) 動物用医薬品としての使用方法

対象動物、品目名及び使用方法		休薬期間
牛 (50日齢以下)	20 mg/kg 体重/dayを、4日間連続経口 (飼料添加) 投与	最終投与後5日
豚 (30日齢以下)	20 mg/kg 体重/dayを、4日間連続経口 (飼料添加) 投与	最終投与後5日
豚 (30日齢以下)	20 mg/kg 体重/dayを、5日間連続強制 経口投与	最終投与後5日
豚	20 mg/kg 体重/dayを、14日間連続経口 (飼料添加) 投与した後1 週間の休薬 を1クールとして、3回繰り返し投与	最終投与後5日
鶏 (産卵鶏を除く)	0.05%の割合で飼料添加し、7日間連続 経口投与	最終投与後5日
鶏 (産卵鶏を除く)	10 mg/kg 体重/dayを、3日間連続経口 (飲水添加) 投与	最終投与後5日
クルマエビ	35mg/kg 体重/dayを、5日間連続経口 (飼料添加) 投与	最終投与後30日
スズキ目魚類	30 mg/kg 体重/dayを、7日間連続経口 (飼料添加) 投与	最終投与後16日
ニシン目魚類 (アユ を除く)	10 mg/kg 体重/dayを、7日間連続又は、 20 mg/kg 体重/dayを、5日間連続経口 (飼料添加) 投与	最終投与後21日
コイ目魚類	10 mg/kg 体重/dayを、7日間連続経口 (飼料添加) 投与	最終投与後28日
アユ	アユ20 mg/kg 体重/dayを、7日間連続 経口 (飼料添加) 投与	最終投与後14日
アユ	オキシリニック酸10 ppm 溶液に5時間 薬浴する。	最終投与後14日
ウナギ目魚類	20 mg/kg 体重/dayを、6日間連続経口 (飼料添加) 投与	最終投与後25日
ウナギ	オキシリニック酸5 ppm 溶液に6時間薬 浴する。	最終投与後25日

3. 対象動物における分布・代謝

(1) 牛、豚及び鶏

子牛にオキシリニック酸として30 mg/kg 体重/dayを10日間連続して経口投与、豚

にオキシリニック酸として50 mg/kg 体重/dayを10日間連続及び20 mg/kg 体重/dayを60日間経口投与並びに鶏にオキシリニック酸として0.05%及び0.1%の割合で飼料に添加し7日間連続して経口投与し、血中ならびに諸臓器への移行・残留性について検討されている。牛及び豚では、最終投与48時間後には全ての臓器で定量限界（血清0.1 mg/L、臓器1mg/kg）以下となり、72時間後には検出されなかった。鶏においては、0.05%添加群では最終投与24時間後、0.1%投与群では48時間後にいずれも定量限界（血清0.1 mg/L、臓器1mg/kg）以下になった。

豚にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/day及び40 mg/kg 体重/dayを7日間連続して経口投与並びに鶏にオキシリニック酸として10 mg/kg 体重/dayを3日間連続して経口投与し、組織残留性について検討された。鶏において、最終投与直後では各臓器で残留が認められたが、最終投与24時間後には大半の組織で残留は検出されず速やかに減衰した。一方、脂肪及び皮膚では、最終投与24時間後及び96時間後に検出され、全ての供試個体の濃度が定量限界（0.05～0.11 mg/kg (L)）未満になるのは、脂肪が48時間後、皮膚が120時間後であった。豚においては、7日間強制経口投与試験が実施され、最終投与24時間後には40 mg/kg 体重/day 投与群では全ての臓器に残留が認められ、20 mg/kg 体重/day投与群では腎臓及び肝臓のみ全例で残留が認められた。両投与群で最終投与72時間後には全例検出限界（0.02 mg/kg (L)）未満となった。

(2) 魚類（ハマチ、ヤマメ、ニジマス、アユ、コイ、ウナギ、ブリ）

ハマチ、ヤマメ、ニジマス、アユ、コイ、ウナギを用いてオキシリニック酸製剤（散剤）の混餌投与または強制経口投与試験が実施され、組織残留性について検討された。ハマチにおいて、30 mg/kg 体重/dayを2日間投与した。最終投与後の血清及び臓器からオキシリニック酸が定量限界（血清：0.2 mg/L、臓器：1ppm）未満に要する時間は、48時間であった。ヤマメにおいて、10 mg/kg 体重/dayを5日間投与した。最終投与後の臓器からオキシリニック酸が定量限界（臓器：1.5 ppm）未満に要する時間は、120時間であった。ニジマスにおいて、25 mg/kg 体重/dayを7日間投与した。最終投与後の臓器からオキシリニック酸が定量限界（臓器：1.5 ppm）未満に要する時間は、120時間であった。アユにおいて、40 mg/kg 体重/dayを7日間投与した。最終投与後の臓器からオキシリニック酸が定量限界（臓器：1 ppm）未満に要する時間は、100時間であった。コイにおいて、20 mg/kg 体重/dayを7日間投与した。最終投与後の血清及び臓器からオキシリニック酸が定量限界（血清：0.2 mg/L、臓器：0.1 ppm）未満に要する時間は、144時間であった。ウナギにおいて、40 mg/kg 体重/dayを7日間投与した。最終投与後の血清及び臓器からオキシリニック酸が定量限界（血清：0.1 mg/L、臓器：1ppm）未満に要する時間は、18日であった。

アユをオキシリニック酸10 ppm及び20 ppmで6時間薬浴並びにウナギをオキシリニック酸10 ppmで24時間薬浴し、組織残留性について検討された。アユ、ウナギともに臓器における残留濃度は肝臓が最も高く、日数の経過とともに減衰した。アユにおいては薬浴終了10日後に全組織中濃度が定量限界（血清：0.05 mg/L、臓器：0.05 ppm）

(腎臓のみ0.1 ppm) 未満、ウナギにおいては20日後、全組織中濃度が定量限界(血清: 0.1 mg/L、臓器: 0.05 ppm) 未満となった。

アユ及びニジマスを用いて、オキシリニック酸の油剤(アユ・水温18℃)または水剤(ニジマス・水温10及び18℃)の5日間混餌投与試験(オキシリニック酸として20 mg/kg 体重/day)が実施され、組織残留性について検討された。ニジマスの18℃水温群では、筋肉、肝臓ともに最終投与21日後、10℃水温群では13日後に検出限界(0.02 mg/kg)未満になった。アユの筋肉については最終投与14日後に検出限界(0.02 mg/kg)未満となった。

ブリにオキシリニック酸として30 mg/kg 体重/day及び20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加し、組織残留性について検討された。臓器・組織内濃度が定量限界(血清0.02~0.03 mg/L、筋肉0.02~0.03 ppm、肝臓0.04 ppm、腎臓0.05~0.06 ppm)未満になるのに要した時間は、投与量30 mg/kg 体重/day 投与群で肝臓: 10日後、腎臓: 16日後、筋肉: 13日後、20 mg/kg 体重/day 投与群で肝臓: 5日後、腎臓: 13日後、筋肉: 3日後であった。

(3) 泌乳牛

ホルスタイン種泌乳牛(2頭)を用い、オキシリニック酸を100 µg/kg 体重/dayの用量で28日間連続混餌投与して、乳汁移行試験が実施された。その結果、いずれの試料においてもオキシリニック酸は定量限界(0.01 mg/kg)未満であった。

(4) 産卵鶏

鶏を用い、オキシリニック酸を0.05 (10羽) 及び0.1% (6羽) 添加した飼料を30日間連続投与して、鶏卵移行試験が実施された。鶏卵中の残留量は添加濃度増加に比例して増加した。最終投与後の鶏卵中の残留量は、両添加濃度において徐々に減少し、最終投与6日後には定量限界(0.1 µg/g)未満であるが抗菌活性のある程度になり、7日後には抗菌活性も認められなかった。

4. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

オキシリニック酸

② 分析法の概要

試料から塩酸酸性メタノール、メタノール・塩酸(9:1)混液又はメタノール・12 mol/L塩酸(4:1)混液で抽出し、ジクロロメタンに転溶する。アルカリ性にしてジクロロメタンで洗浄した後、酸性にしてジクロロメタンで抽出、又は、シリカゲルカラムで精製、あるいはそのまま、高速液体クロマトグラフ(FL)で定量する。

または、メタノール・塩酸(9:1)混液で抽出し、グラファイトカーボンカラム

又はジビニルベンゼン共重合体 (PLS-2) 及びグラファイトカーボン連結カラムで精製した後、液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS) 又は高速液体クロマトグラフ (FL) で定量する。

定量限界：0.005～0.05 ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については、別紙1-1を参照。

5. 乳牛における残留試験

乳牛 (体重541kg 及び640kg) に100 μ g/kg 体重/dayのオキシリニック酸を4週間投与し、投与開始後7、14及び28日目の乳汁中のオキシリニック酸を分析したところ、全て定量限界未満であった。(定量限界：0.01 ppm)

注) 『「農薬の登録申請に係る試験成績について」 (12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知) の運用について (13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知) 』において、乳牛は1日1頭当たり稲わら2kgまたは飼料作物20kg を摂取するものとして投与量を算出することとされており、上記の投与量は、飼料である稲わら中の濃度として27～32 ppmに相当する。

6. 動物用医薬品の対象動物における残留試験

(1) 分析の概要

①分析対象化合物

オキシリニック酸

②分析法の概要

試料を0.2mol/L 酢酸ナトリウム-塩酸緩衝液 (pH 2.0) 中でホモジナイズした後、酢酸エチルに転溶する。0.1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液及び水酸化マグネシウム 0.2 g を加えて抽出した後、抽出液に2 mol/L 塩酸を加えて酸性とし、クロロホルムに転溶する。シリカゲルカラムで精製した後、高速液体クロマトグラフ (FL) で定量する。

(2) 組織における残留

①牛にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを代用乳添加し4日間連続して経口投与した。最終投与後5日の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び小腸におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを代用乳添加し4日間連続して経口投与した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	小腸
5	<0.005, 0.012, 0.014, 0.017, 0.036	<0.005, 0.010 (2), 0.011, 0.027	<0.005, 0.016, 0.019, 0.022, 0.053	0.053±0.033	<0.005, 0.012 (2), 0.015, 0.030

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

定量限界：0.005 ppm

②豚にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを7日間連続して強制経口投与した。最終投与後5日の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び小腸におけるオキシリニック酸濃度を表1に示す。

豚にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを飼料添加し14日間連続して経口投与した。最終投与後5日の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び小腸におけるオキシリニック酸濃度を表2に示す。

(表1) オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを7日間連続して強制経口投与した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	小腸
5	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

数値は、分析値で示す。

検出限界：0.02 ppm

(表2) オキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを14日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	小腸
5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

数値は、分析値で示す。

定量限界：0.005 ppm

③鶏にオキシリニック酸として10 mg/kg 体重/dayを3日間連続して飲水添加した。最終投与後120時間の大腿筋、胸筋、脂肪、皮膚、肝臓、腎臓、心臓及び筋胃における

オキシリニック酸濃度を表1に示す。

鶏にオキシリニック酸として0.05%の割合で飼料添加し7日間連続して経口投与した(約31.4 mg/kg 体重/day)。最終投与後5日の筋肉、脂肪、皮膚、肝臓、腎臓におけるオキシリニック酸濃度を表2に示す。

(表1) オキシリニック酸として、10 mg/kg 体重/dayを3日間連続して飲水添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後時間)	大腿筋	胸筋	脂肪	皮膚
120	<0.02	<0.03	<0.05	<0.03

試験日 (投与後時間)	肝臓	腎臓	心臓	筋胃
120	<0.04	<0.04	<0.03	<0.06

数値は、分析値で示す。

定量限界：大腿筋0.02 ppm、胸筋、皮膚及び心臓0.03 ppm、脂肪0.05 ppm、肝臓及び腎臓0.04 ppm、筋胃0.06 ppm

(表2) オキシリニック酸として0.05%の割合で飼料添加し7日間連続して経口投与した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後時間)	筋肉	脂肪	皮膚	肝臓	腎臓
5	<0.01	<0.01	0.06±0.02	<0.01	<0.01

数値は、分析値又は平均±標準偏差で示す。

定量限界：0.01 ppm

④アユ(水温16～18℃飼育)をオキシリニック酸10 ppm 及び20 ppm で6時間薬浴した。最終投与後14日の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を表1に示す。

ニジマス(水温10℃飼育)にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後、21日の筋肉及び肝臓におけるオキシリニック酸濃度を表2に示す。

ニジマス(水温18℃飼育)にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後21日の筋肉及び肝臓におけるオキシリニック酸濃度を表3に示す。

(表1) オキシリニック酸10 ppm 及び20 ppm で6時間薬浴した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉		肝臓		腎臓	
	10 ppm	20 ppm	10 ppm	20 ppm	10 ppm	20 ppm
14	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.10	<0.10

数値は、分析値で示す。

肝臓及び腎臓については、各検体をまとめてから測定した。

定量限界：筋肉及び肝臓0.05 ppm、腎臓0.10 ppm

(表2) オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	肝臓
21	<0.02	<0.02

数値は、分析値を示す。

5日目以降の肝臓については、各検体をまとめてから測定した

検出限界：0.02 ppm

(表3) オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	肝臓
21	<0.02	<0.02

数値は、分析値で示す。

5日目以降の肝臓については、各検体をまとめてから測定した。

検出限界：0.02 ppm

⑤ウナギ（水温23～25℃飼育）にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを6日間連続して飼料添加した。最終投与後22日の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を表1に示す。

ウナギ（水温21～26℃飼育）をオキシリニック酸10 ppm で24時間薬浴した。最終投与後25日の筋肉、皮膚、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を表2に示す。

(表1) オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを6日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	肝臓	腎臓
22	<0.02	<0.02	<0.05

数値は、分析値で示す。

8日目以降の肝臓及び腎臓については、各検体をまとめてから測定した。

検出限界：筋肉及び肝臓0.02 ppm、腎臓0.05 ppm

(表2) オキシリニック酸10 ppmで24時間薬浴した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	皮膚	肝臓	腎臓
25	<0.05	<0.05	<0.10	<0.05

数値は、分析値を示す。

腎臓については、各検体をまとめてから測定した。

定量限界：筋肉、皮膚及び腎臓0.05 ppm、肝臓0.10 ppm

⑥ブリ（水温16℃飼育）にオキシリニック酸として30 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後16日の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として、30 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	肝臓	腎臓
16	<0.02	<0.04	<0.06

数値は、分析値で示す。

定量限界：筋肉0.02 ppm、肝臓0.04 ppm、腎臓0.06 ppm

⑦コイ（水温16℃飼育）にオキシリニック酸として、10 mg/kg 体重/dayを7日間連続して飼料添加した。最終投与後28日の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として、10 mg/kg 体重/dayを7日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	肝臓	腎臓
28	<0.03	<0.03	<0.05

数値は、分析値で示す。

腎臓は、各検体をまとめてから測定した。

検出限界：筋肉及び肝臓0.03 ppm、腎臓0.05 ppm

⑧エビ（水温19～23℃飼育）にオキシリニック酸として70 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後30日の組織におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として、70 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	組織
30	<0.03

数値は、分析値で示す。

検出限界：0.03 ppm

これらの試験結果の概要については、別紙1-2を参照。

7. ADI の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めたオキシリニック酸に係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：2.18 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌

(試験の種類) 繁殖試験

(期間) 2世代

安全係数：100

ADI：0.021 mg/kg 体重/day

発がん性試験の結果、1,000 ppm 投与群のラットの精巣で間細胞腫が増加したことが

ら、本剤の催腫瘍性に関する作用機序を解明するため、ラットを用いて種々のホルモン測定を主体とした試験が実施された。その結果、オキシソリニック酸原体を投与したラットで増加した精巣間細胞腫は、本腫瘍を高発する動物種に対して、非常に高用量のオキシソリニック酸原体を長期間投与したとき、精巣への直接作用ではなく、視床下部のドーパミン作動性神経系の活性化を介してLHRH 放出を促進した結果、下垂体前葉からのLH放出を増加させ、このLH の慢性的な精巣への刺激によって生じた二次的発癌である可能性が高いと考えられた。

以上のメカニズム試験の結果から、ラットの精巣に認められた間細胞腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

なお、評価に供された遺伝毒性試験の*in vitro*試験で陽性の結果が得られたが、小核試験をはじめ*in vivo*試験では陰性の結果が得られたので、オキシソリニック酸は生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。

8. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて畜水産物に基準値が設定されている。

9. 基準値案

(1) 残留の規制対象

オキシソリニック酸とする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質としてオキシソリニック酸(親化合物のみ)を設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

本剤については、合成抗菌剤であることから、個別に基準値を設定しない食品に関しては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限までオキシソリニック酸が残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果における各食品の平均摂取量に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別

紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民平均	32.6
幼小児 (1～6 歳)	46.8
妊婦	25.3
高齢者 (65 歳以上)	34.4

注) TMDI試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

オキシリニック酸作物残留試験成績

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 ^{注1)} (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稻 (玄米)	2	20%水和剤	粉衣 種子重量の0.5% +1000倍散布 150L/10a	1+2回	45日	圃場A: <0.01 圃場B: <0.01
水稻 (玄米)	2	20%水和剤 +1%粉剤	粉衣 種子重量の1% +4kg/10a 散布	1+2回	45日	圃場A: <0.01(注2) 圃場B: <0.01(注2)
水稻 (玄米)	2	20%水和剤	粉衣 種子重量の0.5% +1000倍散布 150L/10a	1+2回	21, 30日	圃場A: 0.06 圃場B: 0.08(3回, 30日)
水稻 (玄米)	2	20%水和剤 +1%粉剤	粉衣 種子重量の0.5% +4kg/10a 散布	1+2回	21, 30日	圃場A: 0.02 圃場B: 0.02
ばれいしょ (塊茎)	2	20%水和剤	粉衣 種子重量の0.5% +1000倍散布 200L/10a	1+3回	7, 14日	圃場A: 0.02 圃場B: 0.03
ばれいしょ (塊茎)	2	20%水和剤	粉衣 種子重量の0.5% +1000倍散布 200L/10a	1+5回	7, 14日	圃場A: 0.04(6回, 7日) (注) 圃場B: 0.06(6回, 14日) (注)
こんにゃく (球茎)	2	20%水和剤	1000倍散布 200L/10a	5回	15, 29日 17, 31日	圃場A: <0.01(5回, 15日) 圃場B: 0.08(5回, 17日)
こんにゃく (球茎)	2	20%水和剤	30倍 植付種いも処理 +1000倍散布 100-200L/10a	1+5回	14, 21日	圃場A: 0.17 圃場B: 0.12
だいこん (葉部)	2	20%水和剤	1000倍散布 150L/10a	5回	14, 21日	圃場A: 1.66 圃場B: 3.16
だいこん (根部)	2	20%水和剤	1000倍散布 150L/10a	5回	14, 21日	圃場A: <0.01 圃場B: 0.03
だいこん (葉部)	2	20%水和剤	2000倍散布 150L/10a	5回	14, 21日	圃場A: 0.53 圃場B: 1.02
だいこん (根部)	2	20%水和剤	2000倍散布 150L/10a	5回	14, 21日	圃場A: <0.01 圃場B: 0.02
はくさい (茎葉)	2	20%水和剤	1000倍散布 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: 0.52 圃場B: 0.60
はくさい (茎葉)	2	20%水和剤	1000倍散布 150L/10a	2回	14, 21日	圃場A: 0.04(2回, 14日) 圃場B: 0.34(2回, 14日)
はくさい (茎葉)	2	20%水和剤	2000倍散布 150L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 0.32 圃場B: 0.54
キャベツ (葉球)	2	20%水和剤	1000倍散布 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: 0.70 圃場B: 0.06
キャベツ (葉球)	2	20%水和剤	1000倍散布 120-150L/10a	3回	7, 14日	圃場A: 0.24 圃場B: 0.20(3回, 14日)

農作物	試験 圃場 数	試験条件				最大残留量 ^{注1)} (ppm)
		剤型	使用量・ 使用方法	回数	経過日数	
にんじん (根部)	2	20%水和剤	1000倍散布 100-200, 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: 0.05 圃場B: 0.02
パセリ (茎葉)	2	20%水和剤	2000倍散布 300L/10a	2回	14, 21, 28日	圃場A: 1.28 圃場B: 0.43
セルリー (茎葉)	2	20%水和剤	2000倍散布 150, 250L/10a	3回	14, 21, 30日	圃場A: 0.08 圃場B: 0.43
なし (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 300L/10a	3回	45, 60, 75日 48, 63, 78日	圃場A: 0.06 圃場B: 0.07 (3回, 48日)
もも (果肉)	2	20%水和剤	1000倍散布 350-400L/10a	3回	7, 14, 30日	圃場A: 0.04 圃場B: 0.09
もも (果皮)	2	20%水和剤	1000倍散布 350-400L/10a	3回	7, 14, 30日	圃場A: 10.6 圃場B: 6.87
ネクタリン (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 400L/10a	3回	7, 28日	圃場A: 0.12 圃場B: 0.31
すもも (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 400L/10a	3回	7, 28日	圃場A: 0.30 圃場B: 0.05
うめ (果実)	1	20%水和剤	1000倍散布 180L/10a	3回	6, 14, 21日	圃場A: 3.41 (3回, 6日)
うめ (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 400L/10a	3回	7, 14, 30日	圃場A: 10.6 (3回, 14日) 圃場B: 0.89
さくらんぼ (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 258, 175L/10a	3回	1, 3, 7, 14日	圃場A: 1.14 圃場B: 0.42
きゅうり (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 300L/10a	3回	1, 3日	圃場A: 0.34 圃場B: 0.62
きゅうり (果実)	2	20%水和剤	1000倍散布 300L/10a	5回	1, 3日	圃場A: 0.37 (5回, 1日) (H) 圃場B: 0.72 (5回, 1日) (H)
きゅうり (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 250L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.18 (3回, 7日) 圃場B: 0.08

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (H) これらの作物残留試験は、申請の適用範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない試験条件を斜体で示した。

注3) 今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

(別紙1-2)

対象動物におけるオキシリニック酸の残留試験

1. 牛における試験

牛にオキシリニック酸として30 mg/kg 体重/dayを代用乳に添加し10日間連続して経口投与した。最終投与後1、2及び3日の筋肉、肝臓、腎臓及び心臓におけるオキシリニック酸濃度を表1に示す。

牛にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを代用乳に添加し4日間連続して経口投与した。最終投与後3、5、10、15 及び20日の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び小腸におけるオキシリニック酸濃度を表2に示す。

(表1) オキシリニック酸として、30 mg/kg 体重/dayを代用に乳添加し10 日間連続して経口投与した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	肝臓	腎臓	心臓
1	<1.0	1.1, 1.4	1.1, 1.3	<1.0, 1.1
2	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
3	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0

数値は、分析値を示す。

定量限界：1.0 ppm

(表2) オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを代用に乳添加し4日間連続して経口投与した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	小腸
3	0.031±0.028	<0.005, 0.012(2), 0.025, 0.043	0.043±0.044	0.123±0.086	0.027±0.037
5	<0.005, 0.012, 0.014, 0.017, 0.036	<0.005, 0.010(2), 0.011, 0.027	<0.005, 0.016, 0.019, 0.022, 0.053	0.053±0.033	<0.005, 0.012(2), 0.015, 0.030
10	<0.005	<0.005(4), 0.007	<0.005(4), 0.006	<0.005(2), 0.007(2), 0.011	<0.005
15	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005(3), 0.005, 0.007	<0.005
20	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

定量限界：0.005 ppm

農作物	試験 圃場 数	試験条件				最大残留量 ^{注1)} (ppm)
		剤型	使用量・ 使用方法	回数	経過日数	
チンゲンサイ (茎葉)	2	20%水和剤	1000倍散布 200-333L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 0.844 圃場B: 0.96
カリフラワー (花蕾)	2	20%水和剤	2000倍散布 400, 150L/10a	2回	14, 21日	圃場A: <0.1(＃) 圃場B: 0.04
ブロッコリー (花蕾)	2	20%水和剤	1000倍散布 200L/10a	2回	14, 21日	圃場A: 0.06(＃) 圃場B: 0.03(＃)
ブロッコリー (花蕾)	2	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	2回	14, 21日	圃場A: 0.03 圃場B: 0.04
さんとうさい (茎葉)	2	20%水和剤	2000倍散布 100-300L/10a	2回	7, 12日 7, 14, 20日	圃場A: 1.55 圃場B: 1.40
はなっこりー (花蕾部)	2	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	2回	1, 3, 7, 14日	圃場A: 0.70 圃場B: 0.35
エンダイブ (茎葉)	2	20%水和剤	2000倍散布 300L/10a	2回	14, 21, 28日 14, 22, 28日	圃場A: 0.5 圃場B: 0.22
レタス (茎葉)	2	20%水和剤	2000倍散布 150L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 1.78 圃場B: 1.12
レタス (茎葉)	2	15%水和剤	1000倍散布 67-150, 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 0.51(2回, 7日)(＃) 圃場B: 0.40(2回, 7日)(＃)
リーフレタス (茎葉)	2	20%水和剤	2000倍散布 150, 250L/10a	2回	20日 21日	圃場A: 0.35 圃場B: <0.02
リーフレタス (茎葉)	2	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	2回	21, 30日	圃場A: <0.01 圃場B: <0.01
立ちちしや (茎葉)	2	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	2回	21, 30日	圃場A: <0.01 圃場B: 0.02
たまねぎ (鱗茎)	2	20%水和剤	1000倍散布 150L/10a	5回	7, 14日	圃場A: 0.01 圃場B: 0.02
根深ねぎ (茎葉)	2	20%水和剤	1000倍苗根部浸漬 10分 +2000倍散布 150- 200L/10a	1+3回	7, 14, 21日	圃場A: 0.13(4回, 7日)(＃) 圃場B: 1.47(4回, 7日)(＃)
葉ねぎ (茎葉)	2	20%水和剤	1000倍苗根部浸漬 10分 +2000倍散布 200L/10a	1+3回	7, 14, 21日	圃場A: 1.10(4回, 7日)(＃) 圃場B: 0.16(4回, 7日)(＃)
にんにく (鱗茎)	2	20%水和剤	1000倍散布 250L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: <0.01(2回, 7日)(＃) 圃場B: <0.01(2回, 7日)(＃)
アスパラガス (若茎)	2	20%水和剤	2000倍散布 300L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A: 0.30 圃場B: 0.05
らっきょう (鱗茎)	2	20%水和剤	1000倍散布 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: 0.06 圃場B: 0.08

2. 豚における試験

(1) 強制経口投与

豚にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを7日間連続して強制経口投与した。最終投与後1、6時間、1、3及び5日の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び小腸におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを7日間連続して強制経口投与した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後)	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	小腸
1 時間	1.58±0.73	0.43±0.22	2.79±0.97	4.88±1.94	2.82±1.46
6 時間	1.49±0.85	0.34±0.10	2.33±1.32	4.36±2.03	1.77±0.89
1 日	<0.02 (2), 0.02 (2), 0.08, 0.11	<0.02 (4), 0.03 (2)	0.07±0.08	0.14±0.15	<0.02 (3), 0.02, 0.08, 0.11
3 日	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
5 日	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

検出限界：0.02 ppm

(2) 飼料添加

豚にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを飼料添加し14日間連続して経口投与した。最終投与後3、5、10、15 及び20日の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び小腸におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを飼料添加し14日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	小腸
3	<0.005 (3), 0.063	<0.005 (3), 0.019	<0.005 (3), 0.058	<0.005 (2), 0.006, 0.088	<0.005 (3), 0.032
5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
10	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
15	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
20	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

数値は、分析値を示し、括弧内は検体数を示す。

定量限界：0.005 ppm

3. 鶏（産卵鶏を除く）における試験

(1) 飲水添加

鶏にオキシリニック酸として10 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飲水添加した。
最終投与後0から144 時間の大腿筋、胸筋、脂肪、皮膚、肝臓、腎臓及び心臓におけるオキシリニック酸濃度を表1に示す。

鶏にオキシリニック酸として10 mg/kg 体重/dayを3日間連続して飲水添加した。
最終投与後0から144時間の大腿筋、胸筋、脂肪、皮膚、肝臓、腎臓、心臓及び筋胃におけるオキシリニック酸濃度を表2に示す。

(表1) オキシリニック酸として、10 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飲水添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後 時間)	大腿筋	胸筋	脂肪	皮膚	肝臓	腎臓	心臓
0	1.45±0.83	1.61±0.96	0.39±0.49	0.86±0.43	2.08±1.14	2.31±1.24	1.31±0.78
3	1.59±0.70	2.11±0.87	0.34±0.17	1.19±0.41	1.80±0.60	2.63±1.35	1.34±0.61
6	0.26±0.23	0.35±0.36	<0.10	0.30±0.15	0.38±0.36	0.47±0.45	0.22±0.20
24	<0.10	<0.09	<0.10	0.34±0.41	<0.05	<0.11	<0.07
48	<0.10	<0.09	<0.10	<0.08	<0.05	<0.11	<0.07
72	<0.10	<0.09	<0.10	<0.08-0.17	<0.05	<0.11	<0.07
96	<0.10	<0.09	<0.10	<0.08-0.32	<0.05	<0.11	<0.07
120	<0.10	<0.09	<0.10	<0.08	<0.05	<0.11	<0.07
144	<0.10	<0.09	<0.10	<0.08	<0.05	<0.11	<0.07

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示す。

定量限界：大腿筋及び脂肪0.10 ppm、胸筋0.09 ppm、皮膚0.08 ppm、肝臓0.05 ppm、腎臓0.11 ppm、
心臓0.07 ppm

(表2) オキシリニック酸として、10 mg/kg 体重/dayを3日間連続して飲水添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後時間)	大腿筋	胸筋	脂肪	皮膚
0	3.78±0.89	4.27±0.98	0.56±0.15	1.52±0.33
3	0.64±0.52	0.80±0.64	<0.05 (2), 0.07, 0.15, 0.23	0.34±0.22
6	0.29±0.15	0.27±0.18	<0.05 (3), 0.05, 0.07	0.23±0.13
24	<0.02	<0.03	<0.05	0.06±0.01
48	<0.02	<0.03	<0.05	<0.03 (4), 0.05
72	<0.02	<0.03	<0.05	<0.03
96	<0.02	<0.03	<0.05	<0.03 (4), 0.05
120	<0.02	<0.03	<0.05	<0.03
144	<0.02	<0.03	<0.05	<0.03

試験日 (投与後時間)	肝臓	腎臓	心臓	筋胃
0	4.59±0.42	5.77±1.10	3.41±0.96	2.93±0.68
3	1.01±0.73	1.12±0.76	0.52±0.41	0.50±0.41
6	0.47±0.23	0.62±0.32	0.20±0.09	0.30±0.19
24	<0.04	<0.04	<0.03	<0.06
48	<0.04	<0.04	<0.03	<0.06
72	<0.04	<0.04	<0.03	<0.06
96	<0.04	<0.04	<0.03	<0.06
120	<0.04	<0.04	<0.03	<0.06
144	<0.04	<0.04	<0.03	<0.06

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

定量限界：大腿筋0.02 ppm、胸筋、皮膚及び心臓0.03 ppm、脂肪0.05 ppm、肝臓及び腎臓0.04 ppm、筋胃0.06 ppm

(2) 飼料添加

鶏にオキシリニック酸として0.05%の割合で飼料添加し7日間連続して経口投与した(約31.4 mg/kg 体重/day)。最終投与後5日の筋肉、脂肪、皮膚、肝臓、腎臓におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として0.05%の割合で飼料添加し7日間連続して経口投与した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	脂肪	皮膚	肝臓	腎臓
5	<0.01	<0.01	0.06±0.02	<0.01	<0.01

数値は、分析値又は平均±標準偏差で示す。

定量限界：0.01 ppm

4. 産卵鶏における試験

産卵鶏にオキシリニック酸として約25 mg/kg 体重/day及び約50 mg/kg 体重/dayを30日間連続して飼料添加した。最終投与後1から10日の鶏卵におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として、約25 mg/kg 体重/day及び50 mg/kg 体重/dayを30日間連続して飼料添加した時の鶏卵中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	鶏卵	
	約25 mg/kg 体重/day	約50 mg/kg 体重/day
1	3.6±1.3	8.2±1.6
2	0.6±0.2	1.8±1.2
3	0.1±0.1	0.2, 0.3
4	<0.1 (1), 0.1 (3), 0.2	0.3±0.1
5	<0.1 (5), 0.1	0.2±0.1
6	<0.1	<0.1
7	<0.1	<0.1
8	<0.1	<0.1
9	<0.1	<0.1
10	<0.1	<0.1

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

定量限界：0.1 ppm

5. さけ目魚類における試験

(1) アユにおける試験

1) 経口投与

アユにオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/day及び40 mg/kg 体重/dayを7日間連続して飼料添加した。最終投与後4から196時間の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を表1に示す。

アユにオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加し

た。最終投与後1、3、5、7及び14 日の筋肉及び肝臓におけるオキシリニック酸濃度を表2に示す。

(表1) オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/day及び40 mg/kg 体重/dayを7日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後 時間)	筋肉		肝臓		腎臓	
	20 mg/kg 体重 /day	40 mg/kg 体重 /day	20 mg/kg 体重 /day	40 mg/kg 体重 /day	20 mg/kg 体重 /day	40 mg/kg 体重 /day
4	1.3	2.7	30.0	23.0	4.7	8.0
28	<1.0	1.5	2.7	8.3	2.7	5.0
52	<1.0	<1.0	<1.0	1.9	<1.0	1.5
76	<1.0	<1.0	<1.0	1.0	<1.0	<1.0
100	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
124	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
172	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
196	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0

数値は、分析値又は平均値で示す。

定量限界：1.0 ppm

(表2) オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	肝臓
1	0.56±0.13	2.08
3	0.05±0.02	0.13
5	0.02±0.01	0.08
7	<0.02(3), 0.02(2)	0.03
14	<0.02	<0.02

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

肝臓については、各検体をまとめてから測定した。

検出限界：0.02 ppm

2) 薬浴

アユをオキシリニック酸10 ppm 及び20 ppm で6時間薬浴した。薬浴後0時間から21日の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸10 ppm 及び20 ppm で6時間薬浴した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後)	筋肉		肝臓		腎臓	
	10 ppm	20 ppm	10 ppm	20 ppm	10 ppm	20 ppm
0 時間	2.22±0.77	4.73±1.32	10.16	22.02	3.84	5.70
1 時間	2.23±0.87	4.94±1.08	14.76	20.10	4.80	7.70
3 時間	1.96±1.02	4.11±0.63	11.00	19.50	3.50	7.45
6 時間	1.85±0.54	2.98±0.77	8.91	16.58	3.16	5.65
24 時間	0.88±0.52	1.81±0.53	6.05	14.27	1.73	2.52
2 日	0.27±0.19	0.44±0.24	2.70	5.56	0.52	0.81
3 日	<0.05	0.11±0.07	0.98	2.60	0.24	0.27
5 日	<0.05	<0.05	0.29	0.61	<0.10	<0.10
7 日	<0.05	<0.05	0.11	0.30	<0.10	<0.10
10 日	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.10	<0.10
14 日	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.10	<0.10
21 日	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.10	<0.10

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示す。

肝臓及び腎臓については、各検体をまとめてから測定した。

定量限界：筋肉及び肝臓0.05 ppm、腎臓0.10 ppm

(2) アマゴにおける試験

アマゴにオキシリニック酸として10 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後48及び120時間の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として、10 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後時間)	筋肉	肝臓	腎臓
48	<1.0	<1.0	<1.0(9), 2.3
120	<1.0	<1.0(9), 1.5	<1.0

数値は、分析値で示し、括弧内は検体数を示す。

定量限界：1.0 ppm

(3) ヤマメにおける試験

ヤマメにオキシリニック酸として10 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後48及び120時間の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として、10 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後時間)	筋肉	肝臓	腎臓
48	<1.8(14), 3.2	<1.8(5), 1.9, 2.1(2), 2.2, 2.5, 2.8, 3.2, 3.8, 4.4	<1.8(8), 2.4(2), 2.6(2), 3.0, 4.0, 4.6
120	<1.8(10), 1.9(2), 2.1(2), 2.2	<1.8(3), 1.8(2), 1.9, 2.1, 2.3, 2.4, 2.5(2), 2.8(2), 4.4, 5.8	<1.8(9), 2.4, 2.7, 3.0, 3.2, 4.2, 4.5

数値は、分析値で示し、括弧内は検体数を示す。

定量限界：1.8 ppm

(4) ニジマスにおける試験

ニジマスにオキシリニック酸として25 mg/kg 体重/dayを7日間連続して飼料添加した。最終投与後24、48、72、96 及び120時間の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を表1に示す。

ニジマス（水温10℃飼育）にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後1、3、5、7、14 及び21日の筋肉及び肝臓におけるオキシリニック酸濃度を表2に示す。

ニジマス（水温18℃飼育）にオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後1、3、5、7、14 及び21日の筋肉及び肝臓におけるオキシリニック酸濃度を表3に示す。

(表1) オキシリニック酸として、25 mg/kg 体重/dayを7日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後時間)	筋肉	肝臓	腎臓
24	10.1±0.6	22.4±12.3	25.2±6.8
48	<1.5(2), 3.4, 6.2	9.8±4.1	<1.5(2), 7.8, 10.0, 20.0
72	<1.5	<1.5, 2.8, 5.0, 8.3, 9.1	<1.5(3), 9.5, 10.5
96	<1.5	<1.5	<1.5(4), 6.8
120	<1.5	<1.5	<1.5

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

定量限界：1.5 ppm

(表2) オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	肝臓
1	1.99±0.83	2.19±0.47
3	0.54±0.26	0.80±0.33
5	0.04±0.01	0.07
7	<0.02, 0.02 (2), 0.03 (2)	0.03
14	<0.02, 0.02 (2), 0.03 (2)	0.02
21	<0.02	<0.02

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

肝臓については、各検体をまとめてから測定した。

検出限界：0.02 ppm

(表3) オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	肝臓
1	2.09±0.56	2.98±0.68
3	0.34±0.15	0.42±0.18
5	0.07±0.04	0.05
7	0.06±0.03	0.03
14	0.02 (5)	0.02
21	<0.02	<0.02

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

肝臓については、各検体をまとめてから測定した。

検出限界：0.02 ppm

6. うなぎ目魚類における試験

(1) 経口投与

ウナギにオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/day及を6日間連続して飼料添加した。最終投与後1から22日の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを6日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	肝臓	腎臓
1	5.77±2.12	9.21±3.11	9.06
2	2.54±2.11	3.60±2.90	3.52
3	1.80±1.29	2.84±2.18	2.83
6	<0.02, 0.07, 0.11, 0.19(2), 0.48, 0.59, 0.84, 1.52, 1.77	<0.02, 0.05, 0.09, 0.19, 0.20, 0.72, 0.83, 1.18, 2.19, 2.31	0.76
8	<0.02(2), 0.02, 0.03, 0.04(2), 0.05(2), 0.07, 0.35	0.06	0.08
10	<0.02(2), 0.02(3), 0.03, 0.04, 0.08, 0.14, 0.27	0.07	0.09
15	<0.02(9), 0.03	<0.02	<0.05
20	<0.02	<0.02	<0.05
22	<0.02	<0.02	<0.05

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

肝臓及び腎臓については、各検体をまとめてから測定した。

検出限界：筋肉及び肝臓0.02 ppm、腎臓0.05 ppm

(2) 薬浴

ウナギをオキシリニック酸10 ppm で24時間薬浴した。薬浴後0日から36日の筋肉、皮膚、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を以下に示す。

オキシリニック酸10 ppm で24 時間薬浴した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉	皮膚	肝臓	腎臓
0	2.01±0.26	2.84±0.54	4.17±1.02	3.06
2	0.91±0.65	2.29±1.40	2.18±2.04	1.79
4	0.62±0.33	1.33±0.51	1.45±1.47	0.88
7	<0.05, 0.07, 0.08, 0.38, 0.48	0.66±0.52	<0.10(3), 0.85, 0.93	0.34
10	<0.05(2), 0.07, 0.30, 0.52	0.49±0.48	<0.10(3), 0.36, 0.77	0.32
15	<0.05	<0.05(2), 0.05, 0.06(2)	<0.10	<0.05
20	<0.05	<0.05	<0.10	<0.05
25	<0.05	<0.05	<0.10	<0.05
30	<0.05	<0.05	<0.10	<0.05
36	<0.05	<0.05	<0.10	<0.05

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

腎臓については、各検体をまとめてから測定した

定量限界：筋肉、皮膚及び腎臓0.05 ppm、肝臓0.10 ppm

7. すずき目魚類における試験

ブリにオキシリニック酸として30 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後2時間から16日の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を表1に示す。

ブリにオキシリニック酸として20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後2時間から16日の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を表2に示す。

(表1) オキシリニック酸として、30 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後)	筋肉	肝臓	腎臓
2 時間	0.93±0.42	1.55±0.49	2.98±0.85
4 時間	2.63±1.51	2.48±1.23	4.76±1.69
6 時間	3.75±0.78	2.51±0.27	6.24±0.75
1 日	1.36±0.67	0.71±0.22	3.23±1.13
2 日	0.06±0.05	0.05±0.04	0.77±0.46
3 日	<0.02	<0.04	0.28±0.10
5 日	<0.02	<0.04	0.13±0.05
7 日	<0.02	<0.04	0.07±0.06
10 日	<0.02	<0.04	<0.06
13 日	<0.02	<0.04	<0.06
16 日	<0.02	<0.04	<0.06

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示す。

定量限界：筋肉0.02 ppm、肝臓0.04 ppm、腎臓0.06 ppm

(表2) オキシリニック酸として、20 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後)	筋肉	肝臓	腎臓
2 時間	0.43±0.24	1.02±0.43	2.12±1.01
4 時間	1.27±0.33	1.03±0.22	3.01±0.57
6 時間	1.31±0.51	1.38±0.30	3.93±1.27
1 日	0.28±0.13	0.20±0.03	1.21±0.26
2 日	<0.03(3), 0.03, 0.06	<0.04(4), 0.04	0.44±0.18
3 日	<0.03	<0.04	0.16±0.05
5 日	<0.03	<0.04	0.10±0.03
7 日	<0.03	<0.04	<0.05(4), 0.07
10 日	<0.03	<0.04	<0.05
13 日	<0.03	<0.04	<0.05
16 日	<0.03	<0.04	<0.05

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示す。

定量限界：筋肉0.03 ppm、肝臓0.04 ppm、腎臓0.05 ppm

8. その他の魚類における試験

コイにオキシリニック酸として、10 mg/kg 体重/day及び20 mg/kg 体重/dayを7日間連続して飼料添加した。最終投与後1、2、4及び6日の筋肉、肝臓、腎臓及び脾臓におけるオキシリニック酸濃度を表1に示す。

コイにオキシリニック酸として、10 mg/kg 体重/dayを7日間連続して飼料添加した。最終投与後1時間から28日の筋肉、肝臓及び腎臓におけるオキシリニック酸濃度を表2に示す。

(表1) オキシリニック酸として10 mg/kg 体重/day及び20 mg/kg 体重/dayで7日間連続して飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後日数)	筋肉		肝臓	
	10 mg/kg 体重 /day	20 mg/kg 体重 /day	10 mg/kg 体重 /day	20 mg/kg 体重 /day
1	2.0±1.0	4.3±1.6	3.8±2.1	9.1±6.1
2	<1.0(3), 1.2, 3.2	<1.0(3), 1.1, 1.7	<1.0(2), 1.6, 2.3, 7.3	1.8±0.8
4	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0(4), 1.2
6	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0

試験日 (投与後日数)	腎臓		脾臓	
	10 mg/kg 体重 /day	20 mg/kg 体重 /day	10 mg/kg 体重 /day	20 mg/kg 体重 /day
1	2.6±0.4	4.7±1.5	2.5±1.6	4.9±2.8
2	<1.0(2), 1.5, 2.4, 4.5	<1.0, 1.2, 1.5, 1.7, 2.7	<1.0, 1.1, 2.4, 2.8, 4.5	<1.0(2), 1.4, 2.0, 2.7
4	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
6	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で、括弧内は検体数を示す。

定量限界：1.0 ppm

(表2) オキシリニック酸として、10 mg/kg 体重/dayを7日間連続して飼料添加した時の食用組織におけるオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後)	筋肉	肝臓	腎臓
1 時間	<0.03, 0.51, 1.06, 1.48, 2.35	<0.05, 0.45, 1.17, 1.91, 2.64	2.39
3 時間	0.39±0.11	0.75±0.18	1.55
6 時間	0.96±0.78	1.19±1.00	2.50
1 日	0.83±0.54	0.92±0.66	2.29
2 日	0.73±0.55	0.96±0.67	2.05
3 日	0.41±0.27	0.54±0.39	0.95
5 日	<0.03, 0.06, 0.08, 0.37, 0.77	<0.05, 0.07, 0.14, 0.45, 0.91	0.72
7 日	<0.03	<0.05	0.05
10 日	<0.03 (4), 0.04	<0.05	0.06
14 日	<0.03	<0.05	0.06
21 日	<0.03 (4), 0.03	<0.05	<0.05
28 日	<0.03	<0.05	<0.05

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

腎臓については、各検体をまとめてから測定した。

検出限界：筋肉0.03 ppm、肝臓及び腎臓0.05 ppm

9. 甲殻類における試験

エビにオキシリニック酸として70 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後1、3、5、10、15、20、25 及び30日の組織におけるオキシリニック酸濃度を表1及び表2に示す。

エビにオキシリニック酸として80 mg/kg 体重/dayを5日間連続して飼料添加した。最終投与後1、3、5、10、15、20、25 及び30日の組織におけるオキシリニック酸濃度を表3に示す。

(表1) オキシリニック酸として、70 mg/kg 体重/dayを5日間連続して
飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後時間)	組織
1	12.48±6.08
3	6.67±6.78
5	0.62±0.53
10	0.21±0.12
15	<0.05 (4), 0.05
20	<0.05
25	<0.05
30	<0.05

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

検出限界：0.05 ppm

(表2) オキシリニック酸として、70 mg/kg 体重/dayを5日間連続して
飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後時間)	組織
1	18.68±12.80
3	7.85±3.20
5	14.72±13.17
10	1.58±2.19
15	0.39±0.28
20	<0.03, 0.07, 0.09, 0.12, 1.66
25	<0.03
30	<0.03

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示す。

検出限界：0.03 ppm

(表3) オキシリニック酸として、80 mg/kg 体重/dayを5日間連続して
飼料添加した時の食用組織中のオキシリニック酸濃度 (ppm)

試験日 (投与後時間)	組織
1	14.63±4.87
3	6.19±3.73
5	1.38±1.30
10	<0.05, 0.05, 0.08, 0.16, 1.70
15	<0.05 (2), 0.05, 0.14, 0.75
20	<0.05 (4), 0.05
25	<0.05
30	<0.05

数値は、分析値又は平均値±標準偏差で示し、括弧内は検体数を示す。

検出限界：0.05 ppm

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○			0.06,0.08
ばれいしょ	0.3	0.3	○			
こんにゃくいも	0.5	0.5	○			0.17,0.12
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.01,0.03(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	10	○			1.66,3.16(\$)
はくさい	2	2	○			0.52,0.60
キャベツ	2	2	○			0.70(\$),0.06,0.24,0.20
チンゲンサイ	2	2	○			0.844,0.96
カリフラワー	2	2	○			
ブロッコリー	0.2	0.2	○			0.03,0.04
その他のあぶらな科野菜	5	5	○			1.55(\$),1.40(さんとうさい)
エンダイブ	2	2	○			
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	5	5	○			1.78(\$),1.12
たまねぎ	0.1	0.1	○			0.01,0.02
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			0.13(\$),1.47(\$)(根深ねぎ)
にんにく	0.05	0.05	○			<0.01(\$),<0.01(\$)
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.30(\$),0.05
その他のゆり科野菜	0.3	0.3	○			0.06,0.08(ちつきょう)
にんじん	0.2	0.2	○			0.05,0.02
パセリ	3	3	○			1.28(\$),0.43
セロリ	1	1	○			0.08,0.43(\$)
ピーマン	3		申			1.14(\$),0.42
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2		申			0.34,0.62(\$)(きゅうり)
日本なし	0.3	0.3	○			0.06,0.07
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
もも	0.3	0.3	○			0.04,0.09
ネクタリン	1	1	○			0.12,0.31(\$)
あんず(アプリコットを含む。)	20	20	○			(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.7	0.7	○			0.30(\$),0.05
うめ	20	20	○			3.41,10.6(\$),0.89
その他のハーブ	2	2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	参考基準値		休薬期間	残留試験成績等	
			国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		試験日	参照値 ppm
牛の筋肉	0.1	0.1		0.1 EU	5日	5日	<0.005,0.012, 0.014,0.017, 0.036
豚の筋肉	0.02	0.02		0.1 EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05 EU	5日	5日	<0.005,0.012(2), 0.011,0.027
豚の脂肪	0.02	0.02		0.05 EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の肝臓	0.1	0.1		0.15 EU	5日	5日	<0.005,0.016 0.019,0.022,0.053
豚の肝臓	0.02	0.02		0.15 EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の腎臓	0.1	0.1		0.15 EU	5日	5日	0.053±0.033
豚の腎臓	0.02	0.02		0.15 EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の食用部分	0.1	0.1			5日	5日	<0.005,0.012(2), 0.015,0.030
豚の食用部分	0.02	0.02			5日	5日	<0.02(強制経口投与)
鶏の筋肉	0.03	0.03		0.1 EU	5日	5日	<0.03(飲水添加)
鶏の脂肪	0.1	0.1		0.05 EU	5日	5日	0.06±0.02 (飼料添加、皮膚)
鶏の肝臓	0.04	0.04		0.15 EU	5日	5日	<0.04(飲水添加)
鶏の腎臓	0.04	0.04		0.15 EU	5日	5日	<0.04(飲水添加)
鶏の食用部分	0.06	0.06			5日	5日	<0.06(飼料添加、腸胃)
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.1	0.1		0.1 EU	14日	14日	<0.10(アニ、薬浴)
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.1	0.1		0.1 EU	25日	25日	<0.10(ウナギ、薬浴)
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.06	0.06		0.1 EU	16日	16日	<0.06(ブリ、飼料添加)
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.05	0.05		0.1 EU	28日	28日	<0.05(コイ、飼料添加)
魚介類(甲殻類に限る。)	0.03	0.03			30日	30日	<0.03(エビ、飼料添加)

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(別紙3)

オキシリニック酸推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米(玄米をいう。)	0.3	55.5	29.3	41.9	56.6
ばれいしょ	0.3	11.0	6.4	11.9	8.1
こんにゃくいも	0.5	6.5	2.9	5.5	6.7
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	9.0	3.7	5.7	11.7
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	22.0	5.0	9.0	34.0
はくさい	2	58.8	20.6	43.8	63.4
キャベツ	2	45.6	19.6	45.8	39.8
チンゲンサイ	2	2.8	0.6	2.0	3.8
カリフラワー	2	0.8	0.2	0.2	0.8
ブロッコリー	0.2	0.9	0.6	0.9	0.8
その他のあぶらな科野菜	5	10.5	1.5	1.0	15.5
エンダイブ	2	0.2	0.2	0.2	0.2
レタス(サラダ菜及びちりしやを含む。)	5	30.5	12.5	32.0	21.0
たまねぎ	0.1	3.0	1.9	3.3	2.3
ねぎ(リーキを含む。)	3	33.9	13.5	24.6	40.5
にんにく	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
アスパラガス	0.7	0.6	0.2	0.3	0.5
その他のゆり科野菜	0.3	0.3	0.0	0.0	0.5
にんじん	0.2	4.9	3.3	5.0	4.5
パセリ	3	0.3	0.3	0.3	0.3
セロリ	1	0.4	0.1	0.3	0.4
ピーマン	3	13.2	6.0	5.7	11.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	18.8	11.6	13.8	23.0
日本なし	0.3	1.5	1.3	1.6	1.5
西洋なし	0.3	0.03	0.03	0.03	0.03
もも	0.3	0.2	0.2	1.2	0.0
ネクタリン	1	0.1	0.1	0.1	0.1
あんず(アブリコットを含む。)	20	2.0	2.0	2.0	2.0
すもも(プルーンを含む。)	0.7	0.1	0.1	1.0	0.1
うめ	20	22.0	6.0	28.0	32.0
その他のハーブ	2	0.2	0.2	0.2	0.2
牛の筋肉及び脂肪	0.1	2.0	0.9	1.9	2.0
牛の肝臓	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の腎臓	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の食用部分	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の筋肉及び脂肪	0.02	0.7	0.5	0.8	0.7
豚の肝臓	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の筋肉及び脂肪	0.1	2.0	1.9	1.3	2.0
鶏の肝臓	0.04	0.0	0.0	0.1	0.0
鶏の腎臓	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.06	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.1	1.1	0.4	0.2	1.1
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.06	1.8	0.8	1.2	1.8
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.05	1.6	0.9	1.4	1.6
魚介類(甲殻類に限る。)	0.03	0.2	0.1	0.2	0.2
計		365.3	155.4	294.8	391.2
ADI比(%)		32.6	46.8	25.3	34.4

高齢者及び妊婦については摂取量データの一部がないため、国民平均の摂取量を参考とした。

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成 1 年	2 月	8 日	初回農薬登録
平成 1 7 年	1 1 月	2 9 日	残留農薬基準告示
平成 1 8 年	9 月	4 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成 1 9 年	1 2 月	1 9 日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：うめ及びもも）
平成 1 9 年	1 2 月	2 5 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成 2 0 年	7 月	2 4 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 2 1 年	6 月	4 日	残留農薬基準告示
平成 2 2 年	8 月	2 6 日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：だいこん、さんとうさい、レタス、ねぎ、パセリ、ネクタリン、小粒核果類）
平成 2 2 年	9 月	9 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成 2 3 年	6 月	3 0 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 2 4 年	1 2 月	2 8 日	残留農薬基準告示
平成 2 4 年	1 0 月	2 3 日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：ピーマン及びズッキーニ）
平成 2 5 年	8 月	1 9 日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成 2 5 年	1 1 月	1 1 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 2 6 年	2 月	1 7 日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成 2 6 年	2 月	2 0 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井 里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
延東 真	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所名誉所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室教授
佐藤 清	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
高橋 美幸	農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター薬学教育部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	東北大学大学院薬学研究科薬物動態学分野准教授
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

オキシリニック酸

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.3
ばれいしょ	0.3
こんにゃくいも	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10
はくさい	2
キャベツ	2
チンゲンサイ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	5
エンダイブ	2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	5
たまねぎ	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	3
にんにく	0.05
アスパラガス	0.7
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	0.3
にんじん	0.2
パセリ	3
セロリ	1
ピーマン	3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも	0.3
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	20
すもも(プルーンを含む。)	0.7
うめ	20
その他のハーブ ^{注3)}	2
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注4)}	0.1
豚の食用部分	0.02
鶏の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.06
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.1
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.1
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.06
魚介類(その他の魚類 ^{注5)} に限る。)	0.05
魚介類(甲殻類に限る。)	0.03

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

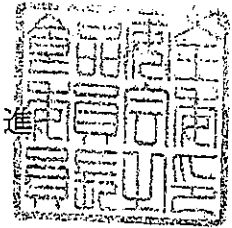
注5)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。



府 食 第 916 号
平成 25 年 11 月 11 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 25 年 8 月 19 日付け厚生労働省発食安 0819 第 19 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められたオキシリニック酸に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

オキシリニック酸の一日摂取許容量を 0.021 mg/kg 体重/日と設定する。

農薬・動物用医薬品評価書

オキシリニック酸

(第3版)

2013年11月

食品安全委員会

目 次

	頁
○ 審議の経緯.....	4
○ 食品安全委員会委員名簿.....	5
○ 食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿.....	5
○ 食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿.....	7
○ 要約.....	9
 I. 評価対象農薬及び動物用医薬品の概要.....	 10
1. 用途.....	10
2. 有効成分の一般名.....	10
3. 化学名.....	10
4. 分子式.....	10
5. 分子量.....	10
6. 構造式.....	10
7. 開発の経緯.....	10
 II. 安全性に係る試験の概要.....	 12
1. 動物体内運命試験.....	12
(1) ラット.....	12
(2) ヒト.....	16
2. 植物体内運命試験.....	16
(1) 水稻①.....	16
(2) 水稻②.....	17
(3) はくさい.....	18
(4) だいこん.....	19
3. 土壌中運命試験.....	19
(1) 好氣的湛水土壌中運命試験.....	19
(2) 好氣的土壌中運命試験（畑地条件）.....	19
(3) 土壌表面光分解試験.....	20
(4) 溶脱性（リーチング）試験.....	20
(5) 土壌吸着試験①.....	20
(6) 土壌吸着試験②.....	21
(7) 土壌微生物分解試験.....	21
4. 水中運命試験.....	21
(1) 加水分解試験.....	21
(2) 水中光分解試験①.....	21
(3) 水中光分解試験②.....	22

5. 土壤残留試験.....	22
6. 作物残留試験.....	23
7. 後作物残留試験.....	23
8. 家畜体内残留試験.....	24
(1) 残留試験(散剤)(牛、豚及び鶏)	24
(2) 残留試験(液剤)(豚及び鶏)	24
(3) 残留試験(水産用散剤)(ハマチ、マス類、アユ、コイ及びウナギ)	25
(4) 残留試験(水産用薬浴剤)(アユ及びウナギ)	26
(5) 残留試験(水産用油剤及び水剤)(アユ及びニジマス)	26
(6) 残留試験(水産用微粒子懸濁剤(液剤))(ブリ)	27
(7) 乳汁移行試験(泌乳牛)	27
(8) 鶏卵移行試験(鶏)	28
9. 一般薬理試験.....	28
10. 急性毒性試験.....	29
(1) 急性毒性試験	29
(2) 急性神経毒性試験	31
11. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験.....	32
12. 亜急性毒性試験.....	32
(1) 30日間亜急性毒性試験(ラット)	32
(2) 90日間亜急性毒性試験(ラット)	32
(3) 90日間亜急性毒性試験(マウス)	34
(4) 90日間亜急性毒性試験(イヌ)	35
(5) 6か月間亜急性毒性試験(ラット)	35
(6) 90日間亜急性神経毒性試験(ラット)	36
13. 慢性毒性試験及び発がん性試験.....	37
(1) 1年間慢性毒性試験(イヌ)	37
(2) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)	38
(3) 18か月間発がん性試験(マウス)	39
14. 生殖発生毒性試験.....	40
(1) 2世代繁殖試験(ラット)	40
(2) 2世代繁殖試験(ラット): 追加試験	41
(3) 発生毒性試験(ラット)①	42
(4) 発生毒性試験(ラット)②	43
(5) 発生毒性試験(ウサギ)	43
15. 遺伝毒性試験.....	43
16. 微生物学的影響に関する特殊試験.....	45
(1) ヒトの腸内細菌に対する50%最小発育阻止濃度(MIC)	45
(2) 臨床分離菌に対する最小発育阻止濃度(MIC)	45

17. その他の試験.....	46
(1) オキシリニック酸原体のラット精巣腫瘍の発現機序検討試験.....	46
Ⅲ. 食品健康影響評価.....	53
1. 毒性学的 ADI	53
2. 微生物学的 ADI	56
3. ADI の設定について	57
4. 食品健康影響評価.....	57
・別紙1：代謝物/分解物/原体混在物略称	58
・別紙2：検査値等略称	59
・別紙3：作物残留試験成績	60
・別紙4：推定摂取量	63
・別紙5：動物用医薬品の用法・用量	64
・参照.....	66

<審議の経緯>

―第1版関係―

- 1989年 2月 8日 初回農薬登録
- 2005年 11月 29日 残留農薬等基準（暫定基準）告示（参照1）
- 2006年 9月 4日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第0904001号）、同接受（参照2～64、68）
- 2006年 9月 7日 第158回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2006年 11月 20日 第6回農薬専門調査会総合評価第二部会
- 2007年 7月 27日 追加資料受理（参照69）
- 2007年 9月 21日 第15回農薬専門調査会総合評価第二部会
- 2007年 11月 9日 第31回農薬専門調査会幹事会
- 2007年 12月 18日 第86回動物用医薬品専門調査会
- 2007年 12月 19日 農林水産省から厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準値設定依頼（うめ及びもも）
- 2007年 12月 25日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第1225001号）
- 2007年 12月 26日 関係書類の接受（参照100～101）
- 2008年 1月 10日 第221回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2008年 1月 18日 第34回農薬専門調査会幹事会
- 2008年 1月 31日 第224回食品安全委員会（報告）
- 2008年 1月 31日 から2月 29日まで 国民からの意見・情報の募集
- 2008年 7月 23日 農薬専門調査会座長及び動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
- 2008年 7月 24日 第248回食品安全委員会（報告）
（同日付け厚生労働大臣へ通知）（参照102）
- 2009年 6月 4日 残留農薬基準値告示（参照103）

―第2版関係―

- 2010年 8月 26日 農林水産省から厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：だいこん、さんとうさい、レタス、ねぎ、パセリ、ネクタリン及び小粒核果類）
- 2010年 9月 9日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安0909第3号）
- 2010年 9月 13日 関係書類の接受（参照104～108）
- 2010年 9月 16日 第348回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2011年 5月 13日 第72回農薬専門調査会幹事会
- 2011年 6月 28日 農薬専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告

2011年 6月 30日 第388回食品安全委員会（報告）
（同日付け厚生労働大臣へ通知）（参照 109）
2012年 12月 28日 残留農薬基準値告示（参照 110）

－第3版関係－

2012年 10月 23日 農林水産省から厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：ピーマン及びズッキーニ）
2013年 8月 19日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安 0819 第19号）
2013年 8月 20日 関係書類の接受（参照 111～113）
2013年 8月 26日 第486回食品安全委員会（要請事項説明）
2013年 11月 11日 第493回食品安全委員会（審議）
（同日付け厚生労働大臣へ通知）

＜食品安全委員会委員名簿＞

(2006年12月20日まで)	(2009年6月30日まで)	(2011年1月6日まで)
寺田雅昭（委員長）	見上 彪（委員長）	小泉直子（委員長）
見上 彪（委員長代理）	小泉直子（委員長代理*）	見上 彪（委員長代理*）
小泉直子	長尾 拓	長尾 拓
長尾 拓	野村一正	野村一正
野村一正	畑江敬子	畑江敬子
畑江敬子	廣瀬雅雄**	廣瀬雅雄
本間清一	本間清一	村田容常

*: 2007年2月1日から *: 2009年7月9日から
**: 2007年4月1日から

(2012年6月30日まで)	(2012年7月1日から)
小泉直子（委員長）	熊谷 進（委員長）
熊谷 進（委員長代理*）	佐藤 洋（委員長代理）
長尾 拓	山添 康（委員長代理）
野村一正	三森国敏（委員長代理）
畑江敬子	石井克枝
廣瀬雅雄	上安平冽子
村田容常	村田容常

*: 2011年1月13日から

＜食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿＞

(2007年3月31日まで)

鈴木勝士 (座長)
廣瀬雅雄 (座長代理)
赤池昭紀
石井康雄
泉 啓介
上路雅子
臼井健二
江馬 眞
大澤貫寿
太田敏博
大谷 浩
小澤正吾
小林裕子

三枝順三
佐々木有
高木篤也
玉井郁巳
田村廣人
津田修治
津田洋幸
出川雅邦
長尾哲二
中澤憲一
納屋聖人
成瀬一郎
布柴達男

根岸友惠
林 眞
平塚 明
藤本成明
細川正清
松本清司
柳井徳磨
山崎浩史
山手丈至
與語靖洋
吉田 緑
若栗 忍

(2008年3月31日まで)

鈴木勝士 (座長)
林 眞 (座長代理*)
赤池昭紀
石井康雄
泉 啓介
上路雅子
臼井健二
江馬 眞
大澤貫寿
太田敏博
大谷 浩
小澤正吾
小林裕子

三枝順三
佐々木有
代田眞理子****
高木篤也
玉井郁巳
田村廣人
津田修治
津田洋幸
出川雅邦
長尾哲二
中澤憲一
納屋聖人
成瀬一郎***

西川秋佳**
布柴達男
根岸友惠
平塚 明
藤本成明
細川正清
松本清司
柳井徳磨
山崎浩史
山手丈至
與語靖洋
吉田 緑
若栗 忍

* : 2007年4月11日から

** : 2007年4月25日から

*** : 2007年6月30日まで

**** : 2007年7月1日から

(2010年3月31日まで)

鈴木勝士 (座長)
林 眞 (座長代理)
相磯成敏
赤池昭紀

佐々木有
代田眞理子
高木篤也
玉井郁巳

根本信雄
平塚 明
藤本成明
細川正清

石井康雄
泉 啓介
今井田克己
上路雅子
臼井健二
太田敏博
大谷 浩
小澤正吾
川合是彰
小林裕子

田村廣人
津田修治
津田洋幸
長尾哲二
中澤憲一*
永田 清
納屋聖人
西川秋佳
布柴達男
根岸友惠

堀本政夫
松本清司
本間正充
柳井徳磨
山崎浩史
山手丈至
與語靖洋
吉田 緑
若栗 忍

*: 2009 年 1 月 19 日まで

(2012 年 3 月 31 日まで)

納屋聖人 (座長)
林 真 (座長代理)
相磯成敏
赤池昭紀
浅野 哲**
石井康雄
泉 啓介
上路雅子
臼井健二
太田敏博
小澤正吾
川合是彰
川口博明
小林裕子
三枝順三

佐々木有
代田眞理子
高木篤也
玉井郁巳
田村廣人
津田修治
津田洋幸
長尾哲二
永田 清
長野嘉介*
西川秋佳
布柴達男
根岸友惠
根本信雄
八田稔久

平塚 明
福井義浩
藤本成明
細川正清
堀本政夫
本間正充
増村健一**
松本清司
柳井徳磨
山崎浩史
山手丈至
與語靖洋
義澤克彦
吉田 緑
若栗 忍

*: 2011 年 3 月 1 日まで

** : 2011 年 3 月 1 日から

<食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿>

(2007 年 2 月 11 日まで)

三森 国敏 (座長)
井上 松久 (座長代理)
青木 宙
明石 博臣
江馬 眞

小川 久美子
渋谷 淳
嶋田 甚五郎
鈴木 勝士
津田 修治

長尾 美奈子
中村 政幸
林 真
藤田 正一
吉田 緑

大野 泰雄

寺本 昭二

(2007年9月30日まで)

三森 国敏 (座長)

渋谷 淳

中村 政幸

井上 松久 (座長代理)

嶋田 甚五郎

林 真

青木 宙

鈴木 勝士

平塚 明

明石 博臣

津田 修治

藤田 正一

江馬 眞

寺本 昭二

吉田 緑

小川 久美子

長尾 美奈子

(2008年3月31日まで)

三森 国敏 (座長)

小川 久美子

戸塚 恭一

井上 松久 (座長代理)

下位 香代子

中村 政幸

青木 宙

津田 修治

林 真

今井 俊夫

寺岡 宏樹

山崎 浩史

今田 由美子

寺本 昭二

吉田 緑

江馬 眞

頭金 正博

(2009年9月30日まで)

三森 国敏 (座長)

小川 久美子

戸塚 恭一

井上 松久 (座長代理)

下位 香代子

中村 政幸

青木 宙

津田 修治

能美 建彦

今井 俊夫

寺岡 宏樹

山崎 浩史

今田 由美子

寺本 昭二

吉田 緑

江馬 眞

頭金 正博

要 約

キノリン骨格を有する殺菌剤（抗菌剤）である「オキシリニック酸」（CAS No. 14698-29-4）について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。なお、今回、作物残留試験（ピーマン及びきゅうり）の成績等が新たに提出された。

評価に用いた試験成績は、動物体内運命（ラット及びヒト）、植物体内運命（水稻、はくさい等）、作物残留、家畜体内残留（牛、豚等）、亜急性毒性（ラット、マウス及びイヌ）、慢性毒性（イヌ）、慢性毒性/発がん性併合（ラット）、発がん性（マウス）、2世代繁殖（ラット）、発生毒性（ラット及びウサギ）、遺伝毒性等の試験成績である。

各種毒性試験結果から、オキシリニック酸投与による影響は主に体重（増加抑制）、精巣（間細胞過形成：ラット）、卵巣（重量増加：ラット）、興奮性の神経症状及び行動変化（ラット）として認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。

慢性毒性/発がん性併合試験では、ラットに精巣間細胞腫の増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をオキシリニック酸（親化合物のみ）と設定した。

各毒性試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験の2.18 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した0.021 mg/kg 体重/日を毒性学的一日摂取許容量（ADI）と設定した。

また、微生物学的特殊試験から得られたMICcalcの0.005922 µg/mLに結腸内容物220 mL、細菌が暴露される分画に糞中排泄率の0.7、ヒト体重に60 kgを適用するVICHの算出式より、微生物学的ADIが0.031 mg/kg 体重/日と算定された。

毒性学的データから導かれるADIと微生物学的データから導かれるADIを比較すると、微生物学的データから導かれた値がより大きくなることから、オキシリニック酸の残留基準を設定するに際してのADIとしては0.021 mg/kg 体重/日と設定することが適当であると考えられた。

I. 評価対象農薬及び動物用医薬品の概要

1. 用途

殺菌剤（抗菌剤）

2. 有効成分の一般名

和名：オキシリニック酸（オキシリン酸）

英名：oxolinic acid（ISO 名）

3. 化学名

IUPAC

和名：5-エチル-5,8-ジヒドロ-8-オキソ[1,3]ジオキサロ[4,5-g]キノリン-7-カルボン酸

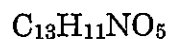
英名：5-ethyl-5,8-dihydro-8-oxo[1,3]dioxolo[4,5-g]quinoline-7-carboxylic acid

CAS (No. 14698-29-4)

和名：5-エチル-5,8-ジヒドロ-8-オキソ-1,3-ジオキサロ[4,5-g]キノリン-7-カルボン酸

英名：5-ethyl-5,8-dihydro-8-oxo-1,3-dioxolo[4,5-g]quinoline-7-carboxylic acid

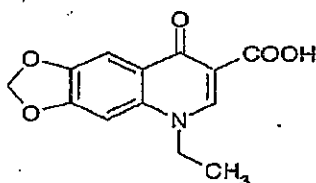
4. 分子式



5. 分子量

261.23

6. 構造式



7. 開発の経緯

オキシリニック酸は、1976年に住友化学株式会社により開発されたキノリン骨格を有する殺菌剤（抗菌剤）である。本剤は、*Erwinia* 属菌、*Pseudomonas glumae* の2種類に極めて高い抗菌性を示し、*Agrobacterium tumefaciens*, *Xanthomonas* 属菌、*Pseudomonas* 属菌、*Corynebacterium* 属菌にも抗菌性を示す。作用機序と

して、細菌の DNA gyrase のサブユニット A と結合して DNA gyrase の不活化を起こすことにより DNA の複製を阻害し、菌を死滅させることが判明している。わが国では1989年2月に種子処理剤として初回農薬登録されており、海外では韓国、インドネシア等で登録されている。今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請（ピーマン及びズッキーニ）がなされている。

動物用医薬品としては、各種の細菌性疾病罹患動物に対し、予防又は治療効果を有することが確認されており（参照 70）、魚類や牛、豚、鳥類の混餌、飲水及び経口投与剤として使用されているが（参照 71）、我が国でも魚類や牛、豚、鶏などに細菌性疾病の治療を目的に使用されている（参照 72）。

II. 安全性に係る試験の概要

各種運命試験 [II. 1~4] は、オキシソリニック酸のベンゼン環の炭素を均一に ^{14}C で標識したもの（以下「[phe- ^{14}C]オキシソリニック酸」という。）及び *N*-エチル基の炭素を ^{14}C で標識したもの（以下「[eth- ^{14}C]オキシソリニック酸」という。）を用いて実施された。放射能濃度及び代謝物濃度は、特に断りがない場合は比放射能（質量放射能）からオキシソリニック酸に換算した値（mg/kg 又は $\mu\text{g/g}$ ）を示した。代謝物/分解物/原体混在物略称及び検査値等略称は別紙 1 及び 2 に示されている。

1. 動物体内運命試験

(1) ラット

① 吸収

a. 血中濃度推移（単回投与）

Wistar ラット（一群雄各 3~4 匹）に [eth- ^{14}C]オキシソリニック酸を 10 mg/kg 体重（以下 [1. (1)]において「低用量」という。）で単回胃内投与し、血中濃度推移について検討された。

血中及び血漿中薬物動態学的パラメータは表 1 に示されている。血中及び血漿中放射能は投与 2 時間後に $C_{\max}$ に達した。投与 6 時間後までは高い血中及び血漿中濃度が維持され、以後徐々に低下した。

表 1 血中及び血漿中薬物動態学的パラメータ（単回投与、 $\mu\text{g/g}$ ）

	投与 1 時間後	投与 2 時間後 ($T_{\max}$)	投与 6 時間後	投与 48 時間後	$T_{1/2}$ (hr)
血中	0.90	4.80	1.95	—	算出されず
血漿中	1.70	8.28	3.25	—	算出されず

—：検出されず

また、ddY マウス（雄及び妊娠雌）及びウズラに [eth- ^{14}C]オキシソリニック酸を低用量で単回胃内（ウズラでは腺胃内）投与し、全身オートラジオグラフィーによる分析が行われた。マウス及びウズラの全身的な放射能は投与 30 分~2 時間後に $C_{\max}$ に達した後減少し、投与 24 時間後には消化管内容物、胆嚢を除く諸臓器からほぼ消失した。骨には投与 24 時間後においても軽度な残留を認めた。放射能は胎児に移行し全身に分布するが、投与 24 時間後には消失した。（参照 3）

b. 血中濃度推移（反復投与）

Wistar ラット（雄、匹数不明）に [eth- ^{14}C]オキシソリニック酸を低用量で 1 日 1 回 5 日間反復経口投与し、血中濃度推移について検討された。

投与期間中は毎日投与 2 時間後の血中放射能濃度を測定したが、単回投与試験 [1. (1) ① a.]における投与 2 時間後の濃度とほぼ同じ値で推移した。血中放射能

濃度は最終投与 24 時間後では 20 µg/g、48 時間後では検出限界未満となった。
(参照 4)

c. 吸収率

胆汁中排泄試験 [1. (1)④c.] における尿及び胆汁中残存放射能から、吸収率は少なくとも 44%と算出された。(参照 103)

② 体内分布

Wistar ラットに[phe-¹⁴C]オキシリニック酸を低用量又は 300 mg/kg 体重（以下[1. (1)]において「高用量」という。）（一群雌雄各 5 匹）で単回経口投与、低用量（一群雄各 3 匹）で 14 日間反復経口投与、[eth-¹⁴C]オキシリニック酸を低用量（一群雄各 3~4 匹）で単回経口投与又は低用量（一群雄 1 匹）で 5 日間反復経口投与して、体内分布試験が実施された。

主要組織中の残留放射能濃度は表 2 に示されている。

組織における残留放射能濃度は投与 1~2 時間後に最大になり、腎臓、肝臓、血液及び骨に比較的多く分布した。投与 48~168 時間後には骨を除くほとんどの組織で検出限界未満となった。(参照 3~6)

表 2 主要組織中の残留放射能濃度 (µg/g)

標識体	投与条件	性別	2 時間後	最終試料採取時間 1)
[phe- ¹⁴ C] オキシリ ニック酸	10 mg/kg 体重 単回	雄	腎臓(5.75)、血漿(5.11)、肝臓(4.64)、血液(3.43)	骨(0.10)、その他検出されず
		雌	腎臓(4.04)、血漿(3.69)、肝臓(3.03)、血液(2.48)	骨(0.12)、その他検出されず
	300 mg/kg 体重 単回	雄	—	骨(4.56)、その他検出されず
		雌	—	骨(6.49)、その他検出されず
	10 mg/kg 体重 14 日反復 2)	雄	腎臓(4.45)、肝臓(3.32)、血漿(3.25)、頭蓋骨(3.10)、血液(2.17)	頭蓋骨(1.19)、大腿骨(0.76)、その他検出されず
[eth- ¹⁴ C] オキシリ ニック酸	10 mg/kg 体重 単回	雄	腎臓(3.38)、血漿(8.28)、肝臓(5.98)、血液(4.80)	腎臓(0.05)、肝臓(0.03)、その他検出されず
	10 mg/kg 体重 5 日間反復 2)	雄	—	骨(0.026)、肝臓(0.04)、腎臓(0.02)、その他検出されず

注) —: 測定せず

1) 最終試料採取時間は、[phe-¹⁴C]オキシリニック酸投与試験では 168 時間後、[eth-¹⁴C]オキシリニック酸投与試験では 48 時間後

2) 試料採取時間は、最終投与後の時間を示す。

③ 代謝物同定・定量

排泄試験[1. (1) ④a. 及び b.]で得られた尿及び糞中の代謝物同定・定量試験が実施された。

尿及び糞における主要成分は表 3 に示されている。

[phe-¹⁴C]オキシリニック酸投与群では、尿中主要成分として多量の未変化のオキシリニック酸が見いだされたが (10.9~37.5%TAR)、メチレンジオキシ部の開裂した代謝物は認められず、吸収されたオキシリニック酸は代謝を受けにくいものと考えられた。糞中には未吸収のオキシリニック酸が検出されたほかにメチレンジオキシ部が開裂し、それぞれ 6 又は 7 位の水酸基がメチル化した B 及び C が見いだされた。高用量では尿及び糞中に未変化のオキシリニック酸が低用量群より多く排泄されたが、これは吸収されないオキシリニック酸が増加したこと、吸収されたオキシリニック酸が代謝を受けにくいことが原因であると考えられた。

[eth-¹⁴C]オキシリニック酸投与群のラット体内における代謝経路は、メチレンジオキシ基の酸化及びそれに続く O-メチル化による B 及び C の生成であり、さらにそれら代謝物が抱合化されると考えられた。(参照 5~7)

表 3 尿及び糞における主要成分 (%TAR)

標識体	投与条件	試料	オキシリニック酸	代謝物
[phe- ¹⁴ C] オキシリ ニック酸	10 mg/kg 体重 単回	尿	10.9~14.0	D(2.6~4.2)、未同定化合物 UA(4.2~9.5)、 UB(0.8~1.3)、UC(0.8~1.2)
		糞	20.3~24.0	B(7.5~8.6)、C(1.3~1.6) 未同定化合物 UC(0.7)
	300 mg/kg 体重 単回	尿	12.1~14.8	D(1.7~3.2)、未同定化合物 UA(2.7~6.9)、 UC(0.8~1.5)、UB(0.8~1.1)
		糞	39.4~42.0	B(4.0~9.1)、C(1.1~1.8)、 未同定化合物 UC(0.5)
	10 mg/kg 体重 14 日反復 ¹⁾	尿	37.5	D(8.8) 未同定化合物 UA*(32.7)、UC(3.6)
		糞	47.4	B(8.5)、C(3.0) 未同定化合物 C(1.9)
[eth- ¹⁴ C] オキシリ ニック酸 ¹⁾	10 mg/kg 体重 単回	尿	4.9	D(15.1)、F(6.6)、H(4.7) B(1.8)、C(0.7)、E(15.2)、G(43.5)

1) 代謝物量の単位は%TRR

2) 硫酸抱合体

④ 排泄

a. 単回投与

Wistar ラット（一群雌雄各 5 匹）に[phe-¹⁴C]オキシリニック酸を低用量若しくは高用量で、又は Wistar ラット（一群雄各 3 匹）若しくは ddY マウス（一群雄各 3 匹）に[eth-¹⁴C]オキシリニック酸を低用量で単回経口投与し、排泄試験が実施された。

投与後 24 時間及び試験終了時（投与後 168 時間）の尿及び糞中排泄率は、表 4 に示されている。

いずれの標識体を投与した場合でも、主に糞中に速やかに排泄され、排泄パターンに種差及び性差はほとんど認められなかった。（参照 3、5）

表 4 尿及び糞中排泄率（%TAR）

標識体	投与量	動物種/ 性別	試料	投与後 24 時間	投与後 168 時間
[phe- ¹⁴ C] オキシリ ニック酸	10 mg/kg 体重	ラット/ 雄	尿	34.1	34.2
			糞	57.7	61.4
		ラット/ 雌	尿	31.2	31.4
			糞	49.4	63.8
	300 mg/kg 体重	ラット/ 雄	尿	34.3	37.1
			糞	48.7	63.7
		ラット/ 雌	尿	32.4	36.5
			糞	20.6	64.5
[eth- ¹⁴ C] オキシリ ニック酸	10 mg/kg 体重	ラット/ 雄	尿	34	35 ¹⁾
			糞	44	55 ¹⁾
		マウス/ 雄	尿	36	37 ²⁾
			糞	47	53 ²⁾

1) : 96 時間後 2) : 72 時間後

b. 反復投与

Wistar ラット（一群雄各 3 匹）に[phe-¹⁴C]オキシリニック酸を低用量で 14 日間連続経口投与し、排泄試験が実施された。

最終投与後 24 及び 48 時間の尿及び糞中累積排泄率は表 5 に示されている。いずれも投与期間中の排泄率に大きな変動はなく、単回投与における排泄率と顕著な相違は認められなかった。[phe-¹⁴C]オキシリニック酸を投与した試験では、最終投与 168 時間後まで排泄率を測定したが、最終投与 48 時間後以降累積排泄率に変動は見られなかった。（参照 6）

表5 尿及び糞中累積排泄率 (%TAR)

投与条件	試料	投与期間中	最終投与後 24 時間	最終投与後 48 時間
10 mg/kg 体重 14 日間	尿	30.1~31.1	30.2	30.3
	糞	54.9~66.6	66.4	66.8

c. 胆汁中排泄

Wistar ラット（一群雄各 5 匹）に[phe-¹⁴C]オキシリニック酸を低用量で単回経口投与し、胆汁中排泄試験が実施された。

胆汁排泄は投与後 6 時間で約 5%TAR、投与後 24 時間で約 9%TAR であった。（参照 3）

(2) ヒト

① 代謝試験

ヒト（健康男子、4 名）に対して[eth-¹⁴C]オキシリニック酸の単回経口（1.00 g）投与試験が実施された。

血中薬物動態学的パラメータ並びに、尿及び糞中排泄率は表 6 に示されている。

血中濃度のピークは投与 4 時間後に認められ、放射活性濃度は 1.17% であった。尿及び糞中への排泄は投与後 24 時間において 42.7%、投与後 48 時間において 66.7% であった。尿中代謝物として、オキシリニック酸のグルクロン酸抱合体及び胆汁複合体、メチレンジオキシ部位が変化したオキシリニック酸のグルクロン酸抱合体及び非グルクロン酸化合物などが存在した。（参照 73）

表6 ヒトにおける単回経口投与後の薬物動態

T _{max} (hr)	C _{max} (%)	尿及び糞中排泄率(%)		尿中代謝物 (0~6 時間蓄尿中放射能)
		投与後 24 時間	投与後 48 時間	
4	1.17	42.7	66.7	オキシリニック酸のグルクロン酸抱合体・胆汁複合体・変化したオキシリニック酸から誘導されたグルクロン酸化合物・非グルクロン酸化合物

2. 植物体内運命試験

(1) 水稻①

ポットに栽培された水稻（品種：日本晴）の出穂期～穂ぞろい期の葉又は穂に、[phe-¹⁴C]オキシリニック酸を 300 g ai/ha の用量で塗布処理し、植物体内運命試験が実施された。処理直後、7、14、28 及び 49 日後（収穫期）に処理葉及び処理穂を採取した。さらに収穫期の稲地上部のうち、葉面処理した稲は処理葉、玄

米、もみ殻及び稲わらに、穂処理した稲は玄米ともみ殻に分画し、試料とした。
 水稻における放射能分布は表 7 に示されている。

表 7 水稻における放射能分布 (%TAR)

処理方法	葉面処理			穂処理		
試料	処理葉			処理穂		
処理後日数	直後	14 日	49 日	直後	14 日	49 日
放射能合計	97.4~99.7	91.5~92.3	80.6~84.8	97.2~99.3	92.3~92.8	87.8~90.6
[phe- ¹⁴ C]オキシソリニック酸	92.9~94.0	75.3~76.4	61.9~67.7	91.1~91.6	60.5~61.7	59.7~61.5
未同定代謝物 (7 種)	0.9~1.0	3.2~3.6	2.8~3.1	0.8~1.2	1.3~1.5	0.9~1.0

注) 表中の数値は 2 連で実施した 2 つの試験結果を示している。

処理葉及び処理穂中の残留放射能はほとんど減少せず、処理 49 日後でも 81~85%TAR 及び 88~91%TAR が回収された。その大部分は未変化のオキシソリニック酸であった。

収穫後 2 週間風乾した稲体の処理葉、玄米、もみ殻及び稲わら中の放射能分布は表 8 に示されている。

葉面処理した稲体における処理葉から 74.4%TAR の放射能が検出されたが、玄米、もみ殻、稲わらから検出された放射能は 1%TAR 未満であった。また、穂処理した稲体では放射能の大部分はもみ殻に存在した。以上より、オキシソリニック酸は玄米へ移行しにくいことが明らかになった。なお、見いだされた化合物の大部分はオキシソリニック酸であった。(参照 8)

表 8 収穫期の稲体中の放射能分布 (%TAR)

処理方法	葉面処理				穂処理	
試料	処理葉	玄米	もみ殻	稲わら ¹⁾	玄米	もみ殻
放射能合計	74.4	0.14	0.03	0.34	3.7	69.0
[phe- ¹⁴ C]オキシソリニック酸	54.4	—	—	—	3.1	43.0
未同定代謝物 (7 種)	4.1	—	—	—	ND	2.9

注) —: 測定せず ND: 検出されず

1) 処理葉以外

(2) 水稻②

[phe-¹⁴C]オキシソリニック酸溶液に水稻(品種: 日本晴)を浸漬した場合の移行

性試験が実施された。

水稻のもみを、[phe-¹⁴C]オキシソリニック酸を 1,900 mg/L 含む 0.1 mol/L 水酸化ナトリウム水溶液に暗所、25℃で 24 時間浸漬した後、培土に播種し、5 か月間栽培した。播種 2 週間後の幼苗を地上部、根部及びもみに分画し、また 5 か月後（収穫期）の稲体を地上部（地上 7 cm 以上）及び根部に分画して試料とし、放射能の分布を調べた。

浸漬したもみに付着した放射エネルギーはオキシソリニック酸換算で 1.47 µg/粒であった。播種 2~3 週間後の 2~3 葉期の幼苗では稲体中の 99%TRR がもみに存在し、地上部及び根部中の放射能はともに 1%TRR 以下であった。収穫期の稲体では、根部に 0.008~0.011 mg/kg の放射能が検出されたものの、玄米、もみ殻、稲わらに残留する放射能はいずれも検出限界未満であった。収穫時まで栽培してもオキシソリニック酸及びその代謝物は地上部に移行しないことが明らかとなった。

また培土中の放射能濃度が検出限界未満であったことから、稲体中の放射性物質が土壌へ移行する可能性はないと考えられた。（参照 9）

（3）はくさい

ポットに栽培されたはくさい（品種：耐病六十日）の第 4~5 葉期の第 4 葉に、[phe-¹⁴C]オキシソリニック酸を 330 g ai/ha の用量で塗布処理し、植物体内運命試験が実施された。処理直後の処理葉並びに処理 7、14 及び 35 日後（収穫期）の処理葉及び処理葉以外の茎葉を採取し、試料とした。

はくさいにおける放射能分布は表 9 に示されている。

表 9 はくさいにおける放射能分布 (%TAR)

試料	処理葉			処理葉以外の茎葉	
	直後	7 日	35 日	7 日	35 日
放射能合計	102~103	108~112	105~108	<0.1	0.1
[phe- ¹⁴ C] オキシソリニック酸	83.5~94.5	94.8~101	88.3~100	—	—
未同定代謝物 (2 種)	ND	0.7~1.2	0.6~1.8	—	—

ND:検出せず、—:測定せず

注) 表中の数値は 2 連で実施した 2 つの試験結果を示している

処理葉中の残留放射能分布はほとんど変化せず、処理 35 日後でもほぼ全ての処理放射能が回収された。その大部分が未変化のオキシソリニック酸であった。また、処理葉以外の茎葉部に含まれる放射能は 0.2%TAR 以下と少なく、オキシソリニック酸及びその代謝物は処理葉からその他の茎葉部へほとんど移行しないと考えられた。（参照 10）

(4) だいこん

[phe-¹⁴C]オキシリニック酸を混和した土壌（火山灰土壌：茨城）を用いて、だいこん（品種：おしん大根）における植物体内運命試験が実施された。

ポットに土壌を 30 cm 深に充填し、その上に海砂を敷いた。その上に[phe-¹⁴C]オキシリニック酸混和（1.2 mg/kg 乾土）4 日後の土壌を 20 cm の深さで充填した。土壌に [phe-¹⁴C]オキシリニック酸を混和 7 日後（ポットへの充填後 3 日目）にだいこんを播種し、63 日まで栽培した。播種 13、25 及び 63 日後にだいこんを採取し、土を水洗後、根部及び葉部に分けて試料とした。

だいこん及び土壌における放射能濃度は表 10 に示されている。

土壌中の放射能濃度は播種時及び収穫時で差は認められなかった。また、だいこんの植物体中放射能濃度は採取時期、部位にかかわらず検出限界未満であったので、土壌からだいこんへのオキシリニック酸の移行はないと考えられた。（参照 11）

表 10 だいこん及び土壌における放射能濃度

試料	茎葉部			根部			土壌	
処理後日数	13 日	25 日	63 日	13 日	25 日	63 日	播種時	収穫時
放射能濃度	<0.004	<0.002	<0.009	<0.07	<0.002	<0.007	1.19	1.22

濃度：土壌中は mg/kg 乾土、植物体中は mg/kg 生重量

3. 土壌中運命試験

(1) 好氣的湛水土壌中運命試験

[phe-¹⁴C]オキシリニック酸を容器内水深 1 cm の湛水状態とした洪積・壤土（茨城）及び沖積・埴壤土（高知）にそれぞれ 1 mg/kg 乾土となるように添加し、25 ± 2°C の暗条件下で 485 日間インキュベートする好氣的土壌中運命試験が実施された。

洪積・壤土及び沖積・埴壤土における 485 日後の残留放射能はそれぞれ 99.2~101% TAR 及び 98.1~103% TAR であった。オキシリニック酸の残留量は 485 日後にそれぞれ 73.3~74.7% TAR 及び 83.0~87.5% TAR であり、土壌から抽出された放射性成分の大部分を占めた。オキシリニック酸の水田土壌における推定半減期は 1 年以上と考えられた。揮散性放射性成分の大部分は ¹⁴CO₂ であり、485 日後の ¹⁴CO₂ 発生量は 0.6~1.6% TAR であった。分解物の生成量は 2.6% TAR 以下であった。2 種類の土壌におけるオキシリニック酸の分解様式に顕著な差は認められなかった。（参照 12）

(2) 好氣的土壌中運命試験（畑地条件）

[phe-¹⁴C]オキシリニック酸を容器内の洪積・壤土（茨城）及び沖積・埴壤土（高

知) にそれぞれ 1 mg/kg 乾土となるように添加し、 $25 \pm 2^\circ\text{C}$ の暗条件下で 635 日間インキュベートする好氣的土壤中運命試験が実施された。

洪積・壤土及び沖積・埴壤土における 635 日後の残留放射能はそれぞれ 96.3~98.1% TAR 及び 96.2~97.5% TAR であった。オキシリニック酸の残留量は 635 日後にそれぞれ 70.7~71.0% TAR 及び 75.2~76.1% TAR であり、土壤から抽出された放射性成分の大部分を占めた。オキシリニック酸の畑地土壤における推定半減期は 1 年以上と考えられた。揮散性放射性成分の大部分は $^{14}\text{CO}_2$ であり、635 日後の $^{14}\text{CO}_2$ 発生量は 0.8~1.1% TAR であった。分解物の生成量は 2.1% TAR 以下であった。2 種類の土壤におけるオキシリニック酸の分解様式に顕著な差は認められなかった。(参照 13)

(3) 土壤表面光分解試験

洪積・壤土(茨城)及び沖積・埴壤土(高知)を用いてガラス板上に薄層プレート(厚さ 500 μm)を作成し、 $[\text{phe-}^{14}\text{C}]$ オキシリニック酸を 5 mg/ m^2 で表面処理後、太陽光に 12 週間暴露して、土壤表面光分解試験が実施された。

オキシリニック酸は土壤表面において太陽光暴露条件下で徐々に分解し、12 週間後には洪積・壤土及び沖積・埴壤土でそれぞれ 46.1 及び 45.2% TAR であった。太陽光暴露下の推定半減期は洪積・壤土及び沖積・埴壤土でそれぞれ 3.7 及び 3.2 か月であった。太陽光に暴露しない対照区(暗条件下)での推定半減期は洪積・壤土及び沖積・埴壤土でそれぞれ 10.8 及び 11.2 か月であった。分解物は未同定ながら 3 種類確認されたが、いずれも 5% TAR 以下で、経時的に増加する傾向も見られなかった。12 週後の放射能回収率が 86~90% であったので、一部揮散があったと考えられた。(参照 14)

(4) 溶脱性(リーチング)試験

$[\text{phe-}^{14}\text{C}]$ オキシリニック酸を用いた溶脱性(リーチング)試験が洪積・壤土(茨城)及び沖積・埴壤土(高知)を用いて実施された。深さ 30 cm に土壤を充填した土壤カラム上に $[\text{phe-}^{14}\text{C}]$ オキシリニック酸を 1 mg/kg 乾土混和した土壤を添加し、暗条件下で蒸留水を 2.0 mL/時で 2 週間滴下した。

いずれの土壤カラムにおいても、大部分の放射性成分は土壤カラム上部の添加部位にとどまり、溶出された放射性成分は 0.1% TAR であった。土壤中の化合物の大部分は未変化のオキシリニック酸であり、ほかに分解物は検出されなかった。土壤未抽出残渣を分画した結果、両土壤とも放射性成分の大部分はフミン及びフルボ酸画分に分布していた。(参照 15)

(5) 土壤吸着試験①

4 種類の国内土壤[砂壤土(愛知)、壤土(茨城)、壤土(東京)及び埴壤土(高知)]を用いた土壤吸着試験が実施された。

Freundlich の吸着係数 K_{ads} は 126~839、有機炭素含有率により補正した吸着係数 K_{oc} は 4,360~42,800 であった。一度土壌に吸着したオキシリニック酸はほとんど土壌から脱着しなかった。(参照 16)

(6) 土壌吸着試験②

4 種類の国内土壌 [軽埴土 (宮城)、軽埴土 (茨城)、軽埴土 (高知) 及び砂埴土 (宮崎)] を用いた土壌吸着 (スクリーニング) 試験が実施された。

オキシリニック酸は土壌吸着性が強く、高次試験の実施は不可能であった。(参照 17)

(7) 土壌微生物分解試験

[phe- 14 C]オキシリニック酸を 3 mg/kg 含む GP (ブドウ糖・ペプトン) 培養液に畑地土壌 (茨城) の土壌・水懸濁液 (1,000 倍希釈) を添加し、25°C 暗所で培養し、さらにこの培養液を 14 日間隔で 2 次及び 3 次の植え継ぎを行い、土壌微生物分解試験が実施された。

7 日間培養の 3 次培養液中から 95% TAR 以上が回収された。3 次培養液中から未同定の分解物が 12~20% TAR 検出された。この分解物が滅菌培地から検出されなかったこと、土壌中運命試験では分解物が全く確認されなかったことから、この分解物が土壌微生物の作用により生成したと考えられた。オキシリニック酸は土壌に強く吸着し、土壌微生物の分解を受けにくいですが、ごく一部のオキシリニック酸は土壌微生物により分解を受けると考えられた。(参照 18)

4. 水中運命試験

(1) 加水分解試験

[phe- 14 C]オキシリニック酸を pH 5 (酢酸緩衝液)、pH 7 (リン酸緩衝液) 及び pH 9 (ホウ酸緩衝液) の各緩衝液に 1 mg/L となるように添加した後、25°C の暗条件下で 14 日間インキュベートし、加水分解試験が実施された。

オキシリニック酸の推定半減期は pH 5 及び 9 でそれぞれ 309 及び 1,940 日であった。pH 7 における推定半減期はデータのばらつきが大きく計算できなかった。4 種類の分解物が確認されたが、同定できなかった。(参照 19)

(2) 水中光分解試験①

[phe- 14 C]オキシリニック酸を pH 5 (酢酸緩衝液)、pH 7 (リン酸緩衝液) 及び pH 9 (ホウ酸緩衝液) の各緩衝液に 1 mg/L となるように添加した後、25°C で 7~14 日間キセノンランプ照射 (光強度: 13.8 W/m²、測定波長: 300~400 nm) し、水中光分解試験が実施された。

オキシリニック酸は暗所対照区ではほとんど分解されなかったが、光照射区の pH 5、7 及び 9 の緩衝液中ではそれぞれ 41.1% TAR (14 日後)、7.0% TAR (14

日後) 及び 10.5%TAR (7 日後) に減少した。光照射区では pH 5 で 19.9%TAR (14 日後)、pH 7 で 24.1%TAR (14 日後)、pH 9 で 34.6%TAR (7 日後) の揮発性成分が生じ、そのほとんどが $^{14}\text{CO}_2$ であった。

pH 7 及び 9 で 2 つの未同定分解物 U-1 及び U-3 が生成し、pH 7 では、U-1 が 18.0%TAR (7 日後) に、pH 9.0 では U-3 が 11.8%TAR (3 日後) に達し、その後は、それぞれ 12.0%TAR (14 日後) 及び 9.2%TAR (7 日後) に減少した。

オキシリニック酸の推定半減期は pH 5、7 及び 9 でそれぞれ 13.2、3.86 及び 2.31 日と算出され、東京 (北緯 35°) における春の太陽光下での推定半減期に換算すると、それぞれ 22.3、6.5 及び 3.9 日であった。(参照 19)

(3) 水中光分解試験②

[phe- ^{14}C]オキシリニック酸を純水及びフミン酸水溶液 (pH 7) に 500 $\mu\text{g/L}$ となるように添加した後、 $25 \pm 1^\circ\text{C}$ で 71 時間及び 48 時間キセノンランプ照射 (光強度: 51 W/m^2 、測定波長: 300~400 nm) し、水中光分解試験が実施された。

試験終了時に、オキシリニック酸は純水及びフミン酸水溶液中でそれぞれ 20 及び 6%TAR に減少した。オキシリニック酸の推定半減期は純水中及びフミン酸水溶液中でそれぞれ 31.5 及び 11 時間と算出され、東京 (北緯 35°) における春の太陽光下での推定半減期に換算すると、それぞれ 8.3 及び 3.1 日であった。光照射による主要分解物は $^{14}\text{CO}_2$ であり、純水では 71 時間後に 20.1%TAR、フミン酸水溶液中では 48 時間後に 19.4%TAR 生成した。オキシリニック酸の純水及びフミン酸水溶液中での光分解パターンは類似し、極性分解物を経て $^{14}\text{CO}_2$ にまで分解された。フミン酸添加によりオキシリニック酸の分解は促進された。オキシリニック酸の光分解の特徴は、ラジカル生成を経て脱炭酸物の生成、それらの付加反応による 2 量体の生成、さらにオキシリニック酸が付加した 3 量体の生成を経て最終的には $^{14}\text{CO}_2$ に分解された。 $^{14}\text{CO}_2$ を除いて 10%TAR を超えて生成した分解物はなかった。(参照 20)

5. 土壌残留試験

火山灰・壤土 (茨城)、沖積・埴壌土 (高知及び熊本) 及び火山灰・砂壤土 (鹿児島) を用い、オキシリニック酸を分析対象化合物とした土壌残留試験 (圃場及び容器内) が実施された。結果は表 11 に示されている。(参照 21)

表 11 土壌残留試験成績（推定半減期）

試験		濃度 ¹⁾	土壌	推定半減期
圃場試験	畑地状態	300 g ai/ha	火山灰・壤土	250 日
			沖積・埴壌土	39 日
	水田状態	200~300 g ai/ha	火山灰・壤土	183 日
			火山灰・砂壌土	227 日
			沖積・埴壌土	91 日
容器内試験	畑地条件	1.0 mg/kg	火山灰・壤土	1 年以上
			沖積・埴壌土	1 年以上
	湛水条件	1.0 mg/kg	火山灰・壤土	1 年以上
			沖積・埴壌土	1 年以上

1) 圃場試験で 20%水和剤、容器内試験で原体を使用

6. 作物残留試験

水稻、野菜及び果実を用いて、オキシリニック酸を分析対象化合物とした作物残留試験が実施された。

結果は別紙 3 に示されており、オキシリニック酸の最大残留値はもも（果皮）を除くと、最終散布 14 日後に収穫したうめ（果実）の 10.7 mg/kg であった。（参照 22、101、107、112）

別紙 3 の作物残留試験の分析値を用いて、オキシリニック酸を暴露評価対象物質とした国内で登録のある農産物からの推定摂取量が表 12 に示されている（別紙 4 参照）。なお、本推定摂取量の算定は、登録されている又は申請された使用方法からオキシリニック酸が最大の残留を示す使用条件で、全ての適用作物に使用され、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

表 12 食品中より摂取されるオキシリニック酸の推定摂取量

	国民平均 (体重：53.3 kg)	小児 (1~6 歳) (体重：15.8 kg)	妊婦 (体重：55.6 kg)	高齢者 (65 歳以上) (体重：54.2 kg)
摂取量 (μg/人/日)	78.9	34.9	93.9	82.4

7. 後作物残留試験

きゅうり、キャベツ、にんじん、小麦及び大豆を用いて、オキシリニック酸を分析対象化合物とした畑地（3 倍量処理）及び水田（通常量処理）における後作物残留試験が実施された。分析は塩酸酸性メタノールで抽出した試料を精製後、

HPLC を用いて定量するものであった。

その結果、全ての作物において、オキシリニック酸の残留値は定量限界未満 (<0.01 mg/kg) であった。(参照 23)

8. 家畜体内残留試験

(1) 残留試験 (散剤) (牛、豚及び鶏)

子牛、豚及び鶏を用いてオキシリニック酸 (散剤) の経口投与試験が実施され、血中及び諸臓器への移行・残留性について検討された。

投与終了後、対象動物の血清及び臓器からオキシリニック酸が定量限界 (血清 0.1 µg/mL、臓器 1 µg/g) 以下になるのに要する時間は表 13 に示されている。

牛及び豚では、最終投与 48 時間後には全ての臓器で定量限界以下となり、72 時間後には検出されなかった。鶏においては、0.05% 添加群では最終投与 24 時間後、0.1% 投与群では 48 時間後にいずれも定量限界以下になった。(参照 74~76)

表 13 最終投与後のオキシリニック酸が定量限界以下になるのに要する時間 (経口投与)

対象動物 (体重等・頭羽数)	1 回投与量 (mg/kg/日)	投与期間 (日)	定量限界以下になるのに要する時間	
			血清(時間)	臓器*(時間)
子牛 (50 kg・6)	30	10	72	48
豚 (13-32 kg・8)	50	10	48	48
	20	60	48	48
鶏 (11 日齢・30)	0.05**	28	24	24
	0.1**	28	48	48

*: 筋肉、心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、脳 **: 飼料中オキシリン酸添加率

(2) 残留試験 (液剤) (豚及び鶏)

豚及び鶏を用いてオキシリニック酸懸濁剤 (液剤) の飲水投与試験が実施され、組織残留性について検討された。

対象動物の血清及び臓器からオキシリニック酸が検出限界未満 (鶏 0.01~0.05 µg/g(mL)、豚 0.02 µg/g(mL)) となるのに要する時間は表 14 に示されている。

鶏において、最終投与直後では各臓器で残留が認められたが、最終投与 24 時間後には大半の組織で残留は検出されず速やかに減衰した。一方、脂肪及び皮膚では、最終投与 24 時間後及び 96 時間後に検出され、全ての供試個体の濃度が検出限界未満になるのは、脂肪が 48 時間後、皮膚が 120 時間後であった。豚においては、最終投与 24 時間後には 40 mg/kg 投与群では全ての臓器に残留が認められ、20 mg/kg 投与群では腎臓及び肝臓のみ全例で残留が認められた。両投与群で最終投与 72 時間後には全例検出限界未満となった。(参照 77~81)

表 14 最終投与後のオキシリニック酸が検出限界未満になるのに要する時間(飲水投与)

動物種 (月齢・頭羽数)	投与量 (mg/kg/日)	投与日数 (日)	検出限界未満になるのに要する時間	
			血清(時間)	臓器*(時間)
鶏 (3週齢・45) (27日齢・45)	10	5	24	120
	10	3	24	120
豚 (2ヶ月齢・15) (2ヶ月齢・15)	20	7	72	72
	40	7	72	72
豚 (2ヶ月齢・15) (2ヶ月齢・18)	20	7	72	72
	40	7	72	72

*: 鶏 (肝臓、腎臓、心臓、脾臓、筋胃、空回腸、大腿筋、胸筋、脂肪、皮膚)
豚 (肝臓、腎臓、小腸、筋肉、脂肪)

(3) 残留試験(水産用散剤) (ハマチ、マス類、アユ、コイ及びウナギ)

ハマチ、ヤマメ、ニジマス、アユ、コイ及びウナギを用いてオキシリニック酸製剤(散剤)の混餌投与又は強制経口投与試験が実施され、組織残留性について検討された。

対象魚類の血清及び臓器からオキシリニック酸が定量限界未満に要する時間は表 15 に示されている。

オキシリニック酸が定量限界未満になるのに要する時間は投与量が多いほど長くなる傾向が認められ、魚種によりバラツキがあった。(参照 81~88)

表 15 最終投与後のオキシリニック酸が定量限界未満になるのに要する時間(水産用散剤経口投与)

魚種	尾数	投与量 (mg/kg/日)	投与方法	投与日数(日)	定量限界未満になるのに要する時間	
					血清、血漿(時間)	臓器*(時間)
ハマチ	15	10	混餌投与	1	24 (定量限界 0.2 µg/mL)	24 (定量限界 1 µg/g)
	20	20		1	>24 (定量限界 0.2 µg/mL)	24 (定量限界 1 µg/g)
	11	30		2	48 (定量限界 0.2 µg/mL)	48 (定量限界 1 µg/g)
	11	60		2	48 (定量限界 0.2 µg/mL)	24 (定量限界 1 µg/g)
	17	30	強制経口投与	2	24 (定量限界 0.35 µg/mL)	24 (定量限界 1 µg/g)
	15	30	混餌投与	3	24 (定量限界 0.35 µg/mL)	24 (定量限界 1 µg/g)
ヤマメ	10	10	混餌投与	5	NT	120 (定量限界 1.5 µg/g)
ニジマス	50	25	混餌投与	7	NT	120 (定量限界 1.5 µg/g)
アユ	40	20	混餌投与	7	NT	52 (定量限界 1 µg/g)
	40	40		7	NT	100 (定量限界 1 µg/g)
		5		1	72 (定量限界 0.2 µg/mL)	24 (定量限界 0.1 µg/g)

コイ	75	10	強制経口投与	1	72 (定量限界 0.2 µg/mL)	72 (定量限界 0.1 µg/g)
		20		1	120 (定量限界 0.2 µg/mL)	120 (定量限界 0.1 µg/g)
		40		1	144 (定量限界 0.2 µg/mL)	96 (定量限界 0.1 µg/g)
	20	10	混餌投与	7	96 (定量限界 0.1 µg/mL)	96 (定量限界 1 µg/g)
	20	20		7	144 (定量限界 0.1 µg/mL)	144 (定量限界 1 µg/g)
ウナギ	100	40	混餌投与	7	18 日 (定量限界 0.1 µg/mL)	18 日 (定量限界 1 µg/g)

*: ハマチ (肝臓、腎臓、脾臓、筋肉) ヤマメ (肝臓、腎臓、筋肉)
 ニジマス (肝臓、腎臓、筋肉) アユ (肝臓、腎臓、筋肉、鰓)
 コイ (肝臓、腎臓、筋肉) ウナギ (肝臓、腎臓、脾臓、筋肉、鰓)
 NT: Non-Tested(測定せず)

(4) 残留試験 (水産用薬浴剤) (アユ及びウナギ)

アユ及びウナギを用いてオキシリニック酸の液剤を加えた薬浴試験が実施され、組織残留性について検討された。

対象魚類の血清及び臓器からオキシリニック酸が定量限界未満となるのに要する日数は表 16 に示されている。

アユ、ウナギともに臓器における残留濃度は肝臓が最も高く、日数の経過とともに減衰した。アユにおいては薬浴終了 10 日後、ウナギにおいては 20 日後、全組織中濃度が定量限界未満となった。(参照 89、90)

表 16 最終投与後のオキシリニック酸が定量限界未満になるのに要する日数

魚種	尾数	薬浴用液濃度 (ppm)	薬浴時間 (時間)	定量限界未満になるのに要する時間	
				血清 (日)	臓器 (日)
アユ	96	10	6	5 日 (定量限界値 0.05 µg/mL)	10 日 (定量限界値 0.05 µg/g、 腎臓のみ 0.1 µg/g)
		20	6	5 日 (定量限界値 0.05 µg/mL)	10 日 (定量限界値 0.05 µg/g、 腎臓のみ 0.1 µg/g)
ウナギ	50	10	24	15 日 (定量限界値 0.1 µg/mL、 5 尾プール材料では 0.05 µg/mL)	20 日 (定量限界値 0.05 µg/g、 腎臓及び肝臓はプール材料 として)

(5) 残留試験 (水産用油剤及び水剤) (アユ及びニジマス)

アユ及びニジマスを用いて、オキシリニック酸の油剤 (アユ・水温 18℃) 又は水剤 (ニジマス・水温 10 及び 18℃) の 5 日間混餌投与試験が実施され、組織残留性について検討された。

対象魚種の筋肉及び肝臓からオキシリニック酸が検出限界 (0.02 µg/g) 未満になるのに要する日数は表 17 に示されている。

ニジマスの 18℃水温群では、筋肉、肝臓ともに最終投与 21 日後、10℃水温群

では 13 日後に検出限界未満になった。

アユの肝臓については最終投与 14 日後に検出限界未満となった。(参照 91)

表 17 最終投与終了後のオキシリニック酸が検出限界未満になるのに要する日数(水産用液剤経口投与)

魚種	尾数	水温 (°C)	投与量 (mg/kg 体重/日)	投与日数 (日)	検出限界未満になるのに要する日数	
					筋肉	肝臓
アユ	269	18	20 (油剤)	5	7 日	14 日
ニジマス	102	18	20 (水剤)	5	21 日	21 日
	53	10	20 (水剤)	5	13 日	13 日

(6) 残留試験(水産用微粒子懸濁剤(液剤))(ブリ)

ブリを用いてオキシリニック酸(液剤)の強制経口投与又は混餌投与試験が実施され、組織残留性について検討された。

ブリの血清及び臓器からオキシリニック酸が検出限界(血清 0.01 µg/mL、筋肉 0.01 µg/g、肝臓 0.02 µg/g、腎臓 0.03 µg/g)未満になるのに要する時間又は日数は表 18 に示されている。

5 日間投与試験において臓器・組織内濃度が検出限界未満になるのに要した時間は、投与量 30 mg/kg 投与群で肝臓：10 日後、腎臓：16 日後、筋肉：13 日後、20mg/kg 投与群で肝臓：5 日後、腎臓：13 日後、筋肉 3 日後であった。(参照 92、93)

表 18 ブリにおける最終投与後のオキシリニック酸が検出限界未満になるのに要する時間又は日数(水産用微粒子懸濁剤経口投与)

ブリの 尾数	1 回投与量 (mg/kg/日)	投与方法	投与日数 (日)	検出限界未満になるのに要する時間	
				血清(時間又は日数)	臓器(時間又は日数)
110	30	強制経口投与	1	61 時間	>71 時間
55	30	混餌投与	5	3 日	16 日
55	20	混餌投与	5	5 日	13 日

(7) 乳汁移行試験(泌乳牛)

ホルスタイン種泌乳牛(2 頭)を用い、オキシリニック酸を 100 µg/kg 体重/日の用量で 28 日間連続混餌投与して、乳汁移行試験が実施された。

その結果、いずれの試料においてもオキシリニック酸は定量限界(0.01 µg/g)未満であった。(参照 24)

(8) 鶏卵移行試験 (鶏)

鶏を用い、オキシリニック酸を 0.05 (10 羽) 及び 0.1% (6 羽) 添加した飼料で 30 日間連続混餌投与して、鶏卵移行試験が実施された。

鶏卵中の残留量は添加濃度増加に比例して増加した。最終投与後の鶏卵中の残留量は、両添加濃度において徐々に減少し、最終投与 6 日後には定量限界 (0.1 µg/g) 未満であるが活性のある程度になり、7 日後には活性も認められなかった。

(参照 94)

9. 一般薬理試験

マウス、ウサギ、モルモット及びラットを用いた一般薬理試験が実施された。結果は表 19 に示されている。(参照 25)

表 19 一般薬理試験

試験の種類	動物種	動物数 匹/群	投与量 (mg/kg 体重) (投与経路)	最大 無作用量 (mg/kg 体重)	最小 作用量 (mg/kg 体重)	結果の概要
中 枢 神 経 系	一般症状 (Irwin 法)	ICR マウス	雌雄 3 0、4.9、19.5、 78.1、313、 1,250、5,000 (腹腔内)	雄：78.1 雌：19.5	雄：313 雌：78.1	雄 313 mg/kg 体重以上：雌 78.1 mg/kg 体重以上：認知 力、気分、運動性の上昇、円 背位、運動失調、緊張性の低 下、反射亢進、自律神経系の 異常 雄 313 mg/kg 体重以上：雌 1,250 mg/kg 体重以上：常同 行動(四肢・腹をなめる、給餌 器・金床をかむなど) 雌雄 1,250 mg/kg 体重以 上：死亡例
		日本 白色種 ウサギ	雄 3 0、78.1、313、 1,250、5,000 (経口)	1,250	5,000	呼吸数の増加
	ヘキソ バルビ タール 睡眠	ICR マウス	雄 10 0、4.9、19.5、 78.1、313、 1,250、5,000 (腹腔内)	78.1	313	睡眠延長作用
	脳波	日本 白色種 ウサギ	雄 3 0、313、 1,250、5,000 (経口)	5,000	—	投与による影響なし
	体温	日本 白色種 ウサギ	雄 3 0、313、 1,250、5,000 (経口)	5,000	—	投与による影響なし

呼吸・循環器系	呼吸・血圧・心電図	日本白色種ウサギ	雄 3	0, 313, 1,250, 5,000 (経口)	1,250	5,000	最高血圧の軽微な低下 (投与1時間後)
自律神経系	摘出輸精管	Hartley モルモット	雄 4	10^{-7} ~ 10^{-3} g/mL (in vitro)	10^{-4} g/mL	10^{-3} g/mL	NA の収縮反応増強
	消化管炭末輸送能	ICR マウス	雄 10	0, 4.9, 19.5, 78.1, 313, 1,250, 5,000 (腹腔内)	78.1	313	炭末輸送能の抑制
	摘出回腸	Hartley モルモット	雄 4	10^{-7} ~ 10^{-3} g/mL (in vitro)	10^{-5} g/mL	10^{-4} g/mL	10^{-4} g/mL: 軽度の自動運動の亢進 10^{-3} g/mL: 筋収縮、及び ACh, His 及び高カリウムイオン収縮の抑制
	横隔膜神経筋	Fischer ラット	雄 4	10^{-7} ~ 10^{-3} g/mL (in vitro)	10^{-6} g/mL	10^{-5} g/mL	10^{-5} g/mL: 間接及び直接刺激による収縮の抑制
血液	溶血・凝固作用	日本白色種ウサギ	雄 3~4	0, 313, 1,250, 5,000 (経口)	5,000	—	投与による影響なし

—: 最小作用量は設定できなかった。

10. 急性毒性試験

(1) 急性毒性試験

オキシリニック酸のラット及びマウスを用いた急性経口、急性経皮、急性皮下、急性腹腔内及び急性吸入試験が実施された。

各試験の結果は表 20 に示されている。(参照 26~30, 95)

表 20 急性毒性試験結果概要 (原体)

投与経路	動物種 性別・匹数	LD ₅₀ (mg/kg 体重)		観察された症状
		雄	雌	
経口* (試験 1)	SD ラット 雌雄各 5 匹	630	570	雌雄: 自発運動増加、自咬、歩行失調、蒼白、血涙、立毛、創傷*、痂皮/硬結*、前後肢及び胸腹部の咬傷*、消化管内血様物貯留* (本試験における死亡例は自咬による失血死であった。) 500 mg/kg 体重以上投与群の雌雄で死亡例
経口* (試験 2)	SD ラット 雌雄各 5 匹	>5,000	>5,000	雌雄: 自発運動増加、血涙、尿失禁、油状排泄物、体重増加抑制、前肢及び後肢の欠損・損傷*

経口	Wistar 系ラット 雌雄各 6 匹	>4,000	>4,000	雌雄：興奮、自己攻撃性、食欲不振、体重減少 死亡例なし
経口	ICR マウス 雌雄各 5 匹	2,200	1,450	雌雄：自発運動増加、円背位、歩行失調、 自咬、創傷*、痂皮/硬結*、体重減少、胃 粘膜の出血様変化、前後肢の欠損*、胸 腹部の皮膚損傷* 800 mg/kg 体重以上投与群の雌雄で死 亡例
経口	dd 系マウス 雌雄各 6 匹	>4,000	>4,000	雌雄：食欲不振、体重減少 死亡例なし
腹腔内	Wistar 系ラット 雌雄各 6 匹	1,123	1,414	雌雄：自己攻撃性、食欲廃絶、腸間膜に 検体付着残留、飢餓による肝臓萎縮 死亡例なし
腹腔内	dd 系マウス 雌雄各 6 匹	2,000	≒4,000	雌雄：自発運動亢進、鎮静、食欲不振、 腸間膜に検体付着残留、脾臓の腫大 死亡例なし
皮下	Wistar 系ラット 雌雄各 6 匹	>4,000	>4,000	雌雄：投与部位に検体残留 死亡例なし
皮下	dd 系マウス 雌雄各 6 匹	>4,000	>4,000	雌雄：食欲不振、体重減少 死亡例なし
経皮	SD ラット 雌雄各 5 匹	>2,000	>2,000	症状及び死亡例なし
吸入	Fischer ラット 雌雄各 10 匹	LC ₅₀ (mg/L)		雌雄：閉眼、臭いを嗅ぐような頭部運動、 自発運動の増加、自咬、下腹部被毛汚れ *、口及び鼻周囲・前後肢の血様物付着*、 前肢の指の赤色化・損傷*、指の欠損* 1.57 mg/L 体重以上投与群の雄及び 1.11 mg/L 体重以上投与群の雌で死亡例
		>2.45	>1.70	

※) 試験 1 において中毒症状として自咬が顕著に認められ、自咬による損傷部からの失血が死亡の原因と考えられた。そのため、試験 2 では自咬防止具を装着し試験を行った。その結果 5,000 mg/kg 用量でも死亡は認められなかった。試験 2 で認められた死亡例は 1 匹を除き、いずれも自咬防止具を脱落した動物で認められた。(1,000 mg/kg 群の 1 匹の死亡例の死因は不明だが、検体投与との関連は疑わしいと考えた。)

*) 自咬による症状。

ラット及びマウスではオキシリニック酸の高用量投与により、自咬行動を含む常同行動及び自発運動の増加が認められたが、ウサギ及びイヌでは同様の症状は発現せず、種差が認められた。自咬行動を惹起させるメカニズムとしてカテコラミン神経系、特にドーパミン神経系の関与が考えられた。各種の実験から、オキシリニック酸投与によりラット脳内細胞間隙のドーパミンが上昇すること(参照

31)、シナプトゾームを用いた *in vitro* 試験系でドーパミンの再取り込みの阻害作用が認められること(参照 32)、また、オキシリニック酸投与によるラットの常同行動は、カテコラミン合成阻害剤、ドーパミン拮抗薬、カテコラミン枯渇剤処置により、消失又は拮抗されること等が知られている(参照 33)。これらのことから、ドーパミン再取り込み阻害作用等の作用により脳内のカテコラミン神経系を賦活化し、自発運動増加や常同行動を惹起させ、常同行動の一つとして自咬行動が発現した可能性が示唆されたが、詳細なメカニズムは不明である。

なお、オキシリニック酸はヒトの尿路感染症治療薬として米国、ヨーロッパ各国 11 か国以上で用いられてきた。ヒトの副作用として不眠・不安などの中枢神経系興奮作用が知られているが、自咬行動の発現の報告はない。ヒトの臨床用量(30 mg/kg 体重/日)は、各種試験の無毒性量の最小値である 2.18 mg/kg 体重/日(ラットを用いた 2 世代繁殖試験の無毒性量)の約 14 倍、及びその値から推定される ADI (0.021 mg/kg 体重/日)の約 1,400 倍であり、オキシリニック酸の暴露によりヒトで自咬行動が発現する可能性は低いと考えられた。

原体混在物であるイソ体、*N*-メチル体、脱エチル体、アミド体及び脱メチレン体のマウスを用いた急性経口毒性試験が実施された。

各試験の結果は表 21 に示されている。(参照 34~38)

表 21 急性毒性試験結果概要(原体混在物)

投与 経路	化合物	動物種 性別・匹数	LD ₅₀ (mg/kg 体重)		観察された症状
			雄	雌	
経口	イソ体	ICR マウス 雌雄各 5 匹	>5,000	>5,000	雌雄：自発運動減少
経口	<i>N</i> -メチル体	ICR マウス 雌雄各 5 匹	>5,000	>5,000	症状及び死亡例なし
経口	脱エチル体	ICR マウス 雌雄各 5 匹	>5,000	>5,000	症状及び死亡例なし
経口	アミド体	ICR マウス 雌雄各 5 匹	>5,000	>5,000	症状及び死亡例なし
経口	脱メチレン体	ICR マウス 雌雄各 5 匹	>2,000	>2,000	雌：失調性歩行、円背位

(2) 急性神経毒性試験

Wistar ラット(一群雌雄各 10 匹)を用いた単回強制経口(原体：0、6、30

及び 150 mg/kg 体重) 投与による急性神経毒性試験が実施された。

死亡例は認められなかった。また、一般状態、詳細な状態の観察、剖検及び病理組織学的検査(神経組織)では検体投与の影響は認められなかった。機能検査では 30 及び 150 mg/kg 体重以上投与群の雌雄で投与当日のみ自発運動量増加が認められた。また、150 mg/kg 体重投与群の雄で投与後 7 日に体重増加抑制が認められた。

本試験における無毒性量は雌雄ともに 6 mg/kg 体重であると考えられた。(参照 104)

1 1. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験

NZW ウサギ(雌雄)を用いた眼及び皮膚刺激性試験が実施された。眼及び皮膚に対する刺激性は認められなかった。(参照 39)

Hartley モルモット(雄)を用いた皮膚感作性試験(Maximization 法)が実施された。皮膚感作性は陰性であった。(参照 40)

1 2. 亜急性毒性試験

(1) 30 日間亜急性毒性試験(ラット)

Wistar ラット(一群雌雄各 10 匹)を用いた強制経口(0、125、250、500、1,000 mg/kg 体重/日)投与による 30 日間亜急性毒性試験が実施された。

雌では、全投与群でクロールの高値、カリウムの低値又は低値傾向、500 mg/kg 体重/日以上投与群では総タンパクの軽度な低値及び A/G 比の高値傾向がみられた。

臓器重量では、全投与群の雌及び 250 mg/kg 体重/日以上投与群の雄で副腎の絶対及び/又は比重量¹の高値が認められた。その他、主要臓器に有意な変動が散見されたが、いずれも体重低値又は増加抑制に起因する変化であると考えられた。

このことから、無毒性量は雌雄ともに 125 mg/kg 体重/日未満であると考えられた。(参照 96)

(2) 90 日間亜急性毒性試験(ラット)

Wistar ラット(一群雌雄各 12 匹)を用いた混餌(原体:0、100、300、1,000 及び 3,000 ppm:平均検体摂取量は表 22 参照)投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

¹体重比重量のことを比重量という(以下同じ)。

表 22 90 日間亜急性毒性試験（ラット）の平均検体摂取量

投与群		100 ppm	300 ppm	1,000 ppm	3,000 ppm
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄	5.68	17.2	62.2	204
	雌	6.48	19.9	77.4	264

各投与群で認められた毒性所見は表 23 に示されている。

尿検査において、3,000 ppm 投与群の雄に尿 pH 低下、尿タンパク減少、尿量増加、同群雌に尿比重低下が認められた。

血液生化学検査において 3,000 ppm 投与群の雄及び 300 ppm 以上の投与群の雌に BUN の増加が認められた。

病理組織学的検査において、1,000 ppm 以上の投与群雌の卵巣が生理的退縮を示さず、妊娠黄体様所見を呈していたが、これらの動物の下垂体、子宮、副腎及び乳腺に異常は認められなかった。

本試験において、1,000 ppm 以上投与群の雌雄に体重増加抑制、TP 減少、Glob 減少等が、300 ppm 以上投与群の雌に Glu 減少等がみられたことから、無毒性量は雄で 300 ppm (17.2 mg/kg 体重/日)、雌で 100 ppm (6.48 mg/kg 体重/日) であると考えられた。（参照 41）

表 23 90 日間亜急性毒性試験（ラット）で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
3,000 ppm	- 尿 pH 低下、尿タンパク減少、尿量増加 - リン増加、BUN 増加	- 消瘦、感覚過敏 - 摂餌量減少、食餌効率低下 - 尿比重低下 - ALT 増加、AST 増加、A/G 比増加、Cre 減少 - 卵巣絶対及び比重量増加 - 卵巣腫大
1,000 ppm 以上	- 体重増加抑制 - 摂餌量減少、食餌効率低下 - TP 減少、Glob 減少、A/G 比増加	- 体重増加抑制 - WBC 減少、Seg 減少 - TP 減少、Alb 減少、Glob 減少 - 卵巣黄体存続（妊娠黄体様）
300 ppm 以上	300 ppm 以下毒性所見なし	Glu 減少、BUN 増加
100 ppm		毒性所見なし

(3) 90 日間亜急性毒性試験 (マウス)

ICR マウス (1 群雌雄各 12 匹) を用いた混餌 (検体: 0、100、300、1,000 及び 3,000 ppm: 平均検体摂取量は表 24 参照) 投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

表 24 90 日間亜急性毒性試験 (マウス) の平均検体摂取量

投与群		100 ppm	300 ppm	1,000 ppm	3,000 ppm
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄	11.2	34.7	145	507
	雌	13.8	47.1	184	493

各投与群で認められた毒性所見は表 25 に示されている。

臓器重量において 1,000 ppm 以上投与群の雌雄で肺比重量が増加したが、関連する病理組織学的変化が認められなかったことから投与による影響とは考えられなかった。

本試験において、1,000 ppm 以上投与群の雌雄において体重増加抑制、摂餌量増加、食餌効率低下及び消瘦/体型小型等が認められたことから、無毒性量は雌雄とも 300 ppm (雄: 34.7 mg/kg 体重/日、雌: 47.1 mg/kg 体重/日) であると考えられた。

(参照 42)

表 25 90 日間亜急性毒性試験 (マウス) で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
3,000 ppm	・死亡例 5 匹 ・摂餌量低下 (第 1 週) ・TP 減少、BUN 増加、Glu 減少 ・脾・下垂体比重量増加 ・肝細胞萎縮 (死亡例のみ)、脾髄外造血亢進	・死亡例 3 匹 ・摂餌量低下 (第 1 週) ・肝細胞萎縮 (死亡例のみ)
1,000 ppm 以上	・死亡例 1 匹 ・痂皮、脱毛、出血、外傷、腫脹、潰瘍 (症状及び剖検所見) ・体重増加抑制 ・摂餌量増加 (第 2 週以降)、食餌効率低下 ・AST 増加 ・消瘦/体型小型 ・肝、副腎及び腎比重量増加 ・皮膚炎	・体重増加抑制 ・摂餌量増加 (第 2 週)、食餌効率低下 ・Glu 減少 ・消瘦/体型小型 ・肝比重量増加

300 ppm 以下	毒性所見なし	毒性所見なし
---------------	--------	--------

(4) 90 日間亜急性毒性試験 (イヌ)

ビーグル犬 (一群雌雄各 5 匹) を用いたカプセル経口 (原体 : 0、8、40 及び 200 mg/kg 体重/日) 投与による 90 日間亜急性毒性試験が実施された。

各投与群で認められた毒性所見は表 26 に示されている。

血液生化学的検査において、Glob の減少が 40 mg/kg 体重/日以上投与群の雄及び 200 mg/kg 体重/日投与群の雌において、用量及び投与期間との相関性を示して認められた。眼検査において、200 mg/kg 体重/日投与群雌雄の全例で投与初期に角膜の白色点が認められたが、雌では全例が投与後 1 週間以内に、雄では 2 匹が 1 週間以内に、2 匹が 9 週時に消失した。雄の 1 匹では投与期間終了時にも認められたが、剖検時にこの病変は肉眼的には観察できなかった。この 1 匹の病理組織学的検査では、涙腺に単核細胞浸潤が認められた。

本試験において、40 mg/kg 体重/日以上投与群の雌雄で体重増加抑制が、雄で Glob 減少がみられたことから、無毒性量は雌雄とも 8 mg/kg 体重/日であると考えられた。(参照 43)

表 26 90 日間亜急性毒性試験 (イヌ) で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
200 mg/kg 体重/日	・ 嘔吐、眼脂、流涙、結膜充血、流涎 ・ 体重減少 (投与 3 週まで) ・ 角膜に白色点 ・ RBC 減少、MCV 及び MCH 増加 ・ TG 減少	・ 嘔吐、眼脂、流涙、結膜充血、流涎 ・ 体重減少 (投与 1 週まで) ・ 角膜に白色点 ・ Glob 減少、T.Chol 増加
40 mg/kg 体重/日 以上	・ 体重増加抑制 ・ Glob 減少	・ 体重増加抑制
8 mg/kg 体重/日	毒性所見なし	毒性所見なし

(5) 6 か月間亜急性毒性試験 (ラット)

Wistar ラット (一群雌雄各 10 匹) を用いた混餌 (原体 : 0、1,000、3,000、10,000 及び 30,000 ppm : 平均検体摂取量は表 27 参照) 投与による 6 か月間亜急性毒性試験が実施された。

表 27 6 か月間亜急性毒性試験（ラット）の平均検体摂取量

投与群		1,000 ppm	3,000 ppm	10,000 ppm	30,000 ppm
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄	26	78	277	813
	雌	19	67	245	696

一般的な臨床症状観察では、3,000 ppm 以上投与群で指を噛む、ケージ内徘徊等の自己攻撃性を示す神経様症状の他、立毛や脱毛が認められた。

体重変化及び摂餌量では、臨床症状に関連性のある変動を示し、3,000 ppm 以上投与群の雌雄で用量依存性のある体重低値若しくは増加抑制、又は摂餌量の低値がいずれも投与後 1 週間に顕著に認められた。これらの変化に回復性はみられたものの、投与 3 か月目以降には同様の変動が認められた。

摂水量では、3,000 ppm 以上投与群で摂水量の高値がみられ、日間変動が顕著であった。

尿検査では異常は認められなかった。

血液学的検査では、1,000 ppm 以上投与群²の雄で WBC の減少がみられ、白血球百分率では好中球の減少傾向が認められた。

血液生化学的検査では、1,000 及び 10,000 ppm 投与群の雄及び 3,000 ppm 以上投与群の雌でカリウムの低値、10,000 ppm 以上投与群の雄でナトリウムの軽度な高値が認められた。

このことから、無毒性量は雄で 1,000 ppm 未満（26 mg/kg 体重/日未満）、雌で 1,000 ppm（19 mg/kg 体重/日）であると考えられた。（参照 97）

（6）90 日間亜急性神経毒性試験（ラット）

Wistar ラット（一群雌雄各 10 匹）を用いた混餌（原体：0、50、300 及び 1,800 ppm：平均検体摂取量は表 28 参照）投与による 90 日間亜急性神経毒性試験が実施された

表 28 90 日間亜急性神経毒性試験（ラット）の平均検体摂取量

投与群		50 ppm	300 ppm	1,800 ppm
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄	3.24	19.4	132
	雌	3.87	24.4	175

各投与群で認められた毒性所見は表 29 に示されている。

死亡率及び剖検においては検体投与の影響は認められなかった。

本試験において、1,800 ppm 投与群の雄及び 300 ppm 以上投与群の雌で興奮性の神経症状及び行動変化が認められたので、亜急性神経毒性の無毒性量は雄で

² 3%投与群の雄の各値は、生存例が 2 例のため平均値でのみ評価（本試験の他の項目についても同様）。

300 ppm (19.4 mg/kg 体重/日)、雌で 50 ppm (3.87 mg/kg 体重/日) であると考えられた。(参照 105)

表 29 90 日間亜急性神経毒性試験（ラット）で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
1,800 ppm	・ 自発運動量の増加 ・ 体温上昇 ・ 着地開脚幅の減少 ・ 体重増加抑制 ・ 摂餌量の減少	・ 尾部創傷 ・ 着地開脚幅の減少 ・ 筋緊張の低下 ・ 前肢及び後肢の握力低下 ・ 体重増加抑制 ・ 摂餌量の減少
300 ppm 以上	300 ppm 以下毒性所見なし	・ 自発運動量の増加 ・ 体温上昇 ・ 摂餌量の増加
50 ppm		毒性所見なし

1.3. 慢性毒性試験及び発がん性試験

(1) 1 年間慢性毒性試験（イヌ）

ビーグル犬（一群雌雄各 5 匹）を用いたカプセル経口（原体：0、8、40 及び 200 mg/kg 体重/日）投与による 1 年間慢性毒性試験が実施された。

各投与群で認められた毒性所見は表 30 に示されている。

眼検査において 200 mg/kg 体重/日投与群の雄 1 匹及び雌 2 匹、40 mg/kg 体重/日投与群の雌雄各 1 匹の角膜に白色点が認められた。これらの動物のうち、200 mg/kg 体重/日投与群の雄 1 匹を除く他の 4 匹の病変は、投与期間中に消失した。200 mg/kg 体重/日投与群の雄 1 匹の角膜の白色点は、剖検時にも観察され、病理組織学的には角膜上皮の限局性肥厚及び限局性角膜線維化であった。

本試験において、40 mg/kg 体重/日以上投与群の雌雄に角膜白色点が、雌に体重増加抑制がみられたことから、無毒性量は雌雄とも 8 mg/kg 体重/日であると考えられた。(参照 44)

表 30 1 年間慢性毒性試験（イヌ）で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
200 mg/kg 体重/日	・ 体重減少及び体重増加抑制 ・ 角膜白色点 (1 匹) ・ 尿比重の増加 ・ RBC 減少、MCH 増加、MCHC 増加 ・ Alb 減少、TG 減少	・ 体重減少 ・ 角膜白色点 (2 匹)
40 mg/kg 体重/日以上	・ 角膜白色点 (1 匹)	・ 体重増加抑制 ・ 角膜白色点 (1 匹)
8 mg/kg 体重/日	毒性所見なし	毒性所見なし

(2) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)

Wistar ラット【一群雌雄各 90 匹：主群一群雌雄各 50 匹、衛星群一群雌雄各 40 匹（投与 26、52 及び 78 週後に一群雌雄各 10 匹を中間と殺）】を用いた混餌（原体：0、30、100、300 及び 1,000 ppm：平均検体摂取量は表 31 参照）投与による 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験が実施された。

表 31 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)の平均検体摂取量

投与群		30 ppm	100 ppm	300 ppm	1,000 ppm
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄	1.06	3.60	10.9	37.6
	雌	1.28	4.38	13.2	49.1

各投与群で認められた毒性所見は表 32 に示されている。

血液学的検査、血液生化学的検査及び尿検査において、投与群のいくつかの検査項目において、対照群との間に有意差がみられたが、いずれの変動も投与期間あるいは用量との関連性がないことから、検体投与による影響ではないと考えられた。

眼検査においても検体投与に起因すると思われる異常は認められなかった。

臓器重量において、1,000 ppm 投与群雌において、脳の絶対及び比重量の増加が認められたが、これに対応した形態学的変化又は神経症状の発現はみられなかったもので、検体投与に起因するものとは考えなかった。

剖検時、1,000 ppm 投与群の雄（主群）で精巣に結節・腫瘤の発生頻度が有意に高く、これらの病変は病理組織学的検査の結果、精巣間細胞腫であった。この腫瘍の発生頻度（11/50、22%）は、試験実施施設の本系統のラットの背景データ（9/304、3%）より明らかに高く、検体投与の影響であると考えられた（表 33 参照）。衛星群においては、78 週時に間細胞過形成の発生頻度が増加した。

300 ppm 以上投与群の雄（主群）では前立腺炎及び包皮腺炎の発生頻度が減少し、これは本剤の殺菌作用によるものと考えられた。

本試験において、300 ppm 以上投与群の雄に赤色眼脂、摂餌量増加等が、1,000 ppm 以上投与群の雌に消瘦、体重増加抑制、摂餌量増加等が認められたことから、無毒性量は雄で 100 ppm（3.60 mg/kg 体重/日）、雌で 300 ppm（13.2 mg/kg 体重/日）であると考えられた。1,000 ppm 投与群の雄で精巣間細胞腫が増加した。（参照 45）

表 32 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
1,000 ppm	・ 体重増加抑制 ・ 食餌効率低下 ・ T.Chol 減少 ・ 精巣結節・腫瘍、精巣萎縮 ・ 肝及び腎比重量増加 ・ 精巣間細胞腫 ・ 精巣間細胞過形成(衛星群; 78 週間投与終了時のみ)、精細管萎縮(最終と殺のみ)	・ 体重増加抑制 ・ 摂餌量増加、食餌効率低下 ・ TP、Glu、Glob 及び T.Chol 減少 ・ 卵巣絶対及び比重量増加、副腎比重量増加 ・ 消瘦
300 ppm 以上	・ 赤色眼脂 ・ 摂餌量増加 ・ 前立腺炎減少、包皮腺炎減少	300 ppm 以下毒性所見なし
100 ppm 以下	毒性所見なし	

表 33 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）で認められた精巣間細胞腫発生数

性別		雄				
投与群 (ppm)		0	30	100	300	1,000
主群	検査動物数	15	10	15	21	10
	死亡動物	0	0	0	0	1
	検査動物数	35	40	35	29	40
	最終と殺動物	2	4	3	2	10↑
	検査動物数	50	50	50	50	50
	全動物	2	4	3	2	11↑

Fisher 直接確率法、↑: $p < 0.01$

(3) 18 か月間発がん性試験（マウス）

ICR マウス[一群雌雄各 70 匹：主群一群雌雄各 50 匹、衛星群一群雌雄各 20 匹（投与 52 週後に一群雌雄各 10 匹をと殺し、残りの 10 匹は処分した。）]を用いた混餌（原体：0、50、150 及び 500 ppm：平均検体摂取量は表 34 参照）投与による 18 か月間発がん性試験が実施された。

表 34 18 か月間発がん性試験（マウス）の平均検体摂取量

投与群		50 ppm	150 ppm	500 ppm
平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)	雄	4.86	15.2	59.7
	雌	5.33	15.7	57.9

各投与群で認められた毒性所見は表 35 に示されている。

500 ppm 投与群の雄において皮膚病変（脱毛、びらん、痂皮、出血、創傷）の

発生頻度が投与 38 週時まで有意に高かった。皮膚病変はマウスにおける 90 日間亜急性毒性試験[12. (3)]の高用量群雄において発生頻度の増加が認められており、検体投与の影響と考えられた。雌 150 ppm 以上投与群においても皮膚病変や脱毛の総発生頻度が増加したが、発生時期が投与 38 週以降に発現したこと、発生時期は一時的であったこと、試験施設での背景データ内であることから、雄での皮膚病変とは異なるパターンを示した。雌での増加は対照群の頻度が低かったことによる偶発的な増加と考え、投与に関連した変化とは考えられなかった。

腫瘍性病変において、検体投与に関連して発生頻度が増加した腫瘍はなかった。

本試験において、500 ppm 投与群の雄で皮膚病変、死亡率増加、体重増加抑制等が、150 ppm 以上投与群の雌で体重増加抑制及び食餌効率低下が認められたので、無毒性量は雄で 150 ppm (15.2 mg/kg 体重/日)、雌で 50 ppm (5.33 mg/kg 体重/日) であると考えられた。発がん性は認められなかった。(参照 46)

表 35 18 か月間発がん性試験 (マウス) で認められた毒性所見

投与群	雄	雌
500 ppm	・皮膚病変 (脱毛、びらん、痂皮、出血、創傷) ・死亡率増加 ・体重増加抑制、摂餌量増加、食餌効率低下 ・皮膚炎	・摂餌量増加
150 ppm 以上	・150 ppm 以下毒性所見なし	・体重増加抑制 ・食餌効率低下
50 ppm		毒性所見なし

1.4. 生殖発生毒性試験

(1) 2 世代繁殖試験 (ラット)

SD ラット (一群雌雄各 24 匹) を用いた混餌 (原体: 0、50、150 及び 500 ppm: 平均検体摂取量は表 36 参照) 投与による 2 世代繁殖試験が実施された。

表 36 2 世代繁殖試験 (ラット) における平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)

投与群		50 ppm	150 ppm	500 ppm
P 世代	雄	3.41	10.3	43.7
	雌	3.91	12.1	41.8
F ₁ 世代	雄	4.11	12.4	41.2
	雌	4.49	13.8	46.9

親動物及び子動物における各投与群で認められた毒性所見は、それぞれ表 37 に示されている。

親動物では、生存率、一般状態、病理学的検査及び臓器重量に検体投与の影響

は認められなかった。また、交尾率、妊娠率、出産率及び妊娠期間に異常はなく、繁殖能に検体投与による影響は認められなかった。

児動物では、各世代とも産児数、一般状態、生存率及び剖検所見には検体投与の影響は認められなかった。500 ppm 投与群 F₁ 児動物において体重の増加抑制が認められた。

本試験において、親動物雄の P 世代では 150 ppm 以上投与群、F₁ 世代では 50 ppm 以上投与群、雌の P 及び F₁ 世代では 500 ppm 投与群で、児動物の F₁ 世代の雌雄では 500 ppm 投与群で体重増加抑制等が認められ、児動物の F₂ 世代では投与による影響が認められなかったので、無毒性量は親動物雄の P 世代で 50 ppm (3.41 mg/kg 体重/日)、F₁ 世代で 50 ppm 未満 (4.11 mg/kg 体重/日未満)、雌で 150 ppm (P 雌 : 12.1 mg/kg 体重/日、F₁ 雌 : 13.8 mg/kg 体重/日)、児動物の無毒性量は F₁ 世代で 150 ppm (雄 : 10.3 mg/kg 体重/日、雌 : 12.1 mg/kg 体重/日)、F₂ 世代で 500 ppm (雄 : 41.2 mg/kg 体重/日、雌 : 46.9 mg/kg 体重/日) であると考えられた。繁殖能に対する影響は認められなかった。(参照 47)

表 37 2 世代繁殖試験 (ラット) で認められた所見

	投与群	親：P、児：F ₁		親：F ₁ 、児：F ₂	
		雄	雌	雄	雌
親動物	500 ppm		・ 体重増加抑制		・ 体重増加抑制
	150 ppm 以上	・ 体重増加抑制 ・ 摂餌量減少	150 ppm 以下 毒性所見なし		150 ppm 以下 毒性所見なし
	50 ppm 以上	50 ppm において 毒性所見なし		・ 体重増加抑制 ・ 摂餌量減少	
児動物	500 ppm	・ 体重増加抑制	・ 体重増加抑制	500 ppm 以下毒性所見なし	
	150 ppm 以下	毒性所見なし			

(2) 2 世代繁殖試験 (ラット) : 追加試験

SD ラット (一群雌雄各 24 匹) を用いた混餌 (原体 : 0、15 及び 30 ppm : 平均検体摂取量は表 38 参照) 投与による 2 世代繁殖試験が実施された。先に実施した繁殖試験 [14. (1)] (0、50、150 及び 500 ppm 用量で実施) において、最低用量の 50 ppm 投与群雄 F₁ にも体重増加抑制及び摂餌量減少が認められたため、無毒性量が得られなかった。そのため、本試験では無毒性量を得るために、用量を減じて試験群が設定された。

表 38 2 世代繁殖試験（ラット）における平均検体摂取量（mg/kg 体重/日）

投与群		15 ppm	30 ppm
P 世代	雄	1.07	2.18
	雌	1.19	2.44
F ₁ 世代	雄	1.25	2.52
	雌	1.41	2.82

親動物において、いずれの世代においても生存率、一般状態、体重、摂餌量、臓器重量及び病理学的検査に検体投与の影響はなかった。交尾率、妊娠率及び妊娠期間に異常はなく、繁殖能に関して検体投与の影響は認められなかった。

児動物において、いずれの世代においても産児数、性比、生存率及び一般状態に異常は認められなかった。体重では 15 ppm 投与群（F₁：雌雄）の 7 日以降及び 30 ppm 投与群（F₁：雄）の 21 日以降に有意な低値が認められたが、用量相関性がないこと、F₂ 世代には観察されなかったこと、また先の試験[14. (1)]では 50 及び 150 ppm 投与群で対照群と差がなかったことから、検体投与とは関連のない偶発的な変動と考えられた。

本試験において、30 ppm 投与群の親動物及び児動物において検体投与の影響は認められなかったので、無毒性量は親動物及び児動物の雌雄に対して本試験の最高用量 30 ppm（P 雄：2.18mg/kg 体重/日、P 雌：2.44 mg/kg 体重/日、F₁ 雄：2.52 mg/kg 体重/日、F₁ 雌：2.82 mg/kg 体重/日）であると考えられた。繁殖能に対する影響は認められなかった。（参照 48）

（3）発生毒性試験（ラット）①

SD ラット（一群雌 24 匹）の妊娠 6～15 日に強制経口（原体：0、3、30 及び 150 mg/kg 体重/日、溶媒：1%CMC-Na）投与して発生毒性試験が実施された。

母動物では、150 mg/kg 体重/日投与群において自咬行動、四肢の腫脹、四肢又は腹部の咬傷が見られ（8 例）、5 例が死亡した。同群においては体重増加抑制、投与期間中は摂餌量の減少が認められた。30 mg/kg 体重/日投与群においても体重増加抑制が認められた。剖検所見、黄体数、着床数、生存胎児数、死亡胚・児数、胎児体重及び胎児の性比に検体投与の影響は認められなかった。

胎児では、各群に奇形及び変異が散見されたが、その発生頻度及び奇形及び変異胎児をもつ腹の頻度に、対照群との差は認められなかった。

本試験において、母動物では 30 mg/kg 体重/日投与群で体重増加抑制が認められ、胎児では 150 mg/kg 体重/日投与群で検体投与の影響は認められなかったので、無毒性量は母動物で 3 mg/kg 体重/日、胎児で本試験の最高用量 150 mg/kg 体重/日であると考えられた。催奇形性は認められなかった。（参照 49）

(4) 発生毒性試験 (ラット) ②

Wistar ラット (17~19 匹/群) の妊娠 7 日~出産後 21 日に強制経口 (0、125、250、500、1,000mg/kg 体重/日) 投与して発生毒性試験が実施された。各群約半数の雌を妊娠 20 日に帝王切開し、残りの半数は出産後 21 日にと殺して母動物に及ぼす影響と胎児/哺育児に及ぼす影響が調べられた。

母動物では、1,000mg 投与群で投与開始直後に体重増加抑制と摂餌量低下が認められ、妊娠期間が有意に短縮した。分娩後は、500mg 以上投与群で児を食殺する母ラットの頻度が上昇し、哺育率が有意に低下した。

胎児では、死亡吸収胚数や体重に検体投与の影響は認められなかった。

哺育児では、1,000mg 投与群において生後 1 週間までの体重に有意な低値が認められたが、身体発達は対照群と同等であった。奇形や変異を有する胎児/哺育児の発生頻度に検体投与の影響は認められなかった。

本試験の無毒性量は母動物で 250mg/kg 体重/日、児動物で 500mg/kg 体重/日であると考えられた。催奇形性は認められなかった。(参照 98)

(5) 発生毒性試験 (ウサギ)

日本白色種ウサギ (一群各雌 16 匹) の妊娠 6~18 日に強制経口 (原体: 0、250、500、1,000 及び 2,000 mg/kg 体重/日、溶媒: 1%CMC) 投与して発生毒性試験が実施された。

母動物ではいずれの投与群においても、一般状態、体重、摂餌量、剖検及び臓器重量に検体投与の影響は認められなかった。また、黄体数、着床数、死亡胚・児数、生存胎児数及び胎盤重量に検体投与の影響は認められなかった。

胎児では、胎児体重、生存胎児数、胎児の性比及び奇形を有する胎児の発生頻度に検体投与の影響は認められなかった。

本試験において、いずれの投与群においても検体投与の影響が認められなかった。母動物及び胎児に対する無毒性量は本試験の最高用量 2,000 mg/kg 体重/日であると考えられた。催奇形性は認められなかった。(参照 50)

15. 遺伝毒性試験

オキシリニック酸の細菌を用いた DNA 修復試験及び復帰突然変異試験、チャイニーズハムスター肺由来培養細胞 (V79) を用いた遺伝子突然変異試験、チャイニーズハムスター肺由来培養細胞 (CHL) を用いた染色体異常試験、ラット肝細胞を用いた UDS 試験、マウス骨髓細胞を用いた小核試験及びマウス骨髓細胞を用いた姉妹染色体交換試験が実施された。試験結果は表 39 に示されている。

細菌を用いた DNA 修復試験及び復帰突然変異試験、チャイニーズハムスター肺由来培養細胞 (CHL) を用いた染色体異常試験において陽性を示した。作用メカニズムとしては、オキシリニック酸の抗菌活性である DNA gyrase 阻害に起因していると考えられた。DNA 修復試験については、阻害を受けた DNA gyrase-DNA 複

合体に対する修復能の差が野生株と修復欠損株の生育の差となって現れ、復帰変異試験については、DNA 合成阻害によって誘導される SOS 修復系を介して間接的に突然変異を誘発したと考えられる。したがって、オキシリニック酸及びその代謝物が DNA に直接作用して DNA 損傷や突然変異を誘発している可能性は低いと考えられた。一方、オキシリニック酸は哺乳動物（真核）細胞が有する DNA topoisomerase II に対しては阻害活性がないか、極めて弱いため、細菌にみられる DNA gyrase 阻害類似の機構により哺乳動物細胞に対して変異原性を示す可能性は極めて低いと考えられた。オキシリニック酸は哺乳動物細胞に対して *in vitro* で突然変異を誘発せず、*in vitro* 及び *in vivo* において DNA 損傷性も示さなかった。*In vitro* では 2.5 mM の高濃度で弱い染色体異常誘発性を示したが、充分高用量まで試験された *in vivo* の小核試験では陰性であったことから、生体で問題となるものではないと考えられた。（参照 51~58）

表 39 遺伝毒性試験概要（原体）

	試験	対象	処理濃度・投与量	結果
in vitro	DNA 修復試験	<i>Bacillus subtilis</i> (M45, H17 株)	0.05~5 µg/ディスク (+/-S9)	陽性 (+/-S9)
	復帰突然変異試験	<i>Salmonella typhimurium</i> (TA98,TA100,TA102,TA153 5,TA1537 株) <i>Escherichia coli</i> (WP2uvrA 株)	0.05~5 µg/プレート (+/-S9)	陽性 TA102 (+/-S9)
	遺伝子突然変異試験	チャイニーズハムスター肺 由来培養細胞 (V79)	1×10 ⁻³ ~3×10 ⁻⁵ M (+/-S9)	陰性
	染色体異常試験	チャイニーズハムスター肺由 来培養細胞 (CHL)	0.63~2.5 mM (-S9) 1.25~5 mM (+S9)	陽性 (-S9)
	UDS 試験	SD ラット肝細胞	3~300 µg/mL	陰性
	UDS 試験	SD ラット肝細胞	100, 300 µg/mL	陰性
in vivo	小核試験	ddY マウス (骨髓細胞)	雄: 0, 375, 750, 1,500 mg/kg 体重 (単回腹腔内投与)	陰性
	姉妹染色体交換試験	ICR マウス (骨髓細胞)	雌雄: 0, 375, 750, 1,500 mg/kg 体重 (単回経口投与)	陰性

注) +/-S9: 代謝活性化系存在下及び非存在下

原体混在物イソ体、*N*-メチル体、脱エチル体、アミド体及び脱メチレン体について、細菌を用いた復帰突然変異試験が実施された。試験結果は表 40 に示されているように、全ての原体混在物は TA102 株に対して変異原性陽性を示した。原体混在物の変異原性のメカニズムはオキシリニック酸と同質の DNA gyrase 阻害に起

因した間接的な作用と考えられるものであり、また、その活性はオキシリニック酸より弱かった。(参照 59~63)

表 40 遺伝毒性試験概要 (原体混在物)

被験物質	試験	対象	処理濃度 ($\mu\text{g}/\text{プレート}$)	結果
イソ体	復帰突然 変異試験	<i>S. typhimurium</i> (TA98, TA100, TA102, TA1535, TA1537 株) <i>E. coli</i> (WP2 <i>uvrA</i> 株)	20~1000	陽性 TA1535, TA102, WP2 <i>uvrA</i> 株 (+S9)
N-メチル体			0.2~20	陽性 TA102 株(+/-S9)
脱エチル体			5~200	陽性 TA102 株(+/-S9)
アミド体			100~3,000	陽性 TA102 株 (+/-S9)
脱メチレン体			100~5,000	陽性 TA102 株(+S9)

注) +/-S9 : 代謝活性化系存在下及び非存在下

16. 微生物学的影響に関する特殊試験

(1) ヒトの腸内細菌に対する 50%最小発育阻止濃度 (MIC)

ヒトの腸内細菌 10 菌種のうち、最も感受性が高かったのは *Escherichia coli* で、MIC₅₀ 値は 0.38 (日本人患者)、0.41 及び 0.43 (健康ヒトボランティア・好気性培養及び嫌気性培養) $\mu\text{g}/\text{mL}$ であった。(参照 71)

(2) 臨床分離菌に対する最小発育阻止濃度 (MIC)

平成 18 年度食品安全確保総合調査・動物用抗菌性物質の微生物学的影響調査 (平成 18 年 9 月~平成 19 年 3 月実施) においてヒト臨床分離株等に対するオキシリニック酸の約 $5 \times 10^6 \text{CFU}/\text{spot}$ における MIC が調べられている。結果は、表 41 に示されている。(参照 99)

表 41 オキシリニック酸の各菌種に対する MIC

菌名	株数	最小発育阻止濃度 (μg/mL)	
		Oxolinic Acid	
		MIC ₅₀	範囲
通性嫌気性菌			
<i>E. coli</i>	30	0.25	0.12-4
<i>Enterococcus</i> species	30	64	8->128
嫌気性菌			
<i>Bacteroides</i> species	30	128	32- >128
<i>Fusobacterium</i> species	20	64	32-64
<i>Bifidobacterium</i> species	30	128	64->128
<i>Eubacterium</i> species	20	128	32-128
<i>Clostridium</i> species	30	64	64-128
<i>Peptococcus</i> species / <i>Peptostreptococcus</i> species	30	128	16-128
<i>Prevotella</i> species	20	32	8-64
<i>Lactobacillus</i> species	30	>128	>128
<i>Propionibacterium</i> species	30	64	64-128

調査された菌種のうち、最も低い MIC₅₀ が報告されているのは *E. coli* の 0.25 μg/mL であった。

17. その他の試験

(1) オキシリニック酸原体のラット精巣腫瘍の発現機序検討試験

オキシリニック酸原体をラットに2年間にわたり混餌投与したところ、最高用量である 1,000 ppm 投与群の雄で精巣間細胞腫の発生頻度が増加した。その発がん性播種特異的（ラットのみ）及び器官特異的（精巣のみ）であり、その発がん性には閾値が存在した。また、オキシリニック酸原体は哺乳動物に対しては遺伝毒性がないことから、オキシリニック酸原体によるラット精巣間細胞腫の誘発は、非遺伝性の作用機序によるものと考えられた。この精巣間細胞腫の発現機序を検討するため、1)～3) に示す試験が実施された。

その結果、オキシリニック酸原体を投与したラットで増加した精巣間細胞腫は、本腫瘍を好発する動物種に対して、非常に高用量のオキシリニック酸原体を長期間投与したとき、精巣への直接作用ではなく、視床下部のドーパミン作動性神経系の活性化を介して LHRH 放出が促進された結果、下垂体前葉からの LH 放出を増加させ、この LH の慢性的な精巣への刺激によって生じた二次的発癌である可能性が高いと考えられた。（参照 64）

1) 雄ラットにおける血中黄体形成ホルモン (LH) 濃度に及ぼすオキシリニック酸原体投与の影響

① オキシリニック酸原体の長期混餌投与による血中 LH 濃度への影響の検討

Wistar ラット (一群雄 8 匹) を用いて混餌 (原体 : 0、100、1,000 及び 3,000 ppm: 平均検体摂取量は表 42 参照) 投与により 2 年間の毒性試験が実施された。

表 42 2 年間混餌投与試験 (ラット) における平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日)

用量群 (ppm)		100	1,000	3,000
平均検体摂取量	雄	4.2	42.9	145

1,000 及び 3,000 ppm 投与群において体重増加抑制が認められた。摂取量に对照群との間に有意差はなかった。

投与終了時に測定した精巣及び副生殖器 (精巣上体、精囊及び前立腺腹葉) の重量は、对照群との間に有意差はなかったものの、精巣の比重量が 3,000 ppm 群で増加傾向を示した。

投与終了時の精巣間細胞腫の発生頻度は表 43 に示されている。

表 43 2 年間投与終了時精巣間細胞腫発生頻度

用量群 (ppm)	0	100	1,000	3,000
投与終了時生存数	5	7	8	6
精巣間細胞腫	2	1	3	3

投与開始後、4~5 週間に 1 回の頻度で無麻酔下で尾静脈から採血し、血清中 LH 及びテストステロン濃度をラジオイムノアッセイ法により測定した。对照群における血中 LH 及びテストステロン濃度は、加齢に伴って徐々に低下した。発がん性試験にて精巣間細胞腫の誘発が認められなかった用量群 (100 ppm) では血中 LH 濃度は对照群とほぼ同様のレベルで推移した。一方、腫瘍が誘発された用量群 (1,000 ppm) 及びその 3 倍の用量群 (3,000 ppm) では、軽度であるが对照群に比べ有意に高いレベルで推移した。对照群に対する有意性は、特に投与約 45 週から 80 週において顕著であった。血中テストステロン濃度は 1,000 及び 3,000 ppm 投与群で高い傾向を示したが、統計学的有意差はなかった。

② オキシリニック酸原体投与による血中 LH 濃度上昇の可逆性の検討

Wistar ラット (一群雄 6 匹: 投与開始時 41 週齢) に検体を混餌 (原体 : 0 及び 3,000 ppm) 投与により 1 か月間投与した後、検体を含まない基礎飼料に戻し、4 週間飼育した。なお、①の試験にて、オキシリニック酸原体による血中 LH 濃

度の上昇が、投与開始約 10 か月以降に顕著であったので、高週齢の動物を用いた。

投与開始 1 か月後及び基礎飼料に戻してから 2 及び 4 週後に無麻酔下で尾静脈から採血し、血中 LH 濃度をラジオイムノアッセイ法により測定した。

1 か月間のオキシリニック酸原体投与により、血中 LH 濃度は有意に上昇した。その後基礎飼料を与えたところ、2 週間後には対照群のレベルに低下し、有意差はなくなった。従って、血中 LH 濃度の上昇はオキシリニック酸原体投与によるものであることが明らかとなり、その LH 上昇作用は速やかな可逆性を示すことが明らかとなった。

2) オキシリニック酸原体投与による血中 LH 濃度上昇の作用機序の検討

① 血中 LH 消失率に及ぼすオキシリニック酸原体投与の影響の検討

Wistar ラット（一群雄 6 匹：投与開始時 41 週齢）に検体を混餌（原体：0 及び 3,000 ppm）投与により 1 か月間投与した。投与終了時、麻酔下でラット LH（250 ng/kg 体重）を頸静脈より投与し、投与 1、3、6、10、20 及び 30 分後に頸静脈から採血（0.5 mL）し、血清中 LH 濃度をラジオイムノアッセイ法で測定した。

LH 投与 10 分後までは対照群及び検体投与群ともに血中 LH 濃度は急激に減少し、その後は非常にゆるやかな減少に転じた。この血中 LH 消失率に両群間で差はなかった。

② 下垂体前葉の LH 放出能に及ぼすオキシリニック酸原体投与の影響の検討

A) 去勢ラットにおける血中 LH 濃度に及ぼすオキシリニック酸原体投与の影響の検討

Wistar ラット（一群雄 6 匹：投与開始時 41 週齢又は 44 週齢）に検体を混餌（原体：0 及び 3,000 ppm）投与により 1 か月間投与した。投与終了後に、エーテル麻酔下で去勢し、去勢後 102 日間投与を継続した。また 41 週齢の雄ラットをエーテル麻酔下で去勢し、去勢後 3 週間のうち（44 週齢）、オキシリニック酸原体を 0 及び 3,000 ppm の用量で各用量群 6 匹に 1 か月間混餌投与した。去勢の直前及び去勢後 3、7、14、35 及び 102 日目に無麻酔下で尾静脈から採血し、LH 濃度及びテストステロン濃度をラジオイムノアッセイ法にて測定した。

対照群及びオキシリニック酸投与群ともに去勢によって血中テストステロン濃度は急激に低下した。一方、血中 LH 濃度は両群とも著しく上昇し、去勢後 14 日目ではほぼ最大値に達した。血中 LH 濃度が最大値に達していない去勢後 3 日目では、対照群に比べ、オキシリニック酸投与群で血中 LH 濃度のより高い値が認められたが、最大値に達した以降は、オキシリニック酸投与によるさらなる上昇は認められなかった。

また、すでに去勢したラットにオキシリニック酸を投与しても、血中 LH 濃度

の上昇は認められなかった。

B) 高濃度 LHRH 刺激による下垂体前葉の LH 放出に及ぼすオキシリニック酸投与の影響の検討

Wistar ラット（一群雄 6 匹：投与開始時 41 週齢）に検体を混餌（原体：0 及び 3,000 ppm）投与により 2 か月間投与した。投与終了後、無麻酔下で尾静脈から採血し、1 µg/ラットの用量で LHRH を皮下投与し、LHRH 投与 60 分後に断頭採血し、LH 濃度をラジオイムノアッセイ法で測定した。

LHRH の投与前の血中 LH 濃度は、オキシリニック酸投与群で、対照群に比べ有意に高い値を示した。高濃度の LHRH 投与により血中 LH 濃度は両群ともに著しく上昇したが、両群間で有意な差はなかった。

③ テストステロンのフィードバック抑制機序に及ぼすオキシリニック酸原体投与の影響の検討

A) 精巣のテストステロン産生能に及ぼすオキシリニック酸原体投与の影響の検討

Wistar ラット（一群雄 6 匹：投与開始時 41 週齢）に検体を混餌（原体：0 及び 3,000 ppm）投与により 2 か月間投与した。投与終了後に、ラットを無麻酔下で断頭により採血致死させた。血清を採取し、テストステロン濃度を測定した。また、右側精巣について被膜を剥離して小片に切断し、テストステロン濃度を測定した。また、小片に切断した精巣を培養液のみ、又は 100 mIU/mL hCG を添加した培養液中にて、37°C（5% CO₂-95% O₂ 飽和、湿度 100%）で 6 時間培養した後、培養液中のテストステロン濃度を測定した（いずれもラジオイムノアッセイ法で測定した。）。

血中及び精巣中のテストステロン濃度はいずれにおいても、対照群とオキシリニック酸投与群との間に有意差は認められなかった。また、両群ともに精巣器官培養におけるテストステロン産生量は、培養液中に添加した hCG により増加した。hCG 非刺激下及び hCG 刺激下ともに、テストステロン産生へのオキシリニック酸投与による影響は認められなかった。

B) オキシリニック酸原体のアンドロゲン受容体への競合結合能の検討

Wistar ラット（一群雄 5 匹：試験開始時 14 週齢）に検体を混餌（原体：0 及び 3,000 ppm）投与により 2 か月間投与した。投与終了後に、ラットをエーテル麻酔下で去勢し、去勢後 3 日目に前立腺腹葉を摘出し、速やかに細胞質分画を取り出して使用した。オキシリニック酸原体、抗アンドロゲン剤である酢酸シプロテロン及びフルタミドのエタノール溶液を、TEDMG（20 mM Tris-HCl pH 8.0, 1 mM EDTA, 2 mM DTT, 10 mM MgCl₂, 20% glycerol）緩衝液で希釈し、[³H]-DHT のアンドロゲン受容体に対する結合の競合剤として使用した。細胞質分画の一部（0.1 mL）と、[³H]-DHT（3×10⁻¹⁰M、0.05 mL）を非標識 DHT（3

$\times 10^{-11} \sim 3 \times 10^{-5} \text{M}$, 0.05 mL)、オキシリニック酸原体 ($3 \times 10^{-9} \sim 3 \times 10^{-4} \text{M}$, 0.05 mL)、フルタミド ($3 \times 10^{-9} \sim 3 \times 10^{-4} \text{M}$, 0.05 mL)、酢酸シプロテロン ($3 \times 10^{-9} \sim 3 \times 10^{-5} \text{M}$, 0.05 mL) 又は TEDMG 緩衝液 0.05 mL の存在下で $0 \sim 4^{\circ}\text{C}$ で一晩インキュベートし、インキュベーション混合液中の放射活性を測定した。

非標識 DHT はアンドロゲン受容体への [^3H] -DHT の結合を濃度依存的に阻害し、また、既に抗アンドロゲン活性があることが知られている酢酸シプロテロン及びフルタミドは明らかな結合能を示した。しかし、オキシリニック酸はアンドロゲン受容体への結合能を示さなかった。

3) オキシリニック酸原体投与による視床下部の LHRH 放出増加の作用機構の検討

① 雄ラットの血中 LH 濃度に及ぼす L-DOPA 投与の影響の検討

A) L-DOPA の単回経口投与による影響

Wistar ラット (一群雄 6 匹: 投与開始時 13 週齢) に L-DOPA を 0 又は 1,000 mg/kg 体重の用量で単回経口投与した。次に、L-DOPA を 0、8、40、200 又は 1,000 mg/kg 体重の用量で各用量群雄ラット 6 匹に単回投与した。投与後、2、4、8 及び 24 時間後に断頭採血し、血清中 LH 濃度をラジオイムノアッセイ法にて測定した。

L-DOPA を 1,000 mg/kg 体重の用量で単回投与した時の血中 LH 濃度は、投与 4 時間後に L-DOPA 投与群の値は対照群に比べ有意に高い値を示したが、投与 8 時間後には対照群のレベルまで戻った。この経時的変化の検討から設定した最適時間 (投与 4 時間後) に断頭採血し、L-DOPA の用量反応性を検討した結果、L-DOPA 8、40 及び 200 mg/kg 体重では有意な変化は認められなかったが、1,000 mg/kg 体重では血中 LH 濃度は有意に上昇した。

B) L-DOPA の反復経口投与による影響

Wistar ラット (一群雄 8~11 匹: 投与開始時 13 週齢) に L-DOPA を 0、500、又は 1,000 mg/kg 体重の用量で連続 7 又は 14 日間反復経口投与した。最終投与 24 時間後、精巣、精巣上体、前立腺腹葉及び精嚢腺を摘出し、重量を測定した、解剖時体重も測定した。採血致死後、脳を摘出し、視床下部を分離しホモジナイズし、モノアミン (ドーパミン、ノルエピネフリン及びセロトニン) 及び各々の代謝物を測定した。また、血清を分離し LH、プロラクチン及びテストステロン濃度を測定した。

L-DOPA 1,000 mg/kg 体重投与により対照群に比べ約 7% の体重増加抑制が認められた。また、同群では投与 7 及び 14 日後に前立腺重量の減少が認められた。1,000 mg/kg 体重投与群のその他の臓器重量及び 500 mg/kg 体重投与群では変化は認められなかった。

脳の視床下部におけるモノアミン測定では、ドーパミン及びその代謝物である DOPAC 及び HVA は、L-DOPA 1,000 mg/kg 体重投与群で 7 及び 14 日間投与

ともに有意に増加した。500 mg/kg 体重投与群においても DOPAC 及び HVA は 14 日間投与で有意に増加し、7 日間投与でも増加傾向を示した。これらの結果はドーパミンの代謝回転率 (Turnover rate) が増加していることを示すものであった。ノルエピネフリンは 7 日間投与で 1,000 mg/kg 体重投与群のみ有意に増加したが、14 日間投与では有意な変化はなく、その代謝物も有意な変化は認められなかった。セロトニンは、その代謝物を含め有意な変化はなかった。

血中 LH 濃度は 7 及び 14 日間の L-DOPA 投与により有意に上昇した。血中テストステロン濃度は有意ではないものの上昇傾向を示し、一方、血中プロラクチン濃度は有意に低下した。

これらの結果より LH 濃度はドーパミン作動性神経を介していることが確認された。

② オキシリニック酸原体投与による血中 LH 濃度の上昇とドーパミン作動性神経系の関連の検討

A) 血中プロラクチン濃度に及ぼすオキシリニック酸原体投与の影響

Wistar ラット (一群雄 6 匹: 投与開始時 41 週齢) にオキシリニック酸原体を混餌 (原体: 0 及び 3,000 ppm) 投与により 2 か月間投与した。投与終了後、断頭採血し、プロラクチン濃度を測定した。

その結果、オキシリニック酸投与により、プロラクチン濃度は有意に減少した。

B) オキシリニック酸原体投与による血中 LH 濃度の上昇に及ぼすドーパミン受容体阻害剤ハロペリドールの影響

Wistar ラット (一群雄 6 匹: 投与開始時 41 週齢) にオキシリニック酸原体を混餌 (原体: 0 及び 3,000 ppm) 投与により 1 か月間投与した。投与終了後、無麻酔下で尾静脈から採血したのち、ハロペリドール (2 mg/kg 体重) を腹腔内投与した。ハロペリドール投与 4 時間後に断頭採血し、血中 LH 濃度及びプロラクチン濃度をラジオイムノアッセイ法により測定した。

対照群及びオキシリニック酸投与群ともに、ハロペリドール投与により、血中プロラクチン濃度は統計学的には有意ではないものの、約 1.5 倍に上昇した。この結果より、オキシリニック酸の血中 LH 濃度上昇作用はドーパミン作動性神経系を介していると考えられた。一方、オキシリニック酸投与による血中 LH 濃度の有意な上昇は、ハロペリドール投与により消失した。なお、ハロペリドール投与前は無麻酔下で採血したため、血中プロラクチン濃度は両群ともに高く、オキシリニック酸投与の影響は認められなかった。

C) 血中 LH 濃度に及ぼすオキシリニック酸原体及び L-DOPA の併用投与の影響

Wistar ラット (一群雄 6 匹: 投与開始時 41 週齢) にオキシリニック酸原体を 3,000 ppm の用量で混餌投与により 1 か月間投与したのち、オキシリニック酸投

与継続下で L-DOPA を 500 mg/kg 体重の用量で 1 週間反復投与した。血中 LH 濃度の上昇が L-DOPA 投与と同じ機序によるものかを調べるために、オキシリニック酸投与前、L-DOPA 投与直前及び L-DOPA の反復投与 24 時間後に無麻酔下で尾静脈から採血した。さらにその後ハロペリドール (2 mg/kg 体重) を腹腔内投与し、その 4 時間後に断頭採血し、血中 LH 濃度をラジオイムノアッセイにて測定した。

その結果、オキシリニック酸の 1 か月間投与により、血中 LH 濃度は有意に上昇した。これに加え、L-DOPA を 1 週間反復投与しても、血中の LH 濃度の更なる上昇は認められなかった。このとき、ハロペリドールを投与すると血中 LH 濃度は有意に低下した。

③ 視索前野におけるドーパミン作動性神経系に及ぼすオキシリニック酸原体投与の影響の検討

Wistar ラット (一群雄 7 匹：投与開始時 33 週齢) にオキシリニック酸原体を混餌 (原体：0 及び 3,000 ppm) 投与により 1 か月間投与し、脳内アミンをマイクロダイアリース法を用いて測定した。

対照群の動物では、ドーパミン含量は、灌流開始後徐々に減少し、90 分以降 180 分まではほぼ一定した値を示した。ドーパミン含量がほぼ安定している灌流後 90~120 分の 30 分間の灌流液について測定した結果、ドーパミン含量は、オキシリニック酸投与群で、対照群より有意に高い値を示し、視索前野におけるドーパミン作動性神経に作用していると考えられた。

(2) 幼若動物の関節軟骨への影響

キノロン系の抗菌剤に特徴的な関節への影響について検討したが、今回実施した試験では歩行異常や後肢のこわばりといった異常症状は確認できなかった。しかし、EU における本剤の評価に関する資料 (EMEA サマリーレポート) に、イヌを用いた試験に関する評価が記載されている。それによると、3 か月齢のビーグル犬に、本剤を 100 及び 500 mg/kg 体重/日の用量で 14 日間投与した時、多動性、異常歩行及び後肢のこわばりが認められ、病理組織学的検査で、主な関節の軟骨に変化が認められた。しかし、本剤を 3 か月齢のビーグル犬に 0、2、10 及び 50 mg/kg 体重/日の用量で 4 週間投与した試験では、臨床症状も、体重及び摂餌量の変化も認められず、関節軟骨に肉眼的にも組織学的異常も認められなかった。従って、無毒性量は 50 mg/kg 体重/日と報告されている。

今回実施したイヌを用いた試験の無毒性量と EU の評価結果を総合的に考察し、今回のイヌの亜急性及び慢性毒性試験の無毒性量において、本剤が関節に影響を与えていた可能性はほとんどないものと結論した。(参照 69)

III. 食品健康影響評価

参照に挙げた資料を用いて農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」の食品健康影響評価を実施した。なお、今回、作物残留試験（ピーマン及びきゅうり）の成績等が新たに提出された

1. 毒性学的 ADI

ラットを用いた動物体内運命試験において、[phe-¹⁴C]オキシリニック酸を低用量又は高用量で1回経口投与すると、168時間後には31～37%TARが尿中に、61～65%TARが糞中に排泄された。低用量群では約9%TARが胆汁を介して排泄された。吸収率は少なくとも44%であり、排泄パターンに性差及び投与量による差は認められなかった。

尿及び糞中における主要成分は未変化のオキシリニック酸であり、糞中では代謝物B及びCが確認された。反復投与における分布・代謝・排泄パターンに、単回投与試験と比較して顕著な差は認められなかった。

水稻、はくさい及びだいこんを用いた植物体内運命試験が実施された。いずれの作物でも検出された残留放射能のほとんどは未変化のオキシリニック酸であり、代謝物を同定することはできなかった。

水稻、野菜及び果実を用いて、オキシリニック酸を分析対象化合物とした作物残留試験が実施された。オキシリニック酸の最大残留値はもも（果皮）を除くと、うめ（果実）の10.7 mg/kgであった。

きゅうり、キャベツ、にんじん、小麦及び大豆を用いて、オキシリニック酸を分析対象化合物とした畑地（3倍量処理）及び水田（通常量処理）における後作物残留試験では、全ての作物においてオキシリニック酸は定量限界未満であった。

各種毒性試験結果からオキシリニック酸投与による影響は主に体重（増加抑制）、精巣（間細胞過形成：ラット）、卵巣（重量増加：ラット）及び興奮性の神経症状及び行動変化（ラット）として認められた。神経毒性発現機序の詳細は不明であるが、オキシリニック酸は視索前野におけるドーパミン作動性神経に作用していると考えられた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。また、今回実施した試験ではキノロン系の抗菌剤に特徴的な関節への影響は確認できなかった。EUにおける評価結果では、関節軟骨への影響に関する無毒性量は50 mg/kg 体重/日とされていることから、イヌの亜急性及び慢性毒性試験の無毒性量において、本剤が関節に影響を与えていた可能性はほとんどないものと結論した。

遺伝毒性試験では、細菌を用いたDNA修復試験、復帰突然変異試験及び培養細胞CHLを用いた*in vitro*染色体異常試験において陽性を示した。その他の試験では陰性であった。細菌での変異原性のメカニズムは、オキシリニック酸の抗菌活性であるDNA gyrase 阻害に起因した間接的なものと考えられるので、DNAと直接作用しているものではないと考えられた。また、オキシリニック酸は哺乳動物（真核）細

胞が有する DNA topoisomerase II に対しては阻害活性がほとんどないため、細菌にみられる DNA gyrase 阻害類似の機構により哺乳動物細胞で変異原性を示す可能性は低いと考えられた。染色体異常に関しては *in vivo* 試験である小核試験で陰性であったことから生体で問題となるものではないと考えられた。

原体混在物イソ体、*N*-メチル体、脱エチル体、アミド体及び脱メチレン体について実施した、細菌を用いた復帰突然変異試験では、全ての原体混在物が変異原性陽性を示した。原体混在物の変異原性のメカニズムはオキシリニック酸と同質のものと考えられ、また、その活性はオキシリニック酸より弱かった。

発がん性試験の結果、1,000 ppm 投与群のラットの精巣で間細胞腫が増加したことから、本剤の催腫瘍性に関する作用機序を解明するため、ラットを用いて種々のホルモン測定を主体とした試験が実施された。その結果、オキシリニック酸原体を投与したラットで増加した精巣間細胞腫は、本腫瘍を高発する動物種に対して、非常に高用量のオキシリニック酸原体を長期間投与したとき、精巣への直接作用ではなく、視床下部のドーパミン作動性神経系の活性化を介して LHRH 放出を促進した結果、下垂体前葉からの LH 放出を増加させ、この LH の慢性的な精巣への刺激によって生じた二次的発癌である可能性が高いと考えられた。

以上のメカニズム試験の結果から、ラットの精巣に認められた間細胞腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各種試験結果から農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をオキシリニック酸（親化合物のみ）と設定した。

各試験における無毒性量等は表 44 に示されている。

ラットを用いた 30 日間亜急性毒性試験における雌雄及び 6 か月間亜急性毒性試験における雄で無毒性量が設定出来なかったが、より長期でかつより低用量の濃度を設定した毒性試験において無毒性量が得られていることから、ラットについての無毒性量は得られていると考えられた。

食品安全委員会は、各試験で得られた無毒性量のうち最小値がラットを用いた 2 世代繁殖試験の 2.18 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.021 mg/kg 体重/日を毒性学的一日摂取許容量（ADI）と設定した。

ADI	0.021 mg/kg 体重/日
(ADI 設定根拠資料)	繁殖試験
(動物種)	ラット
(期間)	2 世代
(投与方法)	混餌
(無毒性量)	2.18 mg/kg 体重/日
(安全係数)	100

表 44 各試験における無毒性量及び最小毒性量

動物種	試験	投与量 (mg/kg 体重/日)	無毒性量 (mg/kg 体重/日)	最小毒性量 (mg/kg 体重/日)	備考
ラット	急性神経 毒性試験	0、6、30、150	雌雄：6	雌雄：30	雌雄：一過性自発性運動 量増加
	30 日間 亜急性 毒性試験	0、125、250、500、 1,000	雌雄：125 未満	雌雄：125	雌雄：副腎絶対及び／又 は比重量増加
	90 日間 亜急性 毒性試験	0、100、300、1,000、 3,000 ppm 雄：0、5.68、17.2、 62.2、204 雌：0、6.48、19.9、 77.4、264	雄：17.2 雌：6.48	雄：62.2 雌：19.9	雄：体重増加抑制、TP 減少、Glob 減少等 雌：Glu 減少等
	6 か月間 亜急性毒 性試験	0、1,000、3,000、 10,000、30,000 ppm	雄：26 未満 雌：19	雄：26 雌：67	雄：WBC 減少等 雌：体重増加抑制等
	90 日間亜 急性神経 毒性試験	0、50、300、1,800 雄：3.24、19.4、132 雌：3.87、24.4、175	雄：19.4 雌：3.87	雄：132 雌：24.4	雌雄：興奮性の神経症状 及び行動変化等
	2 年間 慢性毒性 /発がん性 併合試験	0、30、100、300、1,000 ppm 雄：0、1.06、3.60、 10.9、37.6 雌：0、1.28、4.38、 13.2、49.1	雄：3.60 雌：13.2	雄：10.9 雌：49.1	雄：赤色眼脂、摂餌量増 加等 雌：体重増加抑制、摂餌 量増加、消瘦等
	2 世代 繁殖試験	0、50、150、500 ppm P 雄：3.41、10.3、34.7 P 雌：3.91、12.1、41.8 F1 雄：4.11、12.4、41.2 F1 雌：4.49、13.8、46.9	親動物 P 雄：3.41 P 雌：12.1 F1 雄：— F1 雌：13.8 児動物 F1 雄：10.3 F1 雌：12.1 F2 雄：41.2 F2 雌：46.9	親動物 P 雄：10.3 P 雌：41.8 F1 雄：4.11 F1 雌：46.9 児動物 F1 雄：43.7 F1 雌：41.8 F2 雄：— F2 雌：—	親動物：体重増加抑制 児動物：体重増加抑制 (繁殖能に対する影響は 認められない)
	2 世代 繁殖 試験・ 追加試験	0、15、30 ppm P 雄：1.07、2.18 P 雌：1.19、2.44 F1 雄：1.25、2.52 F1 雌：1.41、2.82	親及び児動物 P 雄：2.18 P 雌：2.44 F1 雄：2.52 F1 雌：2.82	親及び児動物 P 雄：— P 雌：— F1 雄：— F1 雌：—	親動物：毒性所見なし 児動物：毒性所見なし (繁殖能に対する影響は 認められない)
	発生毒性 試験①	0、3、30、150	母動物：3 胎児：150	母動物：30 胎児：—	母動物：体重増加抑制 児動物：毒性所見なし (催奇形性は認められな い)

動物種	試験	投与量 (mg/kg 体重/日)	無毒性量 (mg/kg 体重/日)	最小毒性量 (mg/kg 体重/日)	備考
	発生毒性試験②	0、125、250、500、1,000	母動物：250 児動物：500	母動物：500 児動物：1,000	母動物：児の食殺、哺育率低下 児動物：体重の低値 (催奇形性は認められない)
マウス	90 日間 亜急性 毒性試験	0、100、300、1,000、3,000 ppm 雄：0、11.2、34.7、145、507 雌：0、13.8、47.1、184、493	雄：34.7 雌：47.1	雄：145 雌：184	雌雄：体重増加抑制、摂餌量増加、食餌効率低下、消瘦/体型小型等
	18 か月間 発がん性 試験	0、50、150、500 ppm 雄：0、4.86、15.2、59.7 雌：0、5.33、15.7、57.9	雄：15.2 雌：5.33	雄：59.7 雌：15.7	雄：皮膚病変、死亡率増加、体重増加抑制等 雌：体重増加抑制、食餌効率低下 (発がん性は認められない)
ウサギ	発生毒性試験	0、250、500、1,000、2,000	母動物：2,000 胎児：2,000	母動物：－ 胎児：－	母動物：毒性所見なし 胎児動物：毒性所見なし (催奇形性は認められない)
イヌ	90 日間 亜急性 毒性試験	雄：0、8、40、200 雌：0、8、40、200	雄：8 雌：8	雄：40 雌：40	雄：体重増加抑制、Glob 減少 雌：体重増加抑制
	1 年間 慢性毒性 試験	雄：0、8、40、200 雌：0、8、40、200	雄：8 雌：8	雄：40 雌：40	雄：角膜白色点 雌：角膜白色点、体重増加抑制

－：無毒性量又は最小毒性量は設定できなかった。
備考：最小毒性量で認められた所見の概要を示す。

2. 微生物学的 ADI

微生物学的影響については、現時点で利用可能なものは、*in vitro* の MIC₅₀ のみであり、VICH ガイドラインに基づく新たに試算を行うに足る詳細な知見が、平成 18 年度食品安全確保総合調査（動物用抗菌性物質の微生物学的影響調査）から得られており、この結果から国際的コンセンサスが得られている手法により微生物学的 ADI を算出することができる。国際的コンセンサスが得られている手法として、MICcalc に 0.005922 mg/mL、細菌が暴露される分画を 0.7、結腸内容物 220 g、ヒト体重 60kg を適用して、

$$\text{ADI (mg/kg 体重/日)} = \frac{0.005922 \text{ (mg/mL)} \times 220 \text{ (g)}}{0.7 \times 60 \text{ (kg)}} = 0.03102$$

*：ヒトの代謝試験（1-（8））における尿及び糞便中への排泄率を適用

微生物学的 ADI については、EMEA においては 1998 年の評価において微生物学的 ADI は最も感受性の高かった *E. coli* の MIC₅₀ の 0.4 µg/mL、結腸内容物 150mL、細菌が暴露される分画に糞中排泄率の 40%、ヒト体重に 60 kg を適用する CVMP の算出式より、0.0025 mg/kg 体重/日と算出しているが、詳細なデータはなく、現時点において国際的コンセンサスが得られている VICH 算出式を採用するのが適切であると考えられる。

3. ADI の設定について

毒性学的データから導かれる ADI と微生物学的データから導かれる ADI を比較すると、毒性学的データから導かれた値がより小さくなることから、オキシロニック酸の残留基準を設定するに際しての ADI としては 0.021 mg/kg 体重/日と設定することが適当であると考えられる。

4. 食品健康影響評価

以上より、オキシロニック酸の食品健康影響評価については、ADI として次の値を採用することが適当と考えられる。

オキシロニック酸 0.021 mg/kg 体重/日

<別紙 1：代謝物/分解物/原体混在物略称>

代謝物/分解物

略称	化学名
B	1-ethyl-7-hydroxy-6-methoxy-4-oxo-1,4-dihydro-quinoline-3-carboxylic acid
C	1-ethyl-6-hydroxy-7-methoxy-4-oxo-1,4-dihydro-quinoline-3-carboxylic acid
D	glucuronide of 1-ethyl-5,8-dihydro-8-oxo[1,3]dioxolo[4,5-g]quinoline-7-carboxylic acid
E	amino acid conjugate of 1-ethyl-7-hydroxy-6-methoxy-4-oxo-1,4-dihydro-quinoline-3-carboxylic acid
F	glucuronide of 1-ethyl-7-hydroxy-6-methoxy-4-oxo-1,4-dihydro-quinoline-3-carboxylic acid
G	conjugate of 1-ethyl-6,7-dihydroxy-4-oxo-1,4-dihydro-quinoline-3-carboxylic acid
H	glucuronide of 1-ethyl-6-hydroxy-7-methoxy-4-oxo-1,4-dihydro-quinoline-3-carboxylic acid
UA	(未同定代謝物)
UB	(未同定代謝物)
UC	(未同定代謝物)
U-1	(未同定分解物)
U-3	(未同定分解物)

原体混在物

略称	化学名
イソ体	(原体混在物)
N-メチル体	(原体混在物)
脱エチル体	(原体混在物)
アミド体	(原体混在物)
脱エチレン体	(原体混在物)

<別紙 2 : 検査値等略称>

略称	名称
ACh	アセチルコリン
A/G 比	アルブミン/グロブリン比
ai	有効成分量
Alb	アルブミン
ALT	アラニンアミノトランスフェラーゼ (=グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ (GPT))
AST	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (=グルタミン酸オキサロ酢酸トランスアミナーゼ (GOT))
BUN	血液尿素窒素
C _{max}	最高濃度
CMC	カルボキシメチルセルロース
Cre	クレアチニン
DHT	ジヒドロテストステロン
DOPAC	3,4-ジヒドロキシフェニル酢酸
Glob	グロブリン
Glu	グルコース (血糖)
hCG	ヒト絨毛性ゴナドトロピン
His	ヒスタミン
HVA	3-メトキシ-4-ヒドロキシフェニル酢酸
LC ₅₀	半数致死濃度
LD ₅₀	半数致死量
L-DOPA	L-ジヒドロキシフェニルアラニン
LH	黄体形成ホルモン
LHRH	黄体形成ホルモン放出ホルモン
MCH	平均赤血球血色素量
MCHC	平均赤血球血色素濃度
NA	ノルアドレナリン
PHI	最終使用から収穫までの日数
RBC	赤血球数
Seg	分葉核好中球数
T _{1/2}	消失半減期
TAR	総投与 (処理) 放射能
T.Chol	総コレステロール
TG	トリグリセリド
T _{max}	最高濃度到達時間
TP	総蛋白質
TRR	総残留放射能
UDS	不定期 DNA 合成試験
WBC	白血球数

<別紙 3 : 作物残留試験成績>

作物名(分析部位) 実施年	試験 圃場数	使用量 (g ai/ha)	回数 (回)	PHI (日)	残留値(mg/kg)	
					オキシロニック酸	
					最高値	平均値
水稻(玄米) 1988 年度	2	300WP~400D	3	45	<0.01	<0.01
水稻(稲わら) 1988 年度	2	300WP~400D	3	45	3.47	1.72
水稻(玄米) 1990 年度	2	300WP~400D	3 3	21 30	0.07 0.08	0.035 0.03*
水稻(稲わら) 1990 年度	2	300WP~400D	3 3	21 30	5.36 3.69	2.76 1.76
ばれいしょ(塊茎) 1988 年度	2	400 WP	4 4	7 14	0.03 0.02	0.025 0.018*
こんにゃく(球茎) 1989 年度	2	400 WP	5 5	15-17 29-31	0.08 0.05	0.035* 0.022*
こんにゃく(球茎) 1991 年度	2	200~400 WP	6 6	14 21	0.17 0.17	0.09 0.07
だいこん(根部) 1988 年度	2	150WP	5 5	14 21	0.03 0.02	0.02* 0.01*
だいこん(葉部) 1988 年度	2	150 WP	5 5	14 21	3.19 1.19	1.39 0.78
はくさい(茎葉) 1989 年度	2	400 WP	3 3 3	7 14 21	0.61 0.46 0.26	0.48 0.238 0.15
はくさい(茎葉) 1991 年度	2 3 3	150~300 WP	2 2 2	7 14 21	0.54 0.38 0.12	0.382 0.154 0.05*
キャベツ(葉球) 1990 年度	2	400 WP	3 3 3	7 14 21	0.73 0.21 0.04	0.292 0.072 0.018*
キャベツ(葉球) 1991 年度	2	240~300WP	3 3	7 14	0.25 0.20	0.17 0.13
チンゲンサイ(茎葉) 1995 年度	2	400~666 WP	2 2 2	7 14 21	0.98 0.209 0.103	0.672 0.174 0.054*
カリフラワー(花蕾) 2005 年度	1	150WP	2	14 21	<0.1 <0.1	<0.1 <0.1
ブロッコリー(花蕾) 1992 年度	2	200~400 WP	2 2	14 21	0.07 0.01	0.031 0.01*
はなっこりー(花蕾部) 2003 年度	2	200 WP	2 2 2 2	1 3 7 14	0.73 0.28 0.08 <0.02	0.525 0.235 0.06 <0.02
さんとうさい(茎葉) 2004 年度	2	100~300 WP	2 2 2	7 12-14 20	1.57 0.30 <0.05	1.50 0.18 <0.05
エンダイブ(茎葉) 2006 年度	2	300 WP	2 2 2	14 21-22 28	0.5 0.20 0.16	0.36 0.20 0.13

レタス(茎葉) 1991 年	2	150 WP	2 2 2	7 14 21	1.80 0.28 0.19	1.35 0.13* 0.10*
レタス(茎葉) 1993 年度	2	134~400 WP	2 2 2	7 14 21	0.51 0.15 0.07	0.42 0.07 0.04*
リーフレタス(茎葉) 2004 年度	1	250 WP	2	21	<0.02	<0.02
リーフレタス(茎葉) 2005 年度	2	200 WP	2	21 30	<0.01 <0.01	<0.01 <0.01
立ちちしゃ(茎葉) 2005 年度	2	200 WP	2	21 30	0.02 <0.01	0.02 <0.01
たまねぎ(鱗茎) 1988 年度	2	300 WP	5 5	7 14-17	0.02 0.01	0.012* 0.01*
根深ねぎ(茎葉) 1995 年度	2	150~200 WP	4 4 4	7 14 21	1.52 1.21 0.89	0.56 0.41 0.28
葉ねぎ(茎葉) 1995 年度	2	200 WP	4 4 4	7 14 21	1.10 0.52 0.29	0.63 0.28 0.145
ニンニク(鱗茎) 2001 年度	2	500 WP	2 2 2	7 14 21	<0.01 <0.01 <0.01	<0.01 <0.01 <0.01
アスパラガス(若茎) 2004 年度	2	300 WP	2 2 2	1 3 7	0.30 0.09 <0.05	0.18 0.07 <0.05
らっきょう(鱗茎) 2004 年度	2	400 WP	3 3 3	7 14 21	0.08 0.05 0.03	0.07 0.04 0.03
にんじん(根部) 1994 年度	2	200~400 WP	3 3 3	7 14 21	0.05 0.02 0.01	0.027 0.018* 0.01*
セロリ(茎葉) 1993・1994 年度	2	150~250 WP	3 3 3	14 21 30	0.44 0.20 0.11	0.185 0.092 0.04*
パセリ(茎葉) 2005 年度	2	300 WP	2 2 2	14 21 28	1.33 0.15 0.03	0.855 0.105 0.025
ピーマン (果実) 2013 年度	2	175~258 WP	3 3 3 3	1 3 7 14	1.15 0.99 0.67 0.13	0.755 0.628 0.458 0.0875
きゅうり (果実) 1989 年度	2	600 WP	3 3	1 3	0.63 0.42	0.418 0.252
きゅうり (果実) 1990 年度	2	250 WP	3 3 3	1 3 7	0.08 0.05 0.20	0.0475 0.0275 0.0675
なし(果実) 1999 年度	2	600 WP	3 3 3	45-48 60-63 75-78	0.07 0.04 0.02	0.06 0.032 0.015*
もも (果肉) 2006 年度	2	700~800 WP	3 3 3	7 14 30	0.09 0.08 0.03	0.055 0.0475 0.0175*
もも (果皮) 2006 年度	2	700~800 WP	3 3 3	7 14 30	11.0 4.67 4.79	8.20 4.04 3.51

うめ（果実） 2003・2006年度	1	390~800 WP	3	7	9.87	9.04
	3		3	14	10.7	3.91
	1		3	21	1.71	1.49
	2		3	30	4.95	2.36
ネクタリン（果実） 2008年度	2	400 WP	3	7	0.31	0.22
			3	28	0.11	0.08
すもも（果実） 2008年度	2	400 WP	3	7	0.30	0.18
			3	28	0.06	0.06

D：粉剤、WP：水和剤

- ・全データが定量限界未満の平均値を算出する場合は定量限界値を平均し、<を付した。
- ・複数の試験機関で、定量限界が異なる場合の最高値は、大きい値を示した（例えば A 機関で 0.006 検出され、B 機関で<0.008 の場合、<0.008 とした）。
- ・一部に定量限界未満（例えば<0.01）を含むデータの平均値は定量限界値（例えば 0.01）を検出したものとして計算し、*を付した。

<別紙 4：推定摂取量>

作物名	残留値 (mg/kg)	国民平均 (体重：53.3kg)		小児(1~6歳) (体重：15.8kg)		妊婦 (体重：55.6kg)		高齢者(65歳以上) (体重：54.2kg)	
		ff (g/人/日)	摂取量 (μg/人/日)	ff (g/人/日)	摂取量 (μg/人/日)	ff (g/人/日)	摂取量 (μg/人/日)	ff (g/人/日)	摂取量 (μg/人/日)
米	0.035	185.1	6.48	97.7	3.42	139.7	4.89	188.8	6.61
ばれいしょ	0.025	36.6	0.92	21.3	0.53	39.8	1.00	27	0.68
こんにゃく	0.09	12.9	1.16	5.7	0.51	11	0.99	13.4	1.21
だいこん(根)	0.02	45	0.90	18.7	0.37	28.8	0.57	58.5	1.17
だいこん(葉)	1.39	2.2	3.06	0.5	0.70	0.9	1.25	3.4	4.73
はくさい	0.48	29.4	14.11	10.3	4.94	21.9	10.51	31.7	15.22
キャベツ	0.292	22.8	6.66	9.8	2.86	22.9	6.69	19.9	5.81
チンゲンサイ	0.672	1.4	0.94	0.3	0.20	1	0.67	1.9	1.28
はなやさい (カリフラワー)	0.1	0.4	0.04	0.1	0.01	0.1	0.01	0.4	0.04
はなやさい (ブロッコリー)	0.031	4.5	0.14	2.8	0.09	4.7	0.15	4.1	0.13
その他のアブラナ科野菜	1.5	2.1	3.15	0.3	0.45	0.2	0.30	3.1	4.65
エンダイブ	0.36	0.1	0.04	0.1	0.04	0.1	0.04	0.1	0.04
レタス (含チシャ、サラダナ)	1.35	6.1	8.24	2.5	3.38	6.4	8.64	4.2	5.67
たまねぎ	0.012	30.3	0.36	18.5	0.22	33.1	0.40	22.6	0.27
ねぎ	0.63	11.3	7.12	4.5	2.84	8.2	5.17	13.5	8.51
ニンニク	0.01	0.3	0.00	0.1	0.00	0.1	0.00	0.3	0.00
アスパラガス	0.18	0.9	0.16	0.3	0.05	0.4	0.07	0.7	0.13
その他のゆり科野菜	0.07	0.9	0.06	0.1	0.01	0.1	0.01	1.8	0.13
にんじん	0.027	24.6	0.66	16.3	0.44	25.1	0.68	22.3	0.60
パセリ	0.855	0.1	0.09	0.1	0.09	0.1	0.09	0.1	0.09
セロリ	0.185	0.4	0.07	0.1	0.02	0.3	0.06	0.4	0.07
ピーマン	0.755	4.4	3.32	2	1.51	1.9	1.43	3.7	2.79
きゅうり	0.418	16.3	6.81	8.2	3.43	10.1	4.22	16.6	6.94
日本なし	0.06	5.1	0.31	4.4	0.26	5.3	0.32	5.1	0.31
もも	8.20	0.5	4.1	0.7	5.74	4.0	32.8	0.1	0.82
ネクタリン	0.22	0.1	0.02	0.1	0.02	0.1	0.02	0.1	0.02
スモモ	0.18	0.2	0.04	0.1	0.02	1.4	0.25	0.2	0.04
うめ	9.04	1.1	9.94	0.3	2.71	1.4	12.6	1.6	14.5
合計			78.9		34.9		93.9		82.4

注）・残留値は、申請されている使用時期・回数のうち最大の残留を示す各試験区の平均残留値を用いた（参照 別紙 3）。

- ・ff：平成10年～12年の国民栄養調査（参照 65～67）の結果に基づく農産物摂取量（g/人/日）。
- ・摂取量：残留値及び農産物摂取量から求めたオキシロニック酸の推定摂取量（μg/人/日）。
- ・その他のアブラナ科野菜の残留値は、はなっこりの値を用いた。
- ・その他のゆり科野菜の残留値は、らっきょうの値を用いた。

<別紙5：動物用医薬品の用法・用量>

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
オキシリン酸を有効成分とする飼料添加剤(懸濁水性剤を除く。)	牛(生後50日を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり500g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためには水揚げする前16日間
	にしん目魚類(海水中で養殖されているもの)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためには水揚げする前21日間
	にしん目魚類(淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためには水揚げする前21日間
	うなぎ目魚類(うなぎにあつては、食用に供するために水揚げする前25日間は飼育水の交換率が1日平均50%以上の条件におかれるもの)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためには水揚げする前25日間
	こい目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためには水揚げする前28日間

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
オキシリン酸を有効成分とする飼料添加剤(懸濁水性剤を除く。)	あゆ	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前14日間
	くるまえば	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
オキシリン酸を有効成分とする飼料添加剤(懸濁水性剤)	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前16日間
オキシリン酸を有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
オキシリン酸を有効成分とする強制経口投与剤	豚(生後1月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
オキシリン酸を有効成分とする薬浴剤	うなぎ	水1t当たり5g以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前25日間
	あゆ	水1t当たり10g以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前14日間

<参照>

- 1 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生労働省告示第 370 号）の一部を改正する件（平成 17 年 11 月 29 日付け平成 17 年厚生労働省告示第 499 号）
- 2 農薬抄録オキシリニック酸：日本農薬株式会社、2005 年、一部公表
- 3 オキシリニック酸の吸収、分布および排泄：田辺製薬㈱、1973 年、未公表
- 4 オキシリニック酸連続投与時の血中濃度と臓器内分布：田辺製薬㈱、1973 年、未公表
- 5 オキシリニック酸のラットにおける代謝試験（Ⅰ）：1 回投与試験：第一化学薬品株式会社、1990 年、未公表
- 6 オキシリニック酸のラットにおける代謝試験（Ⅱ）：連続投与試験：第一化学薬品株式会社、1990 年、未公表
- 7 オキシリニック酸の代謝：田辺製薬㈱、1974 年、未公表
- 8 オキシリニック酸の水稻における代謝：住友化学工業株式会社、1989 年、未公表
- 9 種子処理したオキシリニック酸の水稻における移行性：住友化学工業株式会社、1988 年、未公表
- 10 オキシリニック酸の白菜における代謝：住友化学工業株式会社、1989 年、未公表
- 11 オキシリニック酸の土壌からダイコンへの吸収移行：第一化学薬品株式会社、1988 年、未公表
- 12 オキシリニック酸の水田土壌における代謝：住友化学工業株式会社、1989 年、未公表
- 13 オキシリニック酸の畑地土壌における代謝：住友化学工業株式会社、1989 年、未公表
- 14 オキシリニック酸の土壌表面における光分解：住友化学工業株式会社、1988 年、未公表
- 15 オキシリニック酸の土壌からの溶脱性：住友化学工業株式会社、1988 年、未公表
- 16 オキシリニック酸の土壌における吸着と脱着：住友化学工業株式会社、1988 年、未公表
- 17 オキシリニック酸土壌吸着係数試験報告書：化学分析コンサルタント、1993 年、未公表
- 18 オキシリニック酸の土壌懸濁培養液中における代謝：住友化学工業株式会社、1989 年、未公表
- 19 オキシリニック酸の加水分解及び水中における光分解：住友化学工業株式会社、1989 年、未公表
- 20 オキシリニック酸の水中光分解運命試験（GLP 対応）：PTRL-West, Inc.（米）、2004 年、未公表
- 21 土壌残留試験結果：住友化学工業株式会社、1987、1988 年、未公表
- 22 作物残留試験結果：住友化学工業株式会社、1988～2003 年、未公表
- 23 後作物残留試験結果：住友化学工業株式会社、1989、1990 年、未公表

- 24 乳汁試験結果：財団法人畜産生物科学安全研究所、1988年、未公表
- 25 オキシリニック酸原体の生体の機能に及ぼす影響に関する試験 (GLP 対応)：(財) 残留農薬研究所、1988年、未公表
- 26 オキシリニック酸原体のラットにおける急性経口毒性試験(試験 1) (GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1987年、未公表
- 27 オキシリニック酸原体のラットにおける急性経口毒性試験(試験 2) (GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1987年、未公表
- 28 オキシリニック酸原体のマウスにおける急性経口毒性試験(GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1987年、未公表
- 29 オキシリニック酸原体のラットにおける急性経皮毒性試験 (GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1987年、未公表
- 30 オキシリニック酸原体のラットにおける急性吸入毒性試験 (GLP 対応)：(財) 残留農薬研究所、1987年、未公表
- 31 Yanada T., Nakamura J., Okuno Y., Hsokawa S., Matsuo M., Yamada H., Ohta M. A possible mechanism for the increase in serum luteinizing hormone levels in male rats by oxolinic acid. *Toxicol. Appl. Pharmacol.* (1995) 134(1):35-42.
- 32 Garcia de Mateos-Verchere J., Vaugeois JM., Naudin B., Costentin J. Behavioural and neurochemical evidence that the antimicrobial agent oxolinic acid is a dopamine putake inhibitor. *Eur. Neuropsychopharmacol.* (1988) 8(4):255-259.
- 33 Thiebot MH., Kloczko J., Chermat R., Simon P., Soubrie P. Oxolinic acid and diazepam: their reciprocal antagonism in rodents. *Psychopharmacology* (1980) 67(1):91-95.
- 34 オキシリニック酸原体中の混在物イソ体のマウスにおける急性経口毒性試験 (GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1987年、未公表
- 35 オキシリニック酸原体中の混在物 N-メチル体のマウスにおける急性経口毒性試験 (GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1988年、未公表
- 36 オキシリニック酸原体中の混在物脱エチル体のマウスにおける急性経口毒性試験 (GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1988年、未公表
- 37 オキシリニック酸原体中の混在物アミド体のマウスにおける急性経口毒性試験 (GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1988年、未公表
- 38 オキシリニック酸原体中の混在物脱メチレン体のマウスにおける急性経口毒性試験 (GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1989年、未公表
- 39 オキシリニック酸原体のウサギの眼及び皮膚に対する刺激性試験 (GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1987年、未公表
- 40 オキシリニック酸原体のモルモットにおける皮膚感作性試験 (GLP 対応)：住友化学工業株式会社、1987年、未公表
- 41 オキシリニック酸原体のラットにおける 13 週間亜急性毒性試験 (GLP 対応)：(財)

- 残留農薬研究所、1988 年、未公表
- 42 オキシリニック酸原体のマウスにおける 13 週間亜急性毒性試験 (GLP 対応) : (財) 残留農薬研究所、1988 年、未公表
- 43 オキシリニック酸原体のイヌにおける 3 か月間亜急性経口毒性試験 (GLP 対応) : (財) 残留農薬研究所、1989 年、未公表
- 44 オキシリニック酸原体のイヌにおける 1 年間慢性経口毒性試験 (GLP 対応) : (財) 残留農薬研究所、1989 年、未公表
- 45 オキシリニック酸原体のラットにおける 24 か月間慢性毒性・発がん性試験 (GLP 対応) : (財) 残留農薬研究所、1990 年、未公表
- 46 オキシリニック酸原体のマウスにおける 18 か月間経口発がん性試験 (GLP 対応) : (財) 残留農薬研究所、1990 年、未公表
- 47 オキシリニック酸原体のラットにおける 2 世代繁殖性試験 (GLP 対応) : (財) 残留農薬研究所、1990 年、未公表
- 48 オキシリニック酸原体のラットにおける 2 世代繁殖性試験 : 追加試験 (GLP 対応) : (財) 残留農薬研究所、1990 年、未公表
- 49 オキシリニック酸原体のラットにおける催奇形性試験 (GLP 対応) : (財) 残留農薬研究所、1989 年、未公表
- 50 オキシリニック酸原体のウサギにおける催奇形性試験 (GLP 対応) : 信州動物実験センター、1988 年、未公表
- 51 オキシリニック酸原体の細菌を用いた DNA 修復試験 (GLP 対応) : 住友化学工業株式会社、1988 年、未公表
- 52 オキシリニック酸原体の細菌を用いた復帰変異性試験 : 住友化学工業株式会社、1988 年、未公表
- 53 オキシリニック酸原体のチャイニーズハムスター肺由来の培養細胞 (V79) を用いた遺伝子突然変異試験 (GLP 対応) : 住友化学工業株式会社、1986 年、未公表
- 54 オキシリニック酸原体のチャイニーズハムスター肺由来の培養細胞を用いた *in vitro* 染色体異常試験 (GLP 対応) : 野村生物科学研究所、1988 年、未公表
- 55 オキシリニック酸原体のラット肝細胞を用いた *in vitro* 不定期 DNA 合成試験 (GLP 対応) : 住友化学工業株式会社、1990 年、未公表
- 56 オキシリニック酸原体の核分離法を用いた *in vitro* 不定期 DNA 合成試験 (GLP 対応) : 住友化学工業株式会社、1990 年、未公表
- 57 オキシリニック酸原体のマウス骨髓細胞を用いた小核試験 (GLP 対応) : 野村生物科学研究所、1987 年、未公表
- 58 オキシリニック酸原体のマウス骨髓細胞を用いた *in vivo* 姉妹染色体交換試験 (GLP 対応) : Hazleton Washington, Inc., 1991 年、未公表
- 59 オキシリニック酸原体中の混在物イソ体の細菌を用いた復帰変異試験 (GLP 対応) : 住友化学工業株式会社、1988 年、未公表
- 60 オキシリニック酸原体中の混在物 N-メチル体の細菌を用いた復帰変異試験 (GLP 対

- 応) : 住友化学工業株式会社、1988 年、未公表
- 61 オキシリニック酸原体中の混在物脱エチル体の細菌を用いた復帰変異試験 (GLP 対応) : 住友化学工業株式会社、1988 年、未公表
- 62 オキシリニック酸原体中の混在物アミド体の細菌を用いた復帰変異試験 (GLP 対応) : 住友化学工業株式会社、1988 年、未公表
- 63 オキシリニック酸原体中の混在物脱メチレン体の細菌を用いた復帰変異試験 (GLP 対応) : 住友化学工業株式会社、1990 年、未公表
- 64 オキシリニック酸原体のラット精巣腫瘍の発現機作検討試験 : 住友化学工業株式会社、1994、1995 年、未公表
- 65 国民栄養の現状—平成 10 年国民栄養調査結果— : 健康・栄養情報研究会編、2000 年
- 66 国民栄養の現状—平成 11 年国民栄養調査結果— : 健康・栄養情報研究会編、2001 年
- 67 国民栄養の現状—平成 12 年国民栄養調査結果— : 健康・栄養情報研究会編、2002 年
- 68 食品健康影響評価について
- 69 オキシリニック酸の食品健康影響評価資料の追加提出について : 住友化学株式会社、2007 年、未公表
- 70 オキシリン酸 食品健康影響評価に関する資料概要 : 大日本住友製薬株式会社、未公表
- 71 COMMITTEE FOR VETERINARY MEDICINAL PRODUCTS OXOLINIC ACID SUMMARY REPORT (1),(2),(4),(5)、EMEA
- 72 動物用医薬品等データベース
(URL : http://www.nval.go.jp/asp/asp_dbDR_idx.asp)
- 73 人によるオキシリン酸の代謝 : Warner-Lambert Research Institute, F.J.Dicarlo et al.、未公表
- 74 子牛におけるオキシリン酸経口投与の安全性と体内残留試験成績 : 田辺製薬株式会社、未公表
- 75 豚におけるオキシリン酸経口投与の安全性と体内残留試験成績、田辺製薬株式会社、未公表
- 76 鶏雛におけるオキシリン酸飼料中添加投与の安全性と体内残留試験成績、田辺製薬株式会社、未公表
- 77 微細化オキシリン酸の鶏大腸菌症に対する効果ならびに鶏における吸収性および残留性、田辺製薬株式会社、未公表
- 78 TO-77S を投与した鶏におけるオキシリン酸の残留、有限会社京都動物検疫センター、未公表
- 79 TO-77S 経口投与によるオキシリン酸の子豚への残留試験、財団法人畜産生物科学安全研究所、1989 年、未公表

- 80 TO-77S 経口投与によるオキシリン酸の子豚への残留試験、財団法人畜産生物科学安全研究所、1990 年、未公表
- 81 オキシリン酸のハマチ体内残留試験、和歌山県水産増殖試験場、未公表
- 82 経口投与によるオキシリン酸のハマチ組織内濃度試験、兵庫県水産試験場、未公表
- 83 オキシリン酸に関する各種試験成績、岐阜県水産試験場、1972 年、未公表
- 84 オキシリン酸の魚類抗菌剤としての適正試験報告 (1)・(2)、長野県水産指導所、1972 年、未公表
- 85 オキシリン酸を鮎に経口投与した時の組織内濃度、神奈川県淡水魚増殖試験場、未公表
- 86 Oxolinic Acid の魚類感染症治療剤としての応用に関する研究-I. 抗菌活性、治療効果、ならびに魚体内消長、遠藤俊夫、萩島健次、早坂治男、金子修司、大島慧、Bulletin of Japanese Society of Scientific Fisheries. (1973) 39(2):165-171
- 87 オキシリン酸の経口投与による鯉組織内濃度、神奈川県淡水魚増殖試験場、未公表
- 88 オキシリン酸のウナギ投与時における体内残留濃度、千葉県内湾水産試験場内水面分場、未公表
- 89 TO-77 薬浴剤のアユにおける基礎試験、和歌山県内水面漁業センター、未公表
- 90 オキシリン酸の薬浴によるウナギ残留性試験、田辺製薬株式会社、未公表
- 91 オキシリン酸の経口投与によるニジマス・アユの残留性試験、岐阜県衛生研究所、未公表
- 92 高速液体クロマトグラフィによるブリ組織中のオキシリン酸の定量ならびに微細化によるオキシリン酸のバイオアベイラビリティの向上、田辺製薬株式会社、未公表
- 93 TO-77S のブリ体内残留性試験、香川県水産試験場、1986 年、未公表
- 94 新抗菌剤オキシリン酸の飼料中への添加が産卵に及ぼす影響ならびに鶏卵中の残留、京都府立大学、1972 年、未公表
- 95 オキシリン酸の急性毒性、田辺製薬株式会社、未公表
- 96 オキシリン酸の亜急性毒性試験、田辺製薬株式会社、未公表
- 97 オキシリン酸の慢性毒性試験、田辺製薬株式会社、未公表
- 98 新抗菌剤オキシリン酸の寄生的安全性の検討、岐阜大学、未公表
- 99 平成 18 年度食品安全確保総合調査:動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査、食品安全委員会
- 100 食品健康影響評価について
- 101 作物残留試験結果:住友化学工業株式会社、2003~2006 年、未公表
- 102 食品健康影響評価の結果の通知について(平成 20 年 7 月 24 日付け府食第 812 号)
- 103 食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部を改正する件(平成 21 年 6 月 4 日付け厚生労働省告示第 325 号)
- 104 農薬抄録オキシロニック酸(殺菌剤)(平成 22 年 4 月 27 日改訂):住友化学株式会社、一部公表予定

- 105 オキシリニック酸原体のラットにおける急性経口投与神経毒性試験、未公表
- 106 オキシリニック酸原体のラットにおける 90 日間反復経口投与神経毒性試験、未公表
- 107 作物残留試験結果：住友化学工業株式会社、2005~2008 年、未公表
- 108 食品健康影響評価について（平成 22 年 9 月 9 日付け厚生労働省発食安 0909 第 3 号）
- 109 食品健康影響評価の結果の通知について（平成 23 年 6 月 30 日付け府食第 543 号）
- 110 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正する件（平成 24 年 12 月 28 日付け厚生労働省告示第 595 号）
- 111 農薬抄録オキシリニック酸（殺菌剤）（平成 24 年 9 月 28 日改訂）：住友化学株式会社、一部公表予定
- 112 オキシリニック酸の作物残留試験成績（ピーマン、きゅうり）：住友化学株式会社、未公表
- 113 食品健康影響評価について（平成 25 年 8 月 19 日付け厚生労働省発食安 0819 第 19 号）

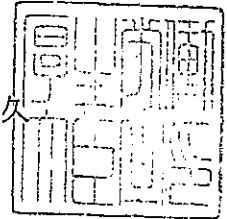




厚生労働省発食安0217第7号
平成26年2月17日

薬事・食品衛生審議会
会長 西島 正弘 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

別添の29品目の農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準設定について

(別添)

- 1 1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン
- 2 アザコナゾール
- 3 アニラジン
- 4 アラマイト
- 5 クロゾリネート
- 6 クロルブファム
- 7 クロルベンシド
- 8 クロロクスロン
- 9 ジオキサチオン
- 10 ジノテルブ
- 11 ジフェナミド
- 12 ジメチリモール
- 13 スルプロホス
- 14 ダイアレート
- 15 ナブタラム
- 16 ニトロタールイソプロピル
- 17 バーバン
- 18 ピラゾホス
- 19 プロモホス
- 20 プロモホスエチル
- 21 ホラムスルフロン
- 22 ホルモチオン
- 23 メカルパム
- 24 メタクリホス
- 25 モノリニューロン
- 26 フェンクロルホス
- 27 2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール
- 28 ビチオノール
- 29 ミロキサシン

平成26年3月20日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

平成26年2月17日付け厚生労働省発食安0217第7号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく別紙の29品目の農薬及び動物用医薬品に係る食品規格（食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別紙)

- 1 1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン
- 2 アザコナゾール
- 3 アニラジン
- 4 アラマイト
- 5 クロゾリネート
- 6 クロルブファム
- 7 クロルベンシド
- 8 クロロクスロン
- 9 ジオキサチオン
- 10 ジノテルブ
- 11 ジフェナミド
- 12 ジメチリモール
- 13 スルプロホス
- 14 ダイアレート
- 15 ナブタラム
- 16 ニトロタールイソプロピル
- 17 バーバン
- 18 ピラゾホス
- 19 ブロモホス
- 20 ブロモホスエチル
- 21 ホラムスルフロン
- 22 ホルモチオン
- 23 メカルバム
- 24 メタクリホス
- 25 モノリニューロン
- 26 フェンクロルホス
- 27 2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール
- 28 ビチオノール
- 29 ミロキサシン

農薬等 29 品目 (アザコナゾール等)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 経緯

我が国では、2006 年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等 758 品目にコーデックス基準やデータの提供等について協力を申し出た 5 か国及び地域（米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド）の基準値などを参考として暫定的に残留基準（以下「暫定基準」という。）を定めた。暫定基準については、基準値を参照した 5 か国及び地域等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から 8 年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、29 品目において国内の登録・承認がないもの、暫定基準を設定する際に参照とした国において基準値が削除されているもの等、現状に則していないことが確認できた。

2. 概要

	品目名	英名	主な用途
1	アザコナゾール	Azaconazole	農薬・殺虫剤
2	アニラジン	Anirazine	農薬・殺菌剤
3	アラマイト	Aramite	農薬・ダニ駆除剤
4	クロゾリネート	Chlozolate	農薬・殺菌剤
5	クロルブファム	Chlorbufam	農薬・除草剤
6	クロルベンシド	Chlorbenside	農薬・ダニ駆除剤
7	クロロクスロン	Chloroxuron	農薬・除草剤
8	ジオキサチオン	Dioxathion	農薬・殺虫剤
9	1,1-ジクロロ-2,2-ビス (4-エチルフェニル)エ タン	1,1-dichloro-2,2-bis (4-ethylphenyl)ethane	農薬・殺虫剤
10	ジノテルブ	Dinoterb	農薬・除草剤
11	ジフェナミド	Diphenamid	農薬・除草剤

12	ジメチリモール	Dimethirimol	農薬・殺菌剤
13	スルプロホス	Sulprofos	農薬・殺虫剤
14	ダイアレート	Di-allate	農薬・除草剤
15	ナプタラム	Naptalam	農薬・除草剤
16	ニトロタールイソプロピ ル	Nitrothal-isopropyl	農薬・殺菌剤
17	バーバン	Barban	農薬・除草剤
18	ピラゾホス	Pyrazophos	農薬・殺菌剤
19	ブロモホス	Bromophos	農薬・殺虫剤
20	ブロモホスエチル	Bromophos-ethyl	農薬・殺虫剤
21	ホラムスルフロン	Foramsulfuron	農薬・除草剤
22	ホルモチオン	Formothion	農薬・殺虫剤
23	メカルバム	Mecarbam	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
24	メタクリホス	Methacrifos	農薬・殺虫剤
25	モノリニュロン	Monolinuron	農薬・除草剤
26	フェンクロルホス	Fenchlorphos	農薬/動物用医薬品・殺虫剤
27	2-アセチルアミノ-5-ニ トロチアゾール	2-acetylamino-5-nitro thiazole	動物用医薬品・寄生虫駆除剤
28	ビチオノール	Bithionol	動物用医薬品・寄生虫駆除剤
29	ミロキサシン	Miloxacin	動物用医薬品・合成抗菌剤

3. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた29品目に係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

別紙に掲載の29品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該29品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

4. 諸外国における状況

国際基準は設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランド（以下、海外主要国とする）について調査した結果は、a) 基準値が設定されていない、b) 分析法の定量下限値を残留基準としている、c) 定量下限以外の基準が設定されている、であった。a)～c)の状況については別紙1を参照。

今回の基準の見直しについては輸入食品円滑化推進会議参加国52カ国地域（海外主要国含む）に加え、OECD加盟国（34カ国）、台湾、エクアドル等を加えた計61カ国地域に対して調査を行ったが、基準を保留する要望はなかった。

※ 世界中の使用状況を把握するのは困難である。平成21年度及び22年度の我が国における総届出重量に占める61ヶ国地域からの届出重量の割合が、およそ98%にのぼることから、61ヶ国地域の確認を取れば、我が国に輸入される食品中の残留農薬等についてはほぼ把握出来ると判断した。

5. 基準値案

別紙2-1から別紙2-29のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。

調査の結果、これらの29品目については、国内の登録・承認がない又は失効しており、今後も申請される予定がないこと、国外において一部の食品に残留基準が設定されているが、農薬登録がされていないことや、登録はあるものの対象食品が対日輸出されていないこと、JMPRやJECFAにおける毒性評価はされている成分はあるもののコーデックス基準もなく、設定も見込めないこと等が確認できた。また、過去10年間の輸入時検査においても、食品衛生法違反はなく検出事例もなかった。これらをふまえ、日本国内において当該29品目が残留する食品が流通する可能性は非常に低く、基準値を削除しても支障はないと判断出来ることから、基準を維持し続けることは不要であると考えられる。

なお、ミロキサシンは化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の物質については一律基準の0.01ppmが適用されることになる。

海外主要国における残留基準設定状況

別紙 1

	品目名	主な用途	残留基準設定状況			
			a) 海外主要国で基準が設定されていないもの	b) 海外主要国で分析法の定量下限を残留基準としているもの	c) 海外主要国で定量下限以外の残留基準が設定されているもの	基準の具体例
1	アザコナゾール	農薬・殺菌剤			○	ニュージーランド: トマトに0.05ppm
2	アニラジン	農薬・殺菌剤		○		
3	アラマイト	農薬・ダニ駆除剤		○		
4	クロソリネート	農薬・殺菌剤		○		
5	クロルブファム	農薬・除草剤		○		
6	クロルベンシド	農薬・ダニ駆除剤		○		
7	クロロクシロン	農薬・除草剤		○		
8	ジオキサチオン	農薬・殺虫剤		○		
9	1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン	農薬・殺虫剤			○	EU: ハーブ類に0.02ppm、ほかは定量下限値
10	ジノテルブ	農薬・除草剤		○		
11	ジフェナミド	農薬・除草剤			○	カナダ: いちごに1ppm
12	ジメチリモール	農薬・殺菌剤	○			
13	スルプロホス	農薬・殺虫剤	○			
14	ダイアレート	農薬・除草剤		○		
15	ナブタラム	農薬・除草剤			○	カナダ: メロン類果実に0.1ppm
16	ニトロタールイソプロピル	農薬・殺菌剤	○			
17	パーバン	農薬・除草剤		○		
18	ピラゾホス	農薬・殺菌剤		○		
19	プロモホス	農薬・殺虫剤			○	カナダ: りんごに1.5ppm
20	プロモホスエチル	農薬・殺虫剤		○		
21	ホラムスルフロン	農薬・除草剤			○	カナダ: とうもろこしに0.01ppm ニュージーランド: とうもろこしに0.01ppm
22	ホルモチオン	農薬・殺虫剤		○		
23	メカルバム	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤		○		
24	メタクリホス	農薬・殺虫剤		○		
25	モノリニユロン	農薬・除草剤		○		
26	フェンクロルホス	農薬/動物用医薬品・殺虫剤		○		
27	2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール	動物用医薬品・寄生虫駆除剤	○			
28	ピチオノール	動物用医薬品・寄生虫駆除剤	○			
29	ミロキサシン	動物用医薬品・合成抗菌剤	○			

注1) 残留基準設定状況のb)については、定量下限値で残留基準を設定している国・地域において、現在農薬登録がなされていないことを確認済み

注2) 残留基準設定状況のc)に該当する成分のうち、1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタンはEUにおいて、ジフェナミド及びプロモホスはカナダにおいて基準値はあるものの現在農薬登録がなされていないこと、アザコナゾール、ナブタラム及びホラムスルフロンは基準があり且つ農薬登録はあるものの、対象農産物の対日輸出がないことを確認済み

農薬名 アザコナゾール

(別紙2-1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マッシュルーム		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ		0.7				
てんさい		10				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		10				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		10				
かぶ類の根		10				
かぶ類の葉		10				
西洋わさび		10				
クレソン		10				
はくさい		10				
キャベツ		10				
芽キャベツ		10				
ケール		10				
こまつな		10				
きょうな		10				
チンゲンサイ		10				
カリフラワー		10				
ブロッコリー		10				
その他のあぶらな科野菜		10				
ごぼう		10				
サルシフィー		10				
アーティチョーク		10				
チコリ		10				
エンダイブ		10				
しゅんぎく		10				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		10				
その他のきく科野菜		10				
たまねぎ		10				
ねぎ(リーキを含む。)		10				
にんにく		10				
にら		10				
アスパラガス		10				
わけぎ		10				
その他のゆり科野菜		10				
にんじん		10				
パースニップ		10				
パセリ		10				
セロリ		10				
みつば		10				
その他のせり科野菜		10				
トマト		10				
ピーマン		10				
なす		10				
その他のなす科野菜		10				
きゅうり(ガーキンを含む。)		10				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		10				
しろうり		10				
すいか		10				
メロン類果実		10				
まくわうり		10				
その他のうり科野菜		10				
ほうれんそう		10				
たけのこ		10				
オクラ		10				
しょうが		10				
未成熟えんどう		10				
未成熟いんげん		10				
えだまめ		10				
マッシュルーム		10				
しいたけ		10				
その他のきのこ類		10				
その他の野菜		10				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん		10				
なつみかんの果実全体		10				
レモン		10				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		10				
グレープフルーツ		10				
ライム		10				
その他のかんきつ類果実		10				
りんご		10				
日本なし		10				
西洋なし		10				
マルメロ		10				
びわ		10				
もも		10				
ネクタリン		10				
あんず(アブリコットを含む。)		10				
すもも(プルーンを含む。)		10				
うめ		10				
おうとう(チェリーを含む。)		10				
いちご		20				
ラズベリー		10				
ブラックベリー		10				
ブルーベリー		10				
クランベリー		10				
ハuckleベリー		10				
その他のベリー類果実		10				
ぶどう		10				
かき		10				
バナナ		10				
キウイ		10				
パパイヤ		10				
アボカド		10				
パイナップル		10				
グアバ		10				
マンゴー		10				
パッションフルーツ		10				
なつめやし		10				
その他の果実		10				
ひまわりの種子		10				
ごまの種子		10				
べにばなの種子		10				
綿実		10				
なたね		10				
その他のオイルシード		10				
ぎんなん		10				
くり		10				
ペカン		10				
アーモンド		10				
くるみ		10				
その他のナッツ類		10				
その他のスパイス		10				
その他のハーブ		10				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
さとうきび		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チンゲンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.01				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろうり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のうり科野菜		0.01				
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.01				
オクラ		0.01				
しょうが		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.01				
しいたけ		0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アブリコットを含む。)		0.01				
すもも(プルーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハuckleベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ		0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
ぎんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス その他のハーブ		0.01 0.01				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01 0.01 0.01				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01 0.01 0.01				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01 0.01 0.01				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01 0.01 0.01				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01 0.01 0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.01 0.01				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.01 0.01				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.01 0.01				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.01 0.01				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.01 0.01				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.01 0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現 行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アブリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

食品名	基準値 索 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05 0.05 0.05				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05 0.05 0.05				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05 0.05 0.05				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05 0.05 0.05				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05 0.05 0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.05 0.05				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.05 0.05				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.05 0.05				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.05 0.05				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.05 0.05				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.05 0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いものをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チンゲンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.01				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.01				
オクラ		0.01				
しょうが		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.01				
しいたけ		0.01				
その他のきのこ類		0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん		0.01				
なつみかんの外果皮		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アブリコットを含む。)		0.01				
すもも(プルーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハuckleベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ		0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
ぎんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いものをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いものをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

農薬名

ジオキサチオン

(別紙2-8)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チンゲンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.01				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろうり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.01				
オクラ		0.01				
しょうが		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.01				
しいたけ		0.01				
その他のきのこ類		0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アプリコットを含む。)		0.01				
すもも(ブルーベリーを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハuckleベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ		0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
ぎんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく'		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

ジフェナミド

(別紙2-11)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.2				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.2				
はくさい		0.2				
キャベツ		0.2				
芽キャベツ		0.2				
ケール		0.2				
こまつな		0.2				
きょうな		0.2				
チンゲンサイ		0.2				
カリフラワー		0.2				
ブロッコリー		0.2				
その他のあぶらな科野菜		0.2				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.2				
チコリ		0.2				
エンダイブ		0.2				
しゅんぎく		0.2				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.2				
その他のきく科野菜		0.2				
たまねぎ		0.2				
ねぎ(リーキを含む。)		0.2				
にんにく		0.2				
にら		0.2				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.2				
にんじん		0.2				
パースニップ		0.2				
パセリ		0.2				
セロリ		0.2				
みつば		0.2				
その他のせり科野菜		0.2				
トマト		0.2				
ピーマン		0.2				
なす		0.2				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.2				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.2				
しろり		0.2				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.2				
ほうれんそう		0.2				
たけのこ		0.2				
オクラ		0.2				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		0.2				
未成熟いんげん		0.2				
えだまめ		0.2				
マッシュルーム		0.2				
しいたけ		0.2				
その他のきのこ類		0.2				
その他の野菜		0.2				
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
りんご		0.1				
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アプリコットを含む。)		0.1				
すもも(プルーンを含む。)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				
いちご		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハuckleベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.1				
かき		0.1				
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト		1				
ピーマン		5				
なす		1				
きゅうり(ガーキンを含む。)		1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		1				
その他のうり科野菜		1				
未成熟いんげん		2				
綿実		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.2				
豚の筋肉		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.2				
牛の脂肪		0.2				
豚の脂肪		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.2				
牛の肝臓		0.2				
豚の肝臓		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2				
牛の腎臓		0.2				
豚の腎臓		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.2				
豚の食用部分		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2				
乳		0.2				
鶏の筋肉		0.2				
その他の家きんの筋肉		0.2				
鶏の脂肪		0.2				
その他の家きんの脂肪		0.2				
鶏の肝臓		0.2				
その他の家きんの肝臓		0.2				
鶏の腎臓		0.2				
その他の家きんの腎臓		0.2				
鶏の食用部分		0.2				
その他の家きんの食用部分		0.2				
鶏の卵		0.2				
その他の家きんの卵		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろうり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名 ニトロタールイソプロピル

(別紙2-16)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご						

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アブリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーベリーを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろうり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.02				
豚の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪		0.02				
豚の脂肪		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.02				
豚の肝臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.02				
牛の腎臓		0.02				
豚の腎臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02				
牛の食用部分		0.02				
豚の食用部分		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02				
乳		0.02				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.02				
その他の家きんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家きんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				
鶏の卵		0.1				
その他の家きんの卵		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

プロモホス

(別紙2-19)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご		2				
カカオ豆		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いものをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
カカオ豆		0.05				

農薬名 プロモホスエチル

(別紙2-20)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名 ホラムスルフロン

(別紙2-21)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.05				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろうり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプロコットを含む。)		0.02				
すもも(ブルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぐり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アブリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハックルベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		3				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		3				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のさく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アブリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイヤ		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		3				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いものをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.05				
まくわうり		0.05				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		0.05				
レモン		0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		0.05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
りんご		0.05				
日本なし		0.05				
西洋なし		0.05				
マルメロ		0.05				
びわ		0.05				
もも		0.05				
ネクタリン		0.05				
あんず(アブリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
かき		0.05				
バナナ		0.05				
キウイ		0.05				
パパイア		0.05				
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.05				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いものをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チンゲンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.01				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(リーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.01				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
しろうり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.01				
オクラ		0.01				
しょうが		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.01				
しいたけ		0.01				
その他のきのこ類		0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アプリコットを含む。)		0.01				
すもも(プルーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハuckleベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ		0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
ぎんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶		0.1				
ホップ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス その他のハーブ		0.01 0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の家きんの筋肉		0.1				
その他の家きんの脂肪		0.1				
その他の家きんの肝臓		0.1				
その他の家きんの腎臓		0.1				
その他の家きんの食用部分		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1 0.1				
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1 0.1				
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1 0.1				
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1 0.1				
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1 0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

動物用医薬品名

ミロキサシン

(別紙2-29)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(参考)

これまでの経緯

平成17年11月29日 残留基準告示
平成26年 1月10日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成26年 1月20日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成26年 2月17日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成26年 2月20日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

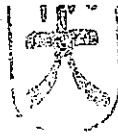
[委員]

石井 里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
延東 真	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所名誉所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室教授
佐藤 清	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
高橋 美幸	農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター薬学教育部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	東北大学大学院薬学研究科薬物動態学分野准教授
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授

(○：部会長)

答申（案）

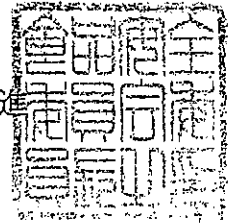
アザコナゾール、アニラジン、アラマイト、クロゾリネート、クロルブファム、クロルベンシド、クロロクスロン、ジオキサチオン、1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン、ジノテルブ、ジフェナミド、ジメチリモール、スルプロホス、ダイアレート、ナプタラム、ニトロタールイソプロピル、バーバン、ピラゾホス、プロモホス、プロモホスエチル、ホラムスルフロン、ホルモチオン、メカルバム、メタクリホス、モノリニュロン、フェンクロルホス、2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール、ビチオノール及びミロキサシンについては食品中の残留基準を設定しないことが適当である。なお、アラマイトは各異性体の和とし、ダイアレートは各異性体の和とする。



府 食 第 63 号
平成 26 年 1 月 20 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について

平成 26 年 1 月 10 日付け厚生労働省発食安 0110 第 2 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

別紙に掲載の 29 品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該 29 品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は当該 29 品目が国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつ当該 29 品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。